

立憲君主制と象徴天皇制の間

深 草 徹

目次

	頁
第1 はじめに	2
第2 象徴天皇制は日本古来の伝統への回帰か	4
1 津田左右吉博士の見解	4
2 石井良助博士の見解	7
3 和辻哲郎博士の見解	9
4 近代天皇制と象徴天皇制	10
第3 象徴天皇制へのプレリュード	10
1 ソ連を頼りに国体護持をはかろうとする日本政府	10
2 ポツダム宣言—無条件降伏路線を採択した連合国	19
3 天皇および天皇制に対する連合国諸国の考え方	26
4 米国の天皇および天皇制の取り扱いの検討—国務省筋	32
5 米国陸軍および情報機関における天皇および天皇制利用の心理戦計画	36
第4 象徴天皇制への道—マッカーサーのビクトリー・ロード	46
1 米国政府の対日占領政策における天皇および天皇制の位置づけ	46
2 手さぐり状態のマッカーサー	50
3 新たな心理戦の展開	59
4 一気に勝負にでたマッカーサー	64
5 日本側の動き	71
6 米国本国政府はどう対応したか	72
7 マッカーサーの最後の妙手	74
第5 終章	81
1 独白録の成立事情	81
2 まとめ	84

第1 はじめに

私が、天皇や天皇制について、ちょっと突っ込んで考えてみようと思ったのは、「昭和天皇独白録」（以下「独白録」という。）を読んでからだ。

独白録は、1928年6月の張作霖爆殺事件に関連する田中義一首相とのやりとりから1945年8月14日に至る17年間のできごとを昭和天皇が回想し、側近たちに語り、これを記録した文書である。1946年2月から脳出血で倒れるまで2年程の間、宮内省御用掛として、昭和天皇に仕えた故寺崎英成の遺品中から発見され、遺族の希望で公開されたものである。初出は、「文藝春秋」1990年12月号であった。現在は、文春文庫となっているので手軽に読める。

独白録は、読み物として非常に面白い。だが、面白いと言ってすましてしまうわけにはいかない重大な問題を含んでいる。

独白録は以下の文章で締めくくられている。

開戦の際東条内閣の決定を私が裁可したのは立憲政治下における立憲君主としてやむを得ぬことである。もし己が好むところを裁可し、好まざるところを裁可しないとすれば、これは専制君主となんら異なるところはない。終戦の際は、しかしながら、これとは事情を異にし、廟議がまとまらず、議論分裂のままその裁断を私に求めたのである。そこで私は、国家、民族のために、私が是なりと信ずるところに依て、事を裁いたのである。

今から回顧すると、最初の私の考えは正しかった。陸海軍の兵力の極度に弱った終戦の時に於いてすら無条件降伏に対し「クーデター」様のものが起こったくらいだから、もし開戦の閣議決定に対し私が「ベトー」を行つたとしたらば、一体どうなつたであろうか。

(中略)

私がもし開戦の決定に対して「ベトー」をしたとしよう。国内は必ず大内乱となり、私の信頼する周囲の者は殺され、私の命の保証もできない、それはよいとしても結局凶暴な戦争が展開され、今次の戦争に数倍する悲惨事が行われ、はては終戦も出来かねる始末となり、日本は滅びることになつたであろうとおもう。

(注：ベトー veto＝拒絶)

見られるように、昭和天皇は、立憲君主制をよりどころにして開戦にかかわる自己の政治的・法的責任を否定し、かりに日米開戦を拒否していたら内乱勃発で、とんでもない事態を生じ、ひいては自己のイニシアティブで戦争を終結させることさえできなかったであろう、と開戦を承認したことをむしろ正当化しているのである。

明治憲法では、天皇はこの憲法の条規により統治権を行使すること（４条）、立法権行使には帝国議会の協賛を要すること（５条）、司法権は法律により裁判所が行うこと（５７条）および一般国務については国務各大臣が天皇を輔弼しその責任を負い、法律・勅令・その他国務に関する詔勅は国務大臣の副署を要すること（第５５条）が、それぞれ規定されているが、一方で、大日本帝国は万世一系の天皇が統治することとされ（１条）、緊急勅令制定権（８条）、独立命令権（９条）、官制大権（１０条）、統帥権の独立（第１１条）、陸海軍の編成大権（１２条）、宣戦講和の大権（１３条）、戒厳令の宣告権（１４条）が認められている。また国民の権利も「臣民の権利」であって人として本来有している基本的人権ではなく、法令の範囲内で認められるに過ぎなかったし（２２条から３０条）、緊急時には天皇大権が優先する（３１条）というきわめてはかないものであった。

このような明治憲法の規定ぶりからは、天皇の地位、権限は、立憲君主というよりは専制君主に近いといえることができる。しかし、実際には、天皇は、憲法の規定にかかわらず、統治権の行使には謙抑的にふるまい、たとえば英国のジョージ５世からジョージ６世の時代（ジョージ５世は１９１０年から１９３６年、ジョージ６世は１９３６年から１９５２年）に、定着したとされる以下のような立憲君主の行動原則に近い実態があったという指摘もある（伊藤之雄「政党政治と天皇」講談社学術文庫）。

- ① 通例、君主は下院の多数を形成する政派のリーダーを首相に任じ、内閣を組織させる。
- ② 君主は政治の情報・政策を知る権利と、それらへの意見を首相・閣僚など責任者に述べる権利はあるが、いったん内閣によって決定がなされたら、それに従う義務がある。
- ③ 予想外の政治危機に際し、内閣・議会・政党がうまく機能しない時は、君主が国民の意思を繁榮する方向で、調停者として動くことは害にならない。

明治以降昭和戦前期までの天皇が上記の原則に従った行動をとっていたのかどうか、厳密に検証することは確かに必要なことである。しかし、わが国においては、天皇は、国民の精神、思想および行動を、国家意思に従わせる特殊な装置として機能したことは、主に政治思想史の分野の研究者からつとに指摘されているところである。従って、かりに個々の天皇の政治行動を動的に分析して、それが多くの場合は、受動的にしか過ぎず、内閣や軍の統帥部の決定に従わざるを得なかったのだとしても、そのことだけをもって英国流の立憲君主制と同視し、天皇の政治的・法的責任を免責できるのかといえば、それはまた別に検討を要することである。

かくて、昭和天皇の意図は、近代天皇制、とりわけ昭和戦前期におけるそれを、統治構造および精神構造両面からトータルに捉え、解明しなければ、果して是認できるかどうか答えられないことになる。昭和天皇は、はからずも重く、かつ深い問題を提起したのである。私は、この問題にわけ入ってみようと思うが、その第一段階として、日本国憲法に定められた象徴天皇の問題に絞って論じることとしたい。しかも、それさえも全面的に論じ

ることは膨大な準備を要することであり、本稿の如き小論では、まずは天皇制が、象徴天皇制として存置されるに至った経過、背景、諸勢力の動機と思惑などを描き出すことにとどめたい。その意味で、これから述べるところは「立憲君主制と象徴天皇制の間」の第一部の序説に過ぎない。

第2 象徴天皇制は日本古来の伝統への回帰か

1 津田左右吉博士の見解

戦後まもなく、津田左右吉博士は、創刊間もない雑誌「世界」編集部の求めに応じて「建国の事情と万世一系の思想」なる論文を書いた。掲載は「世界」1946年4月号である。これは原稿をレビューして驚いた編集部が津田博士宛に差し出した手紙の写しとともに載ったいわくつきの論文であった。

ところで衆議院議員平沼赳夫の父、故平沼騏一郎（以下「平沼」という。）は、大正年間に、検事総長、大審院院長、司法大臣を歴任し、司法界において重きをなした人物である。平沼は、国粋団体・国本社の総裁も務めた国粋主義者でもあるが、時流にのって出世を遂げ、枢密院議長を経て、1939年1月、首相の大命降下を受けて平沼内閣を組閣した。これは近衛文麿が日中戦争を泥沼化させて解決の目処のないまま投げ出した第一次近衛内閣の後を受けてのことだった。

平沼内閣は、日独伊三国同盟締結をめぐって漂流。同年8月、独ソ不可侵条約締結によって日独伊三国同盟への道が頓挫すると、「欧州情勢は複雑怪奇なり」との平沼声明を残し、さしたる成果もないままにわずか7ヶ月で退陣した。

平沼は、その後も1940年7月に組閣された第二次近衛内閣において、内務大臣の任についた。その平沼が、1941年2月11日、紀元節において、小学校の教員らを前にして次のように演説した。

日本の国体は世界でも唯一無比のものであります。天照大神はニニギノミコトを、子々孫々、万世にわたり日本を統治せよとのみ言葉とともに、大和の橿原に天降りさせたのであります。初代の神武天皇が即位されたのは2601年前のこのよき日に当たります。外国王朝は人が始めたものに過ぎません。外国の王や皇帝、大統領などはすべて人がつくったものですが、日本には皇祖から連綿と続く聖上があらせられます。したがって、天皇の統治は天から継続したものです。人のつくった王朝ならいつかは途絶するかもしれませんが、天のつくった皇位は人の力を超えているのであります。

（ケネス・ルオフ「国民の天皇 戦後日本の民主主義と天皇制」・岩波現代文庫より）

明快に万世一系の天皇制を解き明かしている。なんと単純でファナティックな考え方であろうか。まさに狂気の時代と言っていいだろう。

この年、11月、津田博士は、そのファナティックな思想の虚構性にほんのわずかな光をあてたばかりに、公判に付された。1940年に、津田博士の主著「神代史の研究」、「古事記及び日本書紀の研究」、「日本上代史研究」及び「上代日本の社会及び思想」の4冊が発禁となり、同時にこれらの著作は皇室の尊厳を冒瀆するもので出版法違反にあたるとして起訴されたのであった。1942年5月に宣告された判決では禁固3月（執行猶予付き）とされたが、検事控訴中に時効完成したため1944年に免訴となった。

津田博士が、このファナティックな神話にあてた光とは、古事記、日本書紀に厳密かつ合理的な史料批判を加え第14代仲哀天皇以前の記述は歴史的事実ではないということ論証したことであった。このようなことが犯罪として特高警察と思想検事の厳しい取り調べを受け、公判に付される時代があったことを私たちは決して忘れてはならない。

津田博士は、戦後まもなく早稲田大学総長に選ばれたが、自分はその任にあらずとこれを固辞し、一学究の徒としての生涯を終えた。まことに尊敬すべき人だと思う。

一方、かの演説を行った平沼氏は、A級戦犯として東京裁判の被告人とされ、終身刑の宣告を受け、獄中で死去した。

ところで、その津田博士が、新憲法制定過程で、一つのイシューとなっていた天皇制問題について、雑誌「世界」の編集部から、天皇制批判の論陣を張ってくれることだろうとの期待のもとに執筆依頼されて書きあげたのが上述の「建国の事情と万世一系の思想」であった。

要約すると以下の如くである。

古事記や日本書紀の記述は、歴史家自らが史料批判を行い、歴史に構成しなおす必要がある。それはいまだ確定したものはないが、私案を提示する。これは私案ではあるが一般世間に提示するだけの自信はある。

日本国家の形成は、日本民族によってなされた。それは長い歴史的過程を経て徐々になされたものである。

先史時代には多くの小国家が分立し、それぞれに宗教的権威をもつ君主がそれぞれの小国家を統べていた。それら小国家の一つがいくつかを小国家を統御する形態のものもあったようだ。

日本民族の存在が世界的意義を持つようになったのは、九州西北部の小国家に属する者が、朝鮮半島西北部に進出していた漢人と接触したことが始まりだった。彼らは漢人から絹や青銅器などの出種々の工芸品や知識を得、漢の文物を学ぶようになった。紀元前1世紀末ころことだ。九州西北部の小国家群は、1世紀、2世紀と漢人との交流を深め、やがて鉄器の使用、製作をするようになり、3世紀になると、邪馬台国が九州西北部の諸小国家を統御する力を持つに至った。

九州西北部の小国家群が得た文物、知識、技術は瀬戸内海を通じて近畿地方にも伝えられ、1～2世紀頃には近畿地方に文化の一つの中心がつけられ、そこを領有する政治

的勢力が存在するに至ったと理解できる。その政治的勢力こそ皇室の祖先を君主とするものであった。豊かな平野、地勢と交通の要衝を押さえていたことからその政治勢力が近隣の小国家を統合し、西に東にその勢力を広げ、3世紀になると出雲の勢力も服属させた。九州西北部の邪馬台国などを服属させたのは、4世紀に入って、中国大陸東北部で遊牧民族の活動が活発化し、政治的混乱が起こってこれら九州西北部の諸国家が弱体化した機に乗じてことであった。九州西北部を服属させるや、大和の勢力は朝鮮半島に進出して文物、知識、技術を採り入れ、より優勢となって5世紀には九州全部、中国・山陰地方、近畿地方から関東地方に至る大和国家と大和朝廷（以下単に「大和国家」という。）が形成された。

このように日本の建国は際立った事件によって特徴づけられるわけではない。敢えて言えば皇室の祖先が、近畿地方にあった一小国の君主となったときであるが、その時期を特定することはできない。だからいわゆる神武東征の物語は歴史的事実ではない。大和国家形成過程においては、武力を用いることは稀で、その君主に伴う宗教的權威や地方小国の君主を国造・県主として包摂する政策によって服属させていったものと考えられる。さらに大和国家の勢威が増大するにつれて、諸小国の君主は自らの勢力を温存するために服属することも多かったと考えられる。

大和国家の皇室が5世紀には不動の地位を得るに至ったのは以下の事情が考えられる。

- ① 皇室が日本民族から起こり、次第に周囲の小国家を主として武力によらない方法で服属させていき、これら小国家の君主を国造、県主として包摂したこと。
- ② 異民族との戦争がなかったこと。
- ③ 上代には政治らしい政治、君主の事業らしい事業がなかった。後にこれは変化が生じるが、その場合も天皇は政治の局にはあたらず、朝廷の重臣たちが相諮って処理したこと。
- ④ 天皇に宗教的の任務と權威があったこと。天皇は普通の人だが、日常の生活が呪術や祭祀によって支配されていた当時においては、呪術を行う人、祭祀を行う人として精神的權威を獲得した。
- ⑤ 朝鮮半島を経て流入した文物、知識、技術を最も多く利用できたのは朝廷であったから、おのずから文化上也卓越した威厳を獲得し、そこを中心に文化的生活の位階が生じ、また朝鮮半島への進出に伴い、朝廷周辺の権力者に民族的感情を呼び起こし、その感情の象徴として皇室を仰ぎ見る態度が生じてきたこと。

このようにして皇室が不動の地位を固め、長く存続してきたことにより、未来に向けて皇室を永続させようという欲求と義務感が朝廷周辺の権力者に生じてくる。それが起源説話を生み出す機縁であり、皇室の權威を高めるために、6世紀のはじめ頃に大和国家の起源説話がつくられた。

6世紀以後においても、天皇は、原則として政治に局にはあたらず、いわゆる親政が行われたのは例外的事象であった。摂関、幕府などの権家の威勢は永続せず、やがて没

落しても、政治の局には立たない皇室は永続してきた。皇室は権家に対して精神的権威を持ち、家長である天皇の保有する皇位の永久性を確立した。承久、建武の覇権獲得の動きは例外かつ一時のできごとであった。

時代が下り、皇室が不動の地位を得た事情のいくつかは消滅し、天皇は、実際政治から遠ざかり、権家との関係ではむしろ弱者の位置に置かれることになったが、精神的権威として崇敬は、民衆の間でむしろ高まった。明治維新は、幕府から政治的権力を奪い、天皇に権力を移し、天皇親政を目指した運動であった。幕府と封建諸侯が消滅すると、立憲政体により天皇親政をむしろ抑制しようという考え方も生じたが、藩閥は、逆に天皇を国民の上に君臨する絶対的権力者とし、かつこれまで権家が保持していた軍事の権を、一般国務に優越するものとして天皇に帰属せしめた。国民は、天皇に親愛の情を抱くよりは、その権力と威厳に服従するように仕向けられた。学校教育の場でも、万世一系の天皇を戴く国体の尊厳が教え込まれた。しかし、国民の間には、なおも天皇を精神的権威として見、天皇に対する崇敬の念、親愛の情の表出が見られたが、昭和に至り、軍部及びそれに追従する官僚がそれをも押さえ込み、現代人の知性に適合しない極端な思想を強制した。

敗戦により、戦争の艱難辛苦を天皇に帰せしめ、天皇制廃止を主張する者が生じている。天皇の存在は民主主義と相反するとの主張もある。しかし、天皇は国民的結合の中心であり、国民的精神の生きた象徴である。

これを読んで、私は、なんと主観的・観念的・空想的で、現実をわきまえない主張であることかと思った。おそらく、世界編集部もそう思ったのであろう。世界編集部は、津田博士への手紙で「彼ら（国体護持を唱える国粋主義者たち）は、先生のような国史のご研究から皇室擁護の結論が出るとは夢にも考えておらないにちがいません。」と書いている。編集部とのやりとりで津田博士は明治時代の産物である天皇制を支持するものではないことを釈明したが、上記要約した津田博士の主張から、それはわかり切った話だ。しかし、それにしても精神的権威・国民統合の象徴としての天皇なる心情は、果たして万古不易、日本国民に共通する情であろうか。

確かに津田博士の上記主張の行間には津田博士の、古事記、日本書紀の豊富な研究と歴史研究の成果が凝縮されている。上記の私の感想は不遜かもしれない。

しかし、私は、得心がいかない。

2 石井良助博士の見解

津田博士とはやや異なる構成ながら、日本法制史の大家、石井良助博士も、戦後いちはやく、戦前から説いていた「天皇不親政の伝統」に、新たに「刃に血ぬらざるの伝統」を追加・補充し、象徴天皇制原則を伝統回帰として理論的に位置づける一連の労作を発表された。今、私の手元にある「天皇 天皇の生成および不親政の伝統」（講談社学術文庫）を

ひもといて、石井博士の所説を要約してみよう。

紀元前1世紀ごろ、日本の状況は「漢書 地理志」の短い記述、青銅器の分布状況から、九州を中心とする小国家群（銅剣・銅鉾文化圏）と、近畿を中心とする小国家群（銅鐸文化圏）とが対立していたと考えられる。紀元1世紀ころには、「後漢書」の記述により九州を中心とする小国家群の統合が進展していた様子うかがわれる。一方、そのころ近畿でも統合が進んでいただろうと思われる。その中心は邪馬台国であったと考えられる。紀元2、3世紀になると、青銅器にかわって鉄器の使用が一般化し、二つの文化圏の統合が進行する。その統合者となったのが邪馬台国であり、その女王・卑弥呼であったろうと思われる。それはいわゆる3世紀半ばの日本事情を書いた「魏志倭人伝」を根拠とした推論であり、古墳の考古学的研究からも裏付けられる。

「魏志倭人伝」の記述から、女王卑弥呼の任務は神の意思を知ることにあつたと考えられる。天皇の支配を「しろしめす」と言うのはここに由来する。そして神意を述べることを当時の言葉で「のる」と言い、これが後に天皇の「みことのり」になる。しかし、神意を知り、それを「のる」だけで支配できない。そこに外部に伝え、威令を遍く行き渡らせる者、当初は「男弟」、後には重臣が必要とされた。卑弥呼、後に天皇は神意を知り、それをみことのりする、そして重臣が実際にはこれ執行する。天皇は「不親政」なのだ。

卑弥呼は3世紀半ばに死に、一族の女、台与があとを継いだ弱体化が進む。その機に北九州の一国、おそらく「奴国」の長が、東遷し、邪馬台国の王の地位についた。それが第10代とされる崇神天皇である。記紀の表記では、崇神天皇は「はつくにしらすすめらみこと」とされているのは、そのことを意味する。一方、台与は、記紀の表記では「豊鋤入姫命」で、崇神天皇の皇女とされているが、実際には、姥（祖父の姉妹）として崇敬の対象とされた。

崇神天皇は、かくて近畿、北九州を統合する邪馬台国＝大和の王となり、四道將軍を派遣し、宗教的威力をもって刃に血を塗ることなく、周辺諸小国を服属させていく。

このように漢書、後漢書、魏志倭人伝、古事記及び日本書紀の記述と考古学的知見に基づいて上代の歴史とその支配構造の論述が続く。上代において既に「天皇不親政」、「刃に血塗らざる」天皇のあり方は確立し、我が国天皇の伝統となったと言うのである。そしてその後の歴史を通覧し、以下のように述べる。

前記の諸変遷のなかにおいて、天皇親政が標榜され、かつ行われたのは奈良時代を中心とする上世と近代だけである。ところが、この両時代とも、外国法継受時代である。上世はすなわち中国より律令制度が輸入された時代であつて、我が国の全制度は中国化されたのである。そこに成立した天皇制は中国式天皇制であり、当時の天皇は中国式の

皇帝であった。明治初年において天皇親政が強調されたが、それは王政復古が標榜された時代であり、太政官政治時代であり、当時の天皇はいちおう律令的な天皇の復活と規定しうるのであるが、やがて採用された立憲制度における天皇制は、明瞭にヨーロッパ、ことにプロシア流の皇帝を模倣したものである。ここに成立したのはプロシア的な天皇である。

かくして石井博士にあっても、日本国憲法の象徴天皇制は、古来の伝統に立ち返るものであって、まさに我が意を得たり、というわけである。私は、石井博士の見解もなにやら現実離れをしているように思う。しかし、論理的に反駁するとなるとこれはなまなかなことではいかない。とりあえずは反駁を留保しつつ、紹介するだけにとどめておくこととする。

3 和辻哲郎博士の見解

津田博士や石井博士は、戦前、天皇制国家から排斥され、もしくは天皇制国家と距離を置いていた。このお二人に対して、東京大学で倫理学を講じていた和辻哲郎博士は、1937年、文部省が発行した国民教化のための文書「国体の本義」の編纂に関与するなど、神格化された天皇・天皇制国家の国体を推進した立場であった。その文書では、個人主義を排撃し、国体の尊厳、天皇への絶対服従が説かれていた。それは全国の学校や官庁に配布され、国民を精神的・思想的に戦争に動員する武器となったのである。その和辻博士が、戦後いちやく変身を遂げ、大要以下のように説いて、日本国憲法における象徴天皇制を擁護した（和辻哲郎「国民統合の象徴」勁草書房 1948年）。

明治以前の天皇は久しく統治権の総覧者ではなかった。このことは明治維新の頃人々が単純に認めていたことであって、それを示すのが「王政復古」という標語である。

天皇の元来の呼称である「スメラミコト」という言葉は、天皇の伝統的な権能である「統一する」ことを表していた。日本国憲法に用いられる「日本国民統合の象徴」という言葉と同一である。

その統一とは、政治的な統一ではなく文化的な統一である。日本のピープルは言語や歴史や風習やその他一切の文化的活動において一つの文化共同体を形成してきた。日本のピープルは、その中から統一意識をはぐくみ、統一のシンボルとして尊皇の伝統を築いてきた。日本国憲法は、その伝統を明記したに過ぎない。

学者の言説の自由は断固として守らなければならない。しかし、考え方を変えたのであれば、その理由を開示するとともに、自己の従前の言説によって影響された歴史の顛末や人びと対し、なにがしかの釈明が必要ではなかろうか。読み手が、それを怠った学者の言説に重きを置かない自由を持つこともまた当然である。和辻博士に比べると、戦前、絶対主義的天皇制を基礎付ける憲法学説を講じ、その立場から日本国憲法に定める象徴天皇制

を批判した憲法学者佐々木惣一博士は、それなりに一貫しており、まだ信を置けると言えようか。

4 近代天皇制と象徴天皇制

近代天皇制、とりわけ昭和戦前期の天皇制の政治構造的、精神構造的解明を本小論では保留し、他日を期することとするが、これがどう分析され、どのように考察されていたかの一例として、戦前期において天皇制国家の最もラジカルな批判者であり、これに果敢に挑み、敗北・壊滅を喫した日本共産党の天皇制論をみておくこととする。日本共産党のいわゆる32年テーゼは次のように述べている。

日本において1868年以後に成立した絶対君主制は、その政策は幾多の変化を見たにもかかわらず、無制限の権力をその掌中に維持し、勤労階級に対する抑圧及び専横支配のための官僚機構を間断なく造り上げて来た。日本の天皇制は、一方では主として地主という寄生的封建階級に立脚し、他方ではまた急速に進みつつあった強欲なブルジョアジーにも立脚し、これらの階級の頭部ときわめて緊密な永続的ブロックを結び、かなりの柔軟性をもって両階級の利益を代表してきたが、それと同時に、日本の天皇制は、その独自の、相対的に大なる役割と、えせ立憲的形態で軽く粉飾されているに過ぎないその絶対的性質とを、保持している。自己の権力と自己の収入とを貪欲に守護している天皇制官僚は、国内に最も反動的な警察支配をしき、国の経済および政治的生活においてなお存在するありとあらゆる野蛮なるものを維持するために、その全力を傾けている。天皇制は、国内の政治的反動といっさいの封建制の残滓の主要支柱である。天皇制国家機構は、搾取階級の現存の独裁の強固な背骨となっている。その粉碎は日本における主要なる革命的任務中の第一のものとみなされねばならぬ。

近時の厳密な近代天皇制の政治過程研究によれば、これは近代天皇制の理解としても一面的であることは明らかとなっているが、部分的には妥当する面があったことも否めない。

戦後、日本国憲法により存置された象徴天皇制は、近代天皇制に一大変革を加えた。天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であって、国政には関与しないことが明記されている。しかし、天皇制のもう一方の柱である思想的・精神的構造においては、どれだけの変化・変革があったのであろうか。また象徴天皇制の実情は果してどうであらうか。

象徴天皇制を古来の伝統回帰として無批判に受け入れていいとは到底思われぬ。

第3 象徴天皇制へのプレリュード

津田博士らの高尚な学問・理知の世界の話から、下世話な現実の話に目を向けてみよう。(本章第1節、第2節の叙述は、長谷川毅「暗闘 スターリン、トルーマンと日本降伏」

上・下／中公文庫に負うところが大きいことをお断りしておく。同書は、米国、ソ連、日本の3カ国の日本降伏に至るかけひき、思惑、日本降伏の主要因を分析した優れた著作、名著とっていいだろう。)

1 ソ連を頼りに国体護持をはかろうとする日本政府

まずはその第一話、日本側が何を欲し、どうしようとしたかということから始めよう。

(1) 降伏への助走

アジア・太平洋戦争における日本の敗北がもはや時間の問題となった1945年2月4日から11日までソ連・クリミア半島の保養地ヤルタに、米英ソの首脳、ルーズヴェルト、チャーチル、スターリンが集い、会談した。ヤルタ会談である。そこではヨーロッパにおける戦後処理の問題が話し合われ、合意を見るとともに、対日戦についても重大な密約が取り交わされた。世にヤルタ密約と言われるもので、米英ソ三国は、ドイツ降伏後2ヶ月から3ヶ月のうちにソ連が連合国の側に立って対日戦争に参加すること、その条件として、南樺太領有権をはじめポーツマス条約によって日本がロシアから得た諸権益をソ連に返還させる、②千島列島をソ連に引き渡させることなどを確認しあったのであった。

日本国内においてもようやく、昭和天皇の周囲の者たちの中からも決定的な敗北を避けて和平に向かうべきことを唱える動きが表面化してきた。近衛文麿がその中心で、京都・宇多野の別邸。虎山荘に、重臣岡田啓介、海相米内光政、仁和寺門跡岡本慈光を招き、あるいは別途、高松宮の訪問を受けて、和平工作の密議をこらしたのは1945年1月下旬のこと。目的は天皇と皇室の安泰の確保だけであった。近衛は、それまでにも昭和天皇への上奏を試みようとしたが、何度も内大臣木戸幸一に阻まれている。ようやくにして昭和天皇から、戦局の見通しについて重臣一人ひとりの考えを聞くという機会がもうけられ、近衛は、「天機奉伺」との名目のもと、同年2月14日、昭和天皇に拝謁することができた。近衛は、昭和天皇に直面して、かねて準備していた長文の上奏文を読み上げた。

「(もはや敗戦は必至として) 敗戦はわが国体の瑕瑾たるべきも、英米の輿論は今日までのところ国体の変革とまでは進みおらず・・・したがって敗戦だけならば国体上はさまで憂うる要なしと存じそうろう。国体の護持の建前より憂うるべきは敗戦よりも敗戦に伴うて起こることあるべき共産革命に御座そうろう。」と。

しかし、天皇は「もう一度戦果を上げてから出ないとなかなか話は難しいと思う」と述べて採用しなかった。このとき陪席した内大臣木戸自身も敗戦は不可避であり、皇室を救うためには和平が必要であるとの点では近衛と同意見であったが、それには軍部を巻き込んで進めなければならない、そのためには時期尚早と考えていたとのことである。

なお、当日の帰途、近衛は吉田茂邸に立ち寄った。吉田は、このころ外務省から身を引き、義父である重臣牧野伸顕の秘書・連絡役をしていたのである。それから2ヵ月後、吉田は憲兵隊に連行され約40日間拘禁されることになったが、その拘禁中執拗に追及を受けたのはこの日の近衛の話の内容、とりわけ天皇に何を話し、天皇からどういう質問を受

けたと近衛が話していたかということであった。

(2) ソ連による日ソ中立条約の破棄通告

ソ連は、ヤルタ密約及び対日参戦意図を秘しつつ、ヤルタ密約に沿って着々と手を打って行く。

2月12日、佐藤尚武駐ソ大使（1937年2月から6月まで林銑十郎内閣で外相を務めた大物外交官）は、ヤルタ会談からモスクワに帰ってきたモロトフ外相と会見し、ヤルタ会談で極東問題が話し合われたかどうか問いただしたが、モロトフは「日ソ関係は、日本と英米との関係とは根本的に異なる性質のものである。英米は日本と戦争関係にあるが、ソ連は日本と中立条約を結んでおり、日ソ関係は、日ソの二国間の問題であると考え。これまでもそうであったし、これからもそうであろう。」と巧みに身をかかわした。さらに佐藤大使が、日ソ中立条約の5年の期限が発効日から5年経過する1946年4月24日の満了をもって終了するが、日本政府としてはさらに5年延長する方針であると水を向けると、モロトフは、日本政府の方針を聞いて満足した、これをソ連政府に伝えることを約束するとその場を取り繕った。

しかし、1945年4月5日、ソ連は日ソ中立条約の破棄通告をした。同日、モロトフは佐藤大使を呼んで、「(条約締結後) ドイツはソ連を攻撃した。ドイツの同盟国である日本は、ソ連との戦争を遂行しているドイツを支援している。また、日本はソ連の同盟国であるアメリカ、イギリスと戦争をしている」「このような状況のなかで中立条約はその意味を失い、これを継続することは不可能である」「これにかんがみソ連政府は、中立条約第3条にもとづき中立条約を破棄することを声明する」との声明文を読み上げたのである。もっとも日ソ中立条約第3条によれば、破棄通告後も条約の満期が到来する1946年4月24日満了までは存続することが定められている。そこで佐藤大使は、この通告は何を意味するのかと説明を求めた。これに対してモロトフは「ソ連政府の条約破棄の声明によって、日ソ関係は条約締結以前の状態に戻る」と回答した。なにやら怪しげな回答であるが、形式的には日ソ中立条約はあと1年余り存続するが、その締結の基盤・前提を失い、実質的にはその効力を失ったに等しい状態になったと見てよいであろう。

(3) 敗戦処理内閣の成立

同日、小磯国昭内閣総辞職。昭和天皇は、固辞する元海軍大将にして侍従長・鈴木貫太郎を「もうお前しかいない。頼む。」と言って説き伏せ、内閣組織の大命降下をした。鈴木は、英米協調派であり、君側の奸の一人と目され、2・26事件で、決起将兵に襲われ、瀕死の重傷を負った人である。襲われる数日前、一人の青年将校が、鈴木邸を訪問し、鈴木からじかに「十八史略」の講釈を聞き、感動して帰った。2月26日に襲撃したのはその者をリーダーとする7、8人の部隊だった。鈴木は「やるならやれ」と素手で彼らの前に立ちはだかったそうだ。敬礼をしたあと、その青年将校の「撃てっ！」の号令で、一斉に発砲され、3発の銃弾が鈴木に命中したが、まだ脈はあった。彼らは、それを知りつつ、何故かとどめをさすことなく、敬礼をして出て行ったとのことである。以来、隠遁生活を

送っていた76歳の老人、鈴木が、7日に組閣した内閣は、敗戦処理内閣であることは明らかであった。

米国にあっては、同月12日、ルーズヴェルトが死去。副大統領のトルーマンが第33代大統領に就任した。米国内にあっては、鈴木内閣の成立を和平への秋波と受け止め、日本を条件付降伏に引き出そうとする「知日派」の動きも起きた。

日本の敗戦の舞台は整えられて行く。ところが日本は、やがてソ連を仲介者と頼んで、国体護持の一点を条件として、連合国と和平をしようという泥沼にはまりこんで行く。まさに悪女の深情けというべきか。

(4) 東郷外相、ソ連カードを切る

鈴木内閣の外相となったのは、「北方領土交渉秘録 失われた五度の機会」(新潮文庫)などの著者として知られる元外務省欧亜局長東郷和彦氏の祖父・東郷茂徳氏であった。茂徳氏は、日米開戦時の東条英機内閣の外相であったが、入閣にあたって東条首相に和平交渉による開戦回避努力を約束させ、開戦に向かって驀進する軍部に対抗して最後まで和平交渉を説いた人、手堅く実直な外交官であった。彼は、鈴木首相から外相就任を要請されたときも、一日も早く戦争終結をさせなければならないと考えていた。そこで、彼は、鈴木首相の考えを質したところ、2、3年は大丈夫だという返事を受けて失望し、いったんは辞退した。しかし、周囲の強い要請と外交は一任するとの約束で、ようやく就任を承諾したのであった。彼は、東条内閣の外相就任時と同様、鈴木内閣の外相就任時にも内々に和平交渉のため腕を振るうことを認められていたのである。開戦回避には失敗したが、今度こそは早期戦争終結を成功させよう。東郷外相はきっと勢い込んだことだろう。

かくして誕生した東郷外相は、米内海相と木戸内大臣とともにその後の戦争終結への工作の中心を担うことになるのである。

当時陸軍中枢部は、ソ連の参戦を強く危惧し、関係安定のための対ソ政策を望んでいた。たとえば参謀本部第12課課長代行種村佐孝大佐は、1945年4月29日、「今後の対『ソ』施策に対する意見」なる意見書を作成し、陸軍上層部に配布した。それによると、ソ連の対日動向が「大東亜戦争」遂行において致命的影響を及ぼすとし、ソ連に言いなり放題となって、満州、遼東半島、南樺太、台湾、「琉球」、北千島、朝鮮をかなぐり捨て、東清鉄道の譲与、漁業条約の破棄をして日清戦争前の状態に戻すことを提言、さらには「支那における交渉の対象は延安政権とするも差し支えなきこと」、そのためには「国民政府を解消せしむ」とまで言い切っている。勿論、これはソ連を味方に引き入れ、英米との戦争を貫徹するための方策を述べたものであった。今、読めば、これは極論であるが、当時の陸軍首脳部には、違和感なく受け入れられて行ったようである。ことほど左様に当時においてはソ連が日本の命運を握る決定的ファクターと考えられていたのである。

東郷外相は、そこを逆手にとって、ソ連へのアプローチをはかり、その仲介のもとに英米との和平、戦争終結に利用しようと図る。それを決定付けたのは、5月11、12、14日に行われた最高戦争指導会議であった。そこにおいて、「現下日本が英米との間に国力

を賭して戦いつつある間において、ソ連の参戦を見る如きことあるにおいては帝国の死命を制せらるべきを以って、対英米戦争が如何なる様相を呈するにせよ帝国としては極力その参戦防止に努むる必要あり」と決議されたのであった。実は、その具体的な内容として、①ソ連参戦防止、②ソ連の中立確保、③戦争終結の三つの目的を図るために、対ソ交渉を進めること、その際、ポーツマス条約と日ソ基本条約を破棄し、南樺太の返還、北千島の譲渡、漁業権の解消、津軽海峡の開放、東清鉄道の譲与、内蒙古におけるソ連の勢力範囲承認、遼東半島の租借権返還などを譲歩することをいったんは確認したのであるが、後に阿南惟幾陸相が翻意したため、上記③の目的を保留し、①、②の目的で、東郷外相は対ソ交渉をすることになった。

この会議において、米内海相が阿南陸相に対し、「われわれは皇室の擁護ができさえすればよい。本土だけになっても我慢しなければならぬのではないか」と発言、「対ソ工作も結局するところ米英との仲介の労を取らせて大東亜戦争を終結することに最後はなると思う」とダメ押しし、梅津美治郎参謀総長も「そのとおりだ」と応じるというやり取りが記録されている。当事者がどこまで自覚していたかは別として、その後の進行を予告するひとコマであったことは記憶にとどめるべきである。

いずれにせよ、この会議を経て、東郷外相は対ソ交渉によって和平工作を図る路線にのめりこんでいくことになった。このことは日本政府内において和平への動きが公然と始まることになった点では特筆されるが、反面、戦時外交が硬直化し、諸状況を俯瞰して柔軟に対処することができなくなることになったことも否めない。その結果、米国内でのいわゆる「知日派」らが画策し、無条件降伏によらない早期戦争終結に日本を誘導しようという動きに一切着目せず、ひたすらソ連を仲介者とする和平路線に単線化してしまい、いたずらに時日を費やし、甚大な犠牲を上積みさせてしまう一因となってしまったのであった。

(5) はやるソ連、その思惑

ソ連の駐日大使マリクは、日本外務省筋から働きかけを受け、それを正確に本国に報告している。上記の方針も既に本国に報告されている。たとえば5月25日には、日本外務省が日米の斡旋をソ連に依頼する試みを行っており、このために、日本はソ連領海における漁業権を放棄し、南サハリンとクリール諸島をソ連に譲渡する用意があるとしていると報告している。その報告の中で、マリクは、中国から日本軍を撤退させ、満州と朝鮮に独立を与えるだろう、そうなれば東清鉄道の帰属は日本の問題ではなくなるだろうと分析、指摘している。

しかし、ソ連はヤルタ密約に従い、着々と対日参戦の準備を進める。5月28日には、モスクワを訪問した米国特使ハリー・ホプキンス（元商務長官。ルーズヴェルトの外交顧問の役に任じた。）との会談で、スターリンは、「ソ連軍は8月8日までに十分に対日参戦の準備を完了する、8月9日には攻撃を開始する」と豪語し、「イギリスと日本が条件付降伏に関する交渉をしているという噂を耳にしたが、日本の軍事力の完全な破壊を目差す無条件降伏が好ましい」と言明させたのである。つまりスターリンにとっては、ソ連参戦前

の日本降伏を阻止することが至上命題であった。このようなソ連にとって、上記の如き我が国の方針は、一考にさえ値しないものであったことは確かであろう。

どうやら東郷外相と我が国は、最も頼れない国に思い入れをし、対米英和平への口利きをたのんでしまったようである。

我が国の和平条件は、本土の確保と、米内海相が予告したように、国体の護持、それも皇室の擁護に収斂していく。いよいよ6月から8月にかけての敗戦処理のヤマ場を迎えることになる。そこで示される当時の日本のトップを構成した人々の醜悪さは目をおおうばかりであった。

1945年5月末、陸軍首脳は、沖縄戦の敗勢必至の事態を見据えつつ、いよいよ本土決戦の決意を固めつつあった。これに対し、軍部との関係に苦慮し、いまだ煮え切らない態度の鈴木首相や米内海相に業を煮やしつつ、東郷外相は盛んにソ連へラブコールを送り続ける。佐藤駐ソ大使に、モロトフと会見し、ソ連の対日政策の動向を確認するように訓令。これを受けて同月29日、佐藤・モロトフ会見が実現した。モロトフは、既にスターリンが対日参戦を決定し、その準備を急いで進めていることを秘し、「ソ連は、ヨーロッパの戦争を終えるのに精一杯であり、国内の問題に緊急に最大の注意を払わなければならない」と述べ、佐藤大使を安心させた。まんまと一杯食わされた佐藤大使は、モロトフの言葉をそのまま東郷外相に報告した。

東郷外相は、広田弘毅元首相に、ソ連の中立を維持させるだけでなく、ソ連との関係を改善することは我が国にとって緊急の課題である旨説明し、マリク駐日大使と会談を持つことを依頼した。その結果、6月3日、4日と、箱根強羅ホテルにて、広田元首相とマリクとの会談が実現した。この会談は、広田元首相がソ連賞賛のお世辞と一般的な日ソ関係改善の意向表明をするばかりなんの具体的な話もなかったが、マリクには、日本側は、戦争終結のためにソ連を通じて連合国側と和平交渉を実現することをする必至に追求していると理解するに十分な情報とはなつたようである。マリクは、この時点では、スターリンが対日参戦を決定したことをまだ知らない。そこでモロトフにこの会談の顛末を報告し、南サハリン、クリール北部、ソ連領海における日本の漁業権放棄はちとれるが、満州、朝鮮、遼東半島における日本の権益についての譲歩は現時点では難しいだろうとし、外交交渉継続の含みで、今後、どう対応するべきか訓令を求めた。

(6) いざ、本土決戦へ—6月8日御前会議

6月6日、最高戦争指導会議では、こうした経過には全く無頓着に、陸軍が作成した「今後とるべき戦争指導の基本大綱」が採択された。「大綱」は、主敵米に対する戦争遂行をあくまでも唱え、そのために対ソ外交を積極化させることを提唱するものであった。もっともこれに付属する「国力の現状」と題する文書は、年度末には船舶は皆無に至り、鉄道輸送力も半減する、燃料不足の危機、軍需生産の麻痺、食料危機とあいまって、近代的物的戦力の総合発揮は極めて至難となつたと、徹底抗戦の方針とはうらはらな報告をしていた。

6月8日、御前会議。東郷外相の情勢分析が楽観的に過ぎるとの発言があつたものの、

鈴木首相も米内海相も沈黙、反対意見なしでこれがそのまま決定された。鈴木首相と米内海相はこの段階で陸軍と衝突するのは得策ではないと判断したものとされているが果たしてどうだろうか。

翌9日、第87帝国議会の秘密会で、東郷首相は、日本の外交について、大要以下の報告をしている。

ドイツ崩壊後、米英ソ三国の間には利害の相違が表面化する場面も生じているが、大局的には、「大東亜戦争」終結に至るまで協調関係が続くと見なければならぬ。ソ連は、スターリンが我が国を侵略国と呼び、4月5日には日ソ中立条約を破棄通告しており、対日参戦の危険も生じているが、条約自体はまだ10ヶ月間の有効期間があり、最悪の事態を防ぐために対ソ交渉に全力を注がなければならない。

さらにこの秘密会に外務省政務局が提供した資料には、米国の対日戦略を分析し、特に皇室の取り扱いについて、米国内部で二つの相反する見解、即ち、日本の侵略的行為の根源は皇室を中心とする国体自体に求められるという論と、天皇は軍閥の侵略主義に反対の立場をとっており、日本国民の皇室に対する崇敬の念はこれを抹殺するより日本統治上利用すべきだという論があることが正確に指摘されていた。

東郷外相と外務当局は、このような冷静で正確な情勢分析をもとに日本の外交方針を立てていたのであるから、あらゆる非公式チャンネルを利用して、米国への働きかけをすることにこそ全力を傾注すべきであった。ところが現実になされた外交は、あいもかわらず、ソ連との交渉を通じ、ソ連の仲介による和平交渉一本やり、アリ地獄に陥ったも同然であった。

(7) アリ地獄の中の狂騒

そしてそれを見透かしたかのようにソ連は、日ソ交渉の引き延ばしにかかる。6月15日、モロトフからマリクへの訓令には「もし広田が再度の会見を要請してくるならば、貴下は広田と会見し、意見を聞くことにする。もし、広田がまた一般的な問題しか提起しないならば、貴下は、ただ、この会談の内容を最初の可能な機会に（ただし外交クーリエで）モスクワに報告するだけにとどめること」としたためられていた。要するに単に聞き置き、引き伸ばせということだ。

そのアリ地獄の中で、日本はもがく。

木戸内大臣は、6月8日の御前会議の結果を聞いて、和平への動きを示していた政府外の有力者、及び政府内の和平派と目された東郷外相及び米内海相らと連絡をとりあい、和平に向けた「時局收拾試案」を起草した。これは時期を失すれば「遂に独乙の運命と同一の轍を踏み、皇室の御安泰、国体の護持てふ至上の目的すら達しざるを悲境に落つること必定」とし、「皇室の安泰と国体の護持」を含む「名誉ある講和」を求めることを訴えるものであった。木戸内大臣は、翌9日、これを昭和天皇に奏上した。昭和天皇も、前述の「大

綱」と「国力の現状」と題する文書の矛盾に気付き、不安に思ったのであろう。満州視察から帰国したばかりの梅津参謀長に満州の状況を報告させ、また国内各軍管区の状況視察を終えた長谷川清海軍大将にその結果を報告させた。同日、梅津参謀総長の報告。「満州と支那にあります兵は、すべてをあわせても、米国の8個師団ぐらいの戦力しかありません。しかも弾薬保有量は近代式な大会戦をやれば1回分しかありません」。12日の長谷川大将の報告。「自動車の古いエンジンを取り付けた間に合わせの小舟艇が、特攻兵器として何千何百と用意されているのです。このような事態そのことがすでに憂うべきことであります。うえに、そのような簡単な機械を操作する年若い隊員が、欲目にみても訓練不足と申すほかありません。動員計画そのものもまことに行き当たりばったりのずさんなものでございまして、浪費と重複以上のなものでもありません。しかも、機動力は空襲のたびに悪化減退し、戦争遂行能力は日に日に失われております」。さすがに昭和天皇も愕然とし、体調を崩してしまう。15日は一日床についてしまった。ここに御前会議の決定見直しの動きが始まる。木戸内大臣は、米内海相、鈴木首相の同意をとりつけ、政府内に鈴木首相、東郷外相、米内海相の和平派ブロックが形成された。彼らの共通項は、「皇室の安泰と国体の護持」。しかし、実際にはさらに「皇室の護持」に絞られていたことは、18日、木戸内大臣が、阿南陸相と説得した際に、阿南陸相が国体を護持するためには本土で最後の決戦をすることが最善の方法だと述べたのに対し、木戸内大臣が、もし米軍が本土上陸して三種の神器を奪われたり、伊勢神宮が占拠されたりしたらどうするのかと反論したことに端的に表現されている。さすがに阿南陸相も、これには抵抗できず、木戸試案に反対はしないことを約束したとのことである。

当時の日本のトップを構成した人々には、日々死者を累積させる戦況において、戦地や占領地で日々繰り返される残虐行為は勿論、具体的な飢えと死に直面している国民の悲惨な姿は全く見えていない、ただ三種の神器、伊勢神宮、皇室の存続しか見えていなかったのである。

アリ地獄の中でのおろかな狂騒は続く。

注1 外交クーリエとは、外交上の文書を送る手段。モロトフは電文で報告することを禁止したのである。

2 内大臣は内閣の一員ではなく、天皇の常待し輔弼する相談役である。

3 最高戦争指導会議とは1944年8月に、従来の大本営政府連絡会議を改称して設置された会議であり、首相、外相、陸相、海相、参謀総長（陸軍）、軍令部総長（海軍）で構成され、必要に応じ、その他の国务大臣や参謀次長・軍令部次長を列席させることができた。重要事項は、天皇臨席のもとで決定する。これが御前会議である。

（8）6月22日御前会議—和平方針へ転換

1945年6月8日の御前会議で、徹底抗戦路線に一決したのであったが、その見直しの動きは水面下から公の場に移された。18日、最高戦争指導会議で、9月までに戦争終結するように7月末までにソ連の斡旋を要請することが決定された。

さらに20日、昭和天皇は東郷外相に「最近受け取った報告によって、統帥部の言っていることとは違って、日本内地の本土決戦の準備がまったく不十分であることが明らかとなった。なるべく速やかに戦争を終結せしめることに取り運ぶよう希望する」と申し述べ、22日には、昭和天皇自ら御前会議を招集した。これらは木戸内大臣の根回しによるものだった。招集に応じて出席したのは、鈴木首相、東郷外相、阿南陸相、米内海相、梅津参謀総長、豊田副武軍令部総長であった。

会議は、先般の御前会議決定によりあくまでも戦争を継続することはもつともであるが、また一面時局收拾につき考慮することも必要であろう、右に関する所見はどうかとの昭和天皇の問いかけによって始まった。沈黙が支配する中、昭和天皇の指名で鈴木首相が口火を切り、次いで米内海相が、さらに東郷外相が、和平により戦争終結をめざすことをこもこも申し述べた。東郷外相は「連合国は、ベルリン郊外のポツダムで7月半ばに会議を開くと発表しています。その前に、なんとか7月はじめまでにはソ連との協定に達したいと考えます」と方法と時期も明示した。これに対し、沈黙していた他の3名の出席者を代表して阿南陸相は、「特に申し上げることはありません」と述べ、事実上同意した。こうして東郷外相案が承認された。和平によって確保すべきものは、国体の護持、実質的には皇室の存続であることは暗黙の了解事項であった。この間わずるかか35分。

当日、沖縄戦は終結している。沖縄の日本軍は殲滅された。戦死者約10万9000人、県民の死者約10万人。米軍の戦死者も多数いただろう。上記のような、いとやんごとなき目的を達するための敗戦の仕方を僅か35分の会議で決めたこととの不均衡・不条理をなんと表現したらいいだろうか。

(9) すぎる日本、かわすソ連

早速、23日、東郷外相は、広田元首相と会い、ソ連のマリク駐日大使と至急会談を持つように要請、24日、箱根にて広田・マリク会談が実現する。広田元首相は、ソ連との関係強化のために、満州、中国、東南アジアで、ソ連に譲歩する用意があると述べるにとどめ、戦争終結のためソ連の斡旋を求めるとの申し出さえしない、マリクは、「二国間の関係は日ソ中立条約を基礎にして正常に発展しているように思われる。ソ連は条約を破棄する決定を行ったが、ソ連政府は条約を破ったわけではない」と辛抱強く応答、交渉継続を拒まない、即ち本国からの交渉引き延ばしの訓令に忠実に従っている。

続いて29日、東京のソ連大使館にて、広田・マリク会談。広田元首相は、日本の譲歩案として、ソ連の満州国への内政不干渉と領土保全の保障と引き換えに満州国の独立と日本軍の撤退、ソ連からの石油供給と引き換えに日本のソ連領海での漁業権の放棄、その他ソ連が関心を持つあらゆる問題をあげた。マリクにとっては、ヤルタ密約で得られる獲物と比べてあまりにもみみっちいものであったが「この提案はソ連政府の上層部において真

剣に考慮されるであろう」と答えた。心憎いばかりの冷静な対応である。

広田元首相はさらに粘った。しかし、最後は7月11日、ソ連大使館への要請電話にも、マリクは病気と称して会おうとしなかった。広田元首相をたてたソ連との交渉は完全に失敗した。否、誰が行っても失敗に帰する定めにあったのだ。なぜなら既にスターリンは、ヤルタ密約に従い、の対日参戦を決定、その成果を手中にすることにあらゆる努力を傾注していたのだから。

既に7月17日を期して、ベルリン郊外のポツダムに、米・英・ソ3カ国首脳が集い、ヨーロッパ戦後処理策及び対日戦争当事国による対日戦争終結とその後の方策が話し合われることが決まっていた。スターリンは、日本との交渉に何の魅力も感じていない。

(10) まぼろしとなった近衛特使

それでも東郷外相は、ソ連に昭和天皇の特使を派遣して一挙に打開しようと思いを巡らす。ここで急浮上したのが近衛の名前であった。

7月8日、東郷外相は近衛の意向打診。近衛も乗り気になり、降伏条件は無条件降伏に近いものでもやむを得ないという東郷外相に対し、白紙で臨みたいと申し述べた。10日、最高戦争指導会議で特使派遣を決定、12日、昭和天皇が近衛を特使に任命。事態はめまぐるしく動く。

近衛が携えて行くことになった和平案「和平に関する要綱」は以下のような内容で、結局は、政治権力を持たない天皇と皇室を維持することに尽きるのであった。

第一に、国体の護持。国体とは皇統を確保し、天皇政治を行うことを主眼とするが、我が国古来の伝統たる天皇を戴く民本主義に復帰することを約束する。

第二に、領土は我が国固有の本土に制限されること、行政が若干の期間監督を受けること、戦争責任者の処分を認めること、一時的な完全武装解除を認めること、軍事占領は回避に努めるが一時的に若干の駐屯を認めることなど。

こうして日本側では天皇特使派遣の舞台回しが進んで行ったが、肝心のソ連は動かない。東郷外相から佐藤大使に訓令を発し、佐藤大使は不承不承にモロトフ外相との会見を申し出るが、ソ連側は外交的体裁を取り繕うだけで、ソ連政府としての責任ある対応をしなかった。近衛文麿天皇特使派遣は幻に終わった。それもそのはずであることは今さらいうまでもない。

なお、これも当然のことながら、米国には、この日本の動きは手にとるように把握されていた。

2 ポツダム宣言—無条件降伏路線を採択した連合国

(1) スターリン、トルーマンの手合わせ

やがてポツダム会談が始まり、スターリン対トルーマンの火花飛び交うような駆け引きが始まることになる。

新任大統領のトルーマンは、煮ても焼いても食えないスターリンを相手にした会談を前

にして、緊張し、夜も眠れない日々を過ごしていた。トルーマンは、対ソ柔軟派で、スターリンにも甘い汁を吸わせながらうまくまとめてきたルーズヴェルトとは違い、ソ連との対決も辞さない対ソ強硬派である。

さらに、米国は、対日降伏勧告のための最後通告の原案作成も進めてきた。

こうして米・英・ソ三カ国首脳は、1945年7月17日、ソ連赤軍が占領しているベルリン郊外のポツダムにおいて、会談を開始した。これが世にいうポツダム会談である。ポツダム会談は、8月2日まで続いた。

ポツダム会談の主たるテーマは、ヨーロッパにおける戦後処理、特にポーランドをはじめ東欧問題とドイツの戦後構想を検討することであり、対日問題は主たるテーマではなかった。ヨーロッパ戦後処理問題は私のテーマから外れるので、以下の論述では、副次的なテーマであった対日問題に絞ることとする。

ポツダム会談で取り上げられた対日問題、それは微妙な綾を含む問題であった。米国は、できることならソ連をこの問題に引っ張り込みたくはない、だが、かといってヤルタ密約の手前、ソ連を完全にシャットアウトするわけにもいかない。一方、ソ連はヤルタ密約で手をつけた獲物を、ここで確実なものにしておきたい。米国を率いるのは就任後まだ3ヶ月余りしかたっておらず、経験と実績に乏しいトルーマン、頼みの英国も、会談最中に選挙を戦っており、老練かつ剛毅なチャーチにも精彩がなく、やがて選挙に敗北して7月27日からは労働党のアトリーに交代してしまう。これに比べ、ソ連は、大粛清により国内では批判者はもはや存在せず、そのうえ大祖国防衛戦争に勝利して英雄とたたえられる日の出の勢いの絶対的権力者スターリン自ら出てきた。そのスターリンは、地の利も加わって、自信満々である。

しかし、そこにトルーマンへの百万の援軍が現れた。7月16日、随行したスティムソン陸軍長官のもとに「今朝手術終了。診断未了だが、結果は良好のようであり、すでに予想された以上である」との暗号電文が届いたのである。同日、ニューメキシコ州アラモゴードの砂漠において「トリニティ」と命名されたプルトニウム型原爆実験が行われ、成功したとのニュースである。これで震えを克服したトルーマンは、17日、スターリンとの会談に臨む。トルーマンの日記には、「彼（スターリン）は、説明したが、それはまさにダイナマイトであった。しかし私のほうも今爆発させることはしないが、ダイナマイトを持っている。……彼は8月15日にジャップトの戦争に入る（と言った）。ジャップもこれがきたら、もうおしまいだ」とある。つまり、トルーマンは、スターリンから8月15日にソ連が対日参戦をすとの言明を引き出したことで得意満面である。

7月17日、夕方、再びスティムソン陸軍長官のもとに「医者小さな男の子が大きな兄と同様に元気であることを熱狂的に確信し帰ってきた。男の子の目の光はここからハイホールドまで識別することができ、男の子の泣き声はここから私の農場まで聞くことができた」との奇妙な暗号電文が届いた。いつでも投下できる原爆が用意されているという意味だ。

さらに21日、スティムソンのもとに原爆開発の責任者グローヴスから原爆実験成功の詳報が届いた。グローヴスの報告には「爆発の瞬間に放出されたエネルギーはTNT換算15キロトンから20キロトンに達し、爆発台となった70フィートの鉄骨の塔を一瞬にして気化させてしまうほどであった」とある。さらに追いかけてホワイトハウスからトップシークレットの電文が届く。「貴下のすべての軍事アドバイザーたちは貴下のお気に入りあの都市を好み、その準備をしている。そしてもし乗務員が現地の条件にかんがみ、四都市の中からこの都市を選ぶならばこの都市を選択する自由が与えられるべきであると考え」。この四都市とは、京都、広島、新潟、小倉。さすがにスティムソンは、トルーマンの承諾を得てグローヴスに京都を除外することを指示した。かわって入れられたのが長崎であった。さらにさらに22日、23日と続けざま、8月1日以後いつでも投下可能であるとの連絡が入る。

トルーマンは、原爆の完成と実戦使用可能となったことに大いなる高揚感を覚えた。既にソ連の対日参戦スケジュールを確認したので、あとはそれにあわせて、ソ連の参戦を招かない対日戦の終結スケジュールを組み立てればよいと考えたに違いない。しかも日本に対してただでさえ強硬な態度をなお強硬にする。

(2) 高らかに宣せられるポツダム宣言と黙殺発言

トルーマンは、スティムソン陸軍長官が起草した対日降伏勧告文草案第12条にあった「これは、そのような政府がふたたび侵略することがないと世界の人びとが完全に納得するようになれば、現在の皇室の下での立憲君主制を含むものとする」との一文を削除し、英国代表団が要望した「天皇の退位あるいは天皇制の廃止を要求するものではない」との文言挿入も拒否し、対日降伏勧告成文を完成させた。中国の同意も取りつけた。

トルーマンは、ソ連は対日戦当事国ではないとの建前論に徹してソ連を排除して動く。24日、トルーマンはスターリンに「我々は尋常ならざる破壊力を有する新兵器を持っている。」と殺し文句。スターリンは平然と受け流したが、実験成功の情報は入手しておらなかったようで、内心は動揺し、トルーマンのなすがままに見守るほかなかった。スターリンは、後にベリヤを怒鳴りつけたということである。

こうして26日、トルーマンは、ポツダムの地より米・英・中三国連名による対日降伏勧告宣言を世界に発した。これがポツダム宣言である。

ちなみにポツダム宣言成文の第12条を見てみよう。そこには「連合軍は、その目的達成後そして日本人民の自由なる意志に従って、平和的傾向を帯びかつ責任ある政府が樹立されるに置いては、直ちに日本より撤退するものとする。」とあるだけだ。

我が国政府がポツダム宣言を確認したのは翌27日であった。東郷外相は、「無条件降伏を求めたるものにあらざることは明瞭」、「占領も地点の占領」であり「保障占領であって広範なる行政を意味していない点は、ドイツ降伏後の取り扱いとは非常なる懸隔がある」と評価し、慎重かつ前向きに検討することを求めた。鈴木首相も、一旦はこれに賛同したが、陸海軍内に強硬な反対意見が噴出するのを見て、28日、記者会見の場で「何ら重大

な価値あるものとは思わない。ただ黙殺するだけである。我々は断固戦争完遂に邁進するだけである。」と述べてしまった。鈴木首相も正常な判断能力を欠くほどにあせっていたのであろうか。

我が国政府は、先に6月22日、御前会議まで行い、つまるところ「天皇と皇室の存続」だけを要求してソ連を仲介者として米英と和平をする方針を決定していたのであるから、ポツダム宣言第12条がスティムソン草案のままであったなら或いは受諾の方向に傾いたかもしれない。いやその可能性は高い。しかし、宣言された成文であっても降伏後の政治体制は「日本人民の自由なる意思に従う」のであるから、天皇と皇室が日本人民の支持を得られるならば存続すると読めるだろう。まことに頑迷固陋にして柔軟性を欠いた人たちである。それとも国民の支持を得る自信がなかったのであろうか。

鈴木首相の発言が、拒絶宣言と受け取られたのは当然である。トルーマンの描いた筋書き通りに進んだ。トルーマンは欣喜として原爆投下命令を出し、8月6日の広島、8月9日の長崎に人類史上かつてない大虐殺を引き起こしたのである。

象徴天皇制を学理の世界から現実政治の場面に引きおろすべく、まずは我が国が何を望んでいたか、その敗戦直前篇を綴ってきたのであるが、あと少しで終わる。このあと2回の聖断に触れるとともに、日本政府当局者にあつて、私が一番しっかりした考えを持って対処したと評価する佐藤尚武駐ソ大使の動きを特に注記しておきたいと思う。

(3) 広島への原爆投下

トルーマンが原爆投下命令を自ら出したのか、出したとしてそれはどの時点のことであるのか、さまざまに取り沙汰されている。いくつかの断片的事実はあるが、それらは決定的なものではなく、確定困難である。しかし、私は、トルーマン自身が日本のポツダム宣言拒否直後に最終命令を出したものであろうと考えるのが妥当であると思う。

その理由は、はじめて実戦に投入されるかの大量破壊兵器の使用を無条件降伏勧告もなしに命じてしまうということは正当性を欠くであろうということ、ソ連の対日参戦を防ぎつつ日本に無条件降伏をさせるという高度に政治的な決断を大統領以外のものが代行できないだろうということからだ。

一方、スターリンは、それまでの日本側からソ連への働きかけに照らし、ポツダム宣言をすんなりと日本が受諾してしまうことはないと考えたことだろう。このポツダム宣言にソ連政府が加わっていないことも、日本がソ連に期待をつなぎ、直ちに受諾しないだろうとスターリンが考える根拠になった筈だ。しかし、スターリンにとっては、トルーマンが意識的にもらした「尋常ならざる破壊力を有する新兵器」なるものは脅威であった。それが使用された結果、日本が抗戦意欲を喪失して、ソ連の参戦をまたずに降伏してしまうことをおおいに心配したのである。勿論、スターリンは、ソ連の誇るスパイ網を通して「尋常ならざる破壊力を有する新兵器」とは原爆のことであることは把握しており、その威力の程度も熟知していたのである。

そこでスターリンは、さらに対日参戦の時期を早めるように命じた。

鈴木首相のポツダム宣言黙殺宣言、即ち拒絶は、我が国政府が、世界から置き去りにされ、こうした米ソの赤裸々な主導権争いとは全くかけ離れた別世界に浮遊していたことを如実に示していた。ましてや「天皇と皇室の存続」の保証がないことがその理由であったことにおいておやである。

東郷外相は、広島への原爆投下とその甚大な被害を知った後も、8月6日午後5時、7日午後3時40分と続けて、モスクワ駐在の佐藤駐ソ大使に、ポツダム会議から帰還したモロトフと至急会見するように指示する訓令電を発している。折り返し佐藤大使から東郷外相にモスクワ時間7日午後7時50分発の、「明日午後5時にモロトフと会見予定」との電文が届き（この電文が東郷外相のもとに届いたのは8日正午であった。）、一縷の望み抱いたのであった。

7日午後、閣議。ポツダム宣言を基礎に戦争終結を求める意見も出たが、反対の意見にかき消されてしまう。8日も無為に過ごされる。当日、米内海相と東郷外相との間には、ソ連の和平斡旋の件、「今日明日には何とか言ってくるだろう」との会話が取り交わされている。

（４）ポツダム宣言受諾—最初の「聖断」

日本政府がポツダム宣言受諾に大きく傾いたのは8月9日のことであった。同日午前4時ころ、モスクワ放送が対日宣戦布告を報じ、これを外務省ラジオ室と同盟通信が受信。直ちに迫水久常内閣書記官長が、鈴木首相に電話で報告した。なお、モスクワ時間8日午後5時、佐藤駐ソ大使は予定通りモロトフとの会見のためクレムリンに赴いたが、そこでモロトフからソ連政府名による宣戦布告の声明文を読み上げられた。

「連合国はソ連政府にたいして、戦争終結までの時間を短縮し、犠牲者の数を少なくし、全世界の速やかな平和の確立に貢献するために日本の侵略にたいする戦争に参加することを申し入れた。」

ソ連政府は、ソ連の参戦こそが「平和の到来を早め、今後起こり得る犠牲と苦難より諸国民を解放し、またドイツが無条件降伏を拒否した後に体験した危険と破壊から日本国民を救うための唯一の方法である」と判断し、「明日、即ち8月9日よりソ連と日本は戦争状態にあるものとみなす。」

ここに「8月9日」とあるのはモスクワより6時間早いザバイカル時間であり、日本時間と同等である。戦闘行動開始1時間前の通告だということになる。佐藤大使は、モロトフの許可を得て、ただちにそのテキスト写しに基づき、日本外務省への電文を用意し、ソ連側に託したがその電文は届いていない。その1時間前の通告さえも本国政府には届いていないのである。

ソ連軍が満州国境を越えてなだれ込んだのは日本時間で9日午前2時。ソ連政府の対日

宣戦布告を流すモスクワ放送を外務省ラジオ室と同盟通信が受信したのはそれから2時間ほど後のことであった。同日、以下述べるが如く、東郷外相は多忙を極めたので、ソ連のマリク駐日大使との会見に応じたのは10日になってからのこと、マリク大使が宣戦布告文を読み上げた後、同人に怒りをぶちまけたとのことである。怒るよりはソ連にたばかられたことを恥じるべきではなかったか。

9日早朝、東郷外相以下外務省首脳は緊急会議。ポツダム宣言を受諾して戦争を終結させるほかはないこと、ポツダム宣言受諾の条件は皇室の安泰のみとすること、しかしその条件交渉をするのではなく一方的に「ポツダム宣言受諾は皇室の地位にいかなる影響も及ぼさないという理解の下に」と宣言することを確認した。

午前8時ころ、東郷外相は鈴木首相宅を訪問、外務省首脳の確認事項を伝えた。鈴木首相は、「ともかく陛下の思召を伺ってからにしましょう」といって、すぐに宮中に向かった。そこで木戸内大臣より、天皇から「戦局の收拾につき急速に研究決定の要あり」と命じられた旨聞き、午前10時30分から最高戦争指導会議を開催する招集をかけた。一方、東郷外相は、米内海相と会い、外務省首脳確認にいて承諾を得た。

最高戦争会議が始まったのは午前11時近くからであった。そこで東郷外相は、外務省首脳の確認どおり皇室の安泰を唯一の条件としてポツダム宣言を受諾すべき旨をよどみなく提案した。鈴木首相、米内海相がこれに同調した。これに対し、阿南陸相は、梅津参謀総長、豊田軍令部総長はこれに反対し、三者の間でややウェートの置き方が異なるものの、皇室の安泰を含む国体護持、占領範囲と態様、武装解除は我が国自身の手で行うこと、戦争犯罪人の処罰は我が国が行うことの4条件のもとにポツダム宣言受諾を主張した。

その会議の最中に2発目の原爆が長崎に投下されたとのニュースが飛び込んだ。しかし、3名の態度は変わらない。最高戦争会議を中断して、午後2時半から臨時閣議に移行、延々午後10時まで続けられたが阿南陸相は態度を変えない。阿南陸相は、国体を護持する保障は軍隊の維持にある、軍隊が存在しなければ一条件であっても履行させる手段はない、原爆投下とソ連参戦のもとでは勝利は不可能であるが、大和民族の名誉にかけて戦い続けるべきだと狂気の主張をするばかりであった。

その間、鈴木首相は、昭和天皇臨席のもとで最高戦争会議（御前会議）を行い、昭和天皇の「聖断」による事態打開を図ることを画策。午後11時50分、宮中防空壕内で平沼騏一郎枢密院議長も加えた御前会議が開催された。東郷外相は、かねての外務省首脳確認が少し変更された「天皇の国法上の地位を変更する要求を包含しおらざることの了解のもとに」ポツダム宣言を受諾するとの一条件案を書面に基づき主張、これに対し阿南陸相が四条件案を同じく書面に基づき主張、三対三の対立の構図が再び繰り返された。議論は紛糾し、午前2時過ぎ、意見を求められた平沼枢密院議長は、東郷外相の提案に対し、「天皇の国法上の地位」を「天皇統治の大権」改めること、決定は聖断によるべきだと意見を述べた。これを受けて鈴木首相が昭和天皇の前に進み出て、「すでに長時間にわたり審議せられ、意見の一致を見ざるは甚だ遺憾である、このうへは恐懼に堪えぬが御聖断を仰ぐの外

なし」と聖断を求めた。

これに応じて昭和天皇は平沼修正の東郷案を支持して以下のように述べたということである。

「このまま戦争を続ければ、無辜の国民に苦悩を増し、ついには民族絶滅となるだけでなく、世界人類をいっそう不幸に陥れることになる。股肱たる軍人から武器を取り上げ、また戦争責任者として引き渡すのは忍びがたい。しかし大局上、明治天皇の三国干渉の際にならぬ、耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍んで、人民を破局より救い、世界人類の幸福のために、こう決心したのである。」

独白録によれば、昭和天皇は、第一にこのままでは日本民族は滅びてしまう、私は赤子を保護することができない、第二には、敵が伊勢湾付近に上陸すれば、伊勢熱田神宮は直ちに敵の制圧下に入り、神器の移動の余裕はなく、その確保に見込みが立たない、これでは国体護持は難しい、故にこの際私の一身は犠牲にしても講和をせねばならぬと思った、と述べている。

(5) されど国体護持—二度目の「聖断」

午前3時に閣議再開、昭和天皇の聖断を追認し、直ちに中立国のスイスとスウェーデンに向けて、「天皇の国家統治の大権を変更する要求を包含しおらざることの了解のもとに」ポツダム宣言を受諾す旨打電された。11日正午、連合国を代表してバーンズ米務長官名の返電がスイスに向けて発信された。それが東京に届く前、12日午前2時ころには、サンフランシスコ放送を傍受して、日本政府はその内容を知った。

それには「降伏の時より天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の為其の必要と認める措置を執る連合国最高司令官の制限の下に置かれるものとする」「日本国の最終的な日本の政府の形態はポツダム宣言に従い日本国民の自由に表明する意思により決定せられるべきものとする」などとあって、日本側が附した条件に正面から答えたものとはなっていなかった。ここに「制限の下に置かれる」と訳された英文は「subject to」、「最終的な政府の形態」と訳された英文は「The ultimate form of Government of Japan」であった。外務省条約局長が頭をひねって刺激的な表現を避けるように訳したのである。

さてこの回答をめぐる、阿南陸相が猛然と巻き返し、平沼枢密院議長も同調した。「帝国の属国化」だ、政治形態を国民の自由意思により決定するのは「国体」にもとる等々。最後まで物の道理がわからない人たちだ。

13日午前9時から最高戦争指導会議が開かれたが、はてしなく議論が紛糾し、合意に至らず、翌14日午前10時50分から、最高戦争指導会議と閣議合同の御前会議となった。再び聖断を求められた昭和天皇は以下のように述べたという。

「私の考えはこの前申したことに変わりはない。・・・国体問題についていろいろ疑義があるとのおとであるが、私はこの回答文の文章を通じて、先方は相当好意をもっているものと解釈する。・・・要は我が国民全体の信念と覚悟の問題であると思うから、この際先方の申し入れを受諾してよろしいと考える。どうか皆もそう考えてもらいたい」。

再び昭和天皇独白録によると、「私はこの席上最後の引導を渡した訳である」とのことである。とまれようやく狂気の戦争は終結を迎えることができたのであった。

(6) これぞ硬骨外交官—佐藤尚武駐ソ大使

ここで少し戦前最後の駐ソ大使であった佐藤尚武のことに触れておきたい。佐藤は、1982年10月30日生まれ、1905年、東京商業学校（現一橋大学）専攻部領事科を出て外務省入省。ロシア勤務が長く、1914年に芦田均と一緒にあったことがあるとのことである。芦田均は、そこでロシア革命を目撃し、いたく青春の心を揺さぶられたようで「怪傑レーニン」なる小説もどきの文章を書いてもいるが、佐藤のそのときの消息はわからない。

1937年2月から6月まで林銑十郎内閣で外相を務めている。1942年、東郷外相に請われて駐ソ大使に就任。

さてこの佐藤の1945年4月以後敗戦に至るまでの行いは、当時の日本政府当局者の中であって、唯一、ものごとの筋を見据え、ぶざまな姿態をさらけることがなかったという点で特筆するべきものであった。佐藤は、7月20日、東郷外相宛電文において「すでに抵抗力を失いたる将兵および我が国民全部戦死を遂げたりとも、社稷は救わるべくもあらず。七千万の民草枯れて上御一人御安泰なるを得べきや」と日本政府の対応をたしなめている。またポツダム宣言が発せられた後もなおソ連の仲介を求めて申し送ってくる東郷外相の訓令に対し、「ポツダムにて発せられたる米英支三国首脳者の対日共同最後の宣言は我が方に対し威嚇の巨驍を放ちたる観あり この三国攻勢を前にして果たしてソ連が斡旋を受諾すべきや頗る疑問視せらるるに至れり」と公然と東郷外相批判を展開している。

このような人士があつた時代に政府当局者の中にいた事実は一服の清涼剤である。

3 天皇および天皇制に対する連合国諸国の考え方

我が国政府が、1945年8月10日に発した条件付ポツダム宣言受諾声明全文をあげておこう。以下のとおりである。

「帝国政府は天皇陛下の一般的平和克服に対する御祈念に基づき戦争の惨禍を出来得る限り速やかに終始せしめんことを欲し左のとおり決定せり

帝国政府は1945年7月26日「ポツダム」に於いて米、英、華三国首脳者により発表せられ爾後「ソ」連政府の参加を見たる共同宣言に挙げられたる条件を右宣言は天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含しおらざることを了解の下に受諾す

帝国政府は右了解にして誤りなきを信じ本件に関する明確なる意向が速やかに表示せられんことを切望す」

これに対して4国を代表して米國務長官バーンズ名でなされた同月11日付回答書は以下のとおりであった。

『『ポツダム』宣言の条項は之を受諾するも『右宣言は天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含しおらざることの了解』を併せ述べたる日本国政府の通報に関し吾等の立場は左の通りなり

降伏の時より天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項実施の為其の必要と認むる措置を執る連合軍最高司令官の制限の下に置かるるものとす

天皇は日本国政府及び大本営に対し「ポツダム」宣言の諸条項を実施する為必要なる降伏条項署名の権限を与え且之を保障することを要求せられ 又天皇は一切の日本国陸、海、空軍官憲及び何れの地域にあるを問わず右官憲の指揮下にある一切の軍隊にたいし戦闘行為を終止し、武器を引渡し及び降伏条項実施の為最高司令官の要求することあるべき命令を發することを命ずべきものとす

日本国の最終的の政治形態は「ポツダム」宣言に遵い日本国民の自由に表明する意思により決定せらるべきものとす

連合軍軍隊は「ポツダム」宣言に掲げられたる諸目的を完遂せらるる迄日本国内に留まるべし」

見られるとおり、我が国が求めた天皇大権に変更を加えないとの点について、イエスともノーとも答えていない。ただ、政治形態は日本国民の自由に表明する意思により決定されると述べていること、及びポツダム宣言第12項にある「日本国民の自由に表明せる意思に従い平和的傾向を有し且責任ある政府を樹立せらる」ことを占領軍撤収の条件としていことから、少なくとも国民主権原理に反する天皇大権を否定していることは明らかであろう。つまり日本降伏の時点以前において、天皇大権を否定する限りでは米・英・中・ソ諸国は一致していたと言ってよい。

それではその先はどうであったろうか。米、英、中、ソは勿論、その他の連合軍を構成する諸国の中でも、或いは最も有力な構成国である米国内においても、さまざまな意見が錯綜していたのであった（本節の叙述は武田清子「天皇観の相克」岩波同時代ライブラリーに負うところが大きいことをお断りしておく。）。

（1）中国の論調・見解

以下、米国以外の状況を見ていくこととするが、まずは我が国の侵略により最も大きな被害を受けた中国を取り上げてみよう。

孫科（孫文の長男・立法院院長）が1944年10月に発表した「ミカドは去るべし」

天皇崇拜の思想は日本の侵略戦争の真髄であるがゆえに、ミカドは去るべきである。・・・日本においては、軍国主義と軍閥の力と天皇制とは本質的に織り合わされているのだ。日本の軍国主義者たちはその存在そのものをミカドにたよるものだという点こそ強調されるべきことであり、これはごまかされてはならないことである。日本国民に対する軍国主義者たちの圧倒的で包括的な権力はミカドから発するものである。ミカド自身が膨張主義の真髄そのものである。（中略）

われわれはきびしい、変更不可能な軍事的・政治的決着をつけないければならない。すべての戦争犯罪者は裁判にかけられるべきである。天皇裕仁がそれら戦争犯罪者の一人であるかどうかは、証拠が明らかに示すべきである。（中略）

中国は、ミカドと天皇崇拜の制度を保持した日本は、中国の平和と安全保障にとって危険であると信じることを止めないであろう。

重慶における一般的論調

1944年12月3日付「ニューヨーク・タイムズ」は同月2日付重慶の新聞の社説「アメリカが皇居・神宮などを爆撃しないのは、日本の神の怒りをアメリカが恐れるからだ日本人は理解している。日本がたとえどんなに全面的に敗北するにせよ、ミカドが存在する限り、彼らの神は彼らとともにあることになる」との主張を報じた。

1945年2月13日付「ニューヨーク・タイムズ」は世界労働組合評議会に出席した中国代表の「日本の天皇は、日本の侵略の真の指導者として罪に問われるべきであり、戦争犯罪者として裁判にかけられるべきだ」「日本軍閥の首長としてのミカドの全制度は追放されなければならない」との意見を表明したことを報じた。

同年5月17日付「ニューヨーク・タイムズ」は重慶の新聞の「天皇ヒロヒトは、戦犯第一号として罪を問われるべきである。中国はヒロヒトを許すことは出来ない。また、世界の文明国の人間は、ヒロヒトに対して寛大であることは出来ない。彼は裁判にかけられ、処刑されるべきであり、南京の孫文通りにさらされるべきだ」との記事を紹介した。

同月22日付「ニューヨーク・タイムズ」は、中国政府スポークスマンが、ヒロヒトは戦争指導者の支持なしに日本人民を指導したり、影響を与えたり出来るほど強い存在とは考えないが、中国政府としては、天皇ヒロヒトは、軍閥・財閥とともに告発されなくてはならないと考えていると述べた旨報道した。

同年8月12日付「ニューヨーク・タイムズ」は「『日本を如何に取り扱うか』というシンポジウムにおいて、中国の論説家が、日本の天皇はヒトラーやムソリーニよりも悪い戦争犯罪者だと言った。天皇の名において無数の人間が殺されたという事実は、彼の罪悪の証拠である。死刑が望ましい。さもなければ、人びとがかって全能の神と考えていた者が一個の人間に過ぎないことを示すために労働刑に処して生きることが命じられ

るべきだ」との重慶放送の内容を紹介した。

蒋介石総統の意見

蒋介石は、1943年11月23日、カイロ会談において、ルーズヴェルトの天皇制は廃止されるべきかどうかとの質問に対して「これは、日本の政府形態（組織）に関する問題を含んでおり、将来、国際関係に千載的遺恨を残すような誤りを犯さないために、戦後、日本国民自身の意思決定にまかせるべきことだ」と答えている。

延安の立場

やがて中華人民共和国に成長して行く延安における中国共産党が日本の天皇と天皇制についてどのような処遇を考えていたかは興味のあるところである。下記は中国共産党の考え方を反映しているものとして参考になる。

「延安—1944年」（みすず書房）の著者ガンサー・スタインが1944年9月末に岡野進（野坂参三）から聞き取った天皇制に関する意見は『『天皇制打倒』のスローガンは避けねばならない。いま、このスローガンを利用することは、日本の支配階級のさまざまな集団が、再び天皇のもとに結集して、増大しつつある相互間のいがみ合いをとりしずめ、国民の中の同様分子を彼らに従わせようとするのを助けるようなものである。（中略）天皇は実は軍国主義者の表看板にすぎない。一度軍国主義者を倒してしまえば天皇制は楽に倒すことができる。』というものであった。

1945年5月の中国共産党第7回全国大会において、岡野進（同上）は政治報告を行い、「天皇は戦争を起こしたという責任を逃れることは出来ないが、天皇はまだ多数の日本の人民に尊敬されている。従って天皇の存廃問題は、戦後、日本の人民の自由な意思によって決定すべきである。また、もし日本の人民が天皇保持を決定するならば、その時の天皇は過去のそれのように反民主的かつ膨大な専制的独裁権を握ることは絶対に許せない」と主張した。

以上のとおり蒋介石や中国共産党の見解が、日本国民の意思を尊重するべきだと述べているのは、公式論だとして、括弧にくくってみれば、中国の天皇及び天皇制に対する考えは非常に厳しく、天皇を戦争犯罪者として処罰し、天皇制は廃止されるべきだということに集約されるようである。

（2）オーストラリアの論調・見解

天皇および天皇制をどうしようと欲したか、続いてはオーストラリアを見て行こう。

医療宣教師として朝鮮・ソウルに滞在し、真珠湾攻撃の日に日本官憲により逮捕・投獄された経験を持つチャールス・マクラレン博士は1944年5月23日付「シドニー・モーニング・ヘラルド」に、「日本の敗北後の交渉において、連合国は、天子としての天皇を認めることを絶対に拒否すべきである。連合国は、天皇をその言葉が普通に意味するもの

として取り扱うことを要求すべきである。」と述べた。

これはオーストラリアにあっては例外的な考え方であり、同国の、天皇と天皇制に対する考え方は、概して、天皇は戦争犯罪者として処罰されるべきであり、天皇制は廃止されるべきであるという厳しいものであった。その理由は、日本人は「天孫民族」として「世界制覇（支配）」の使命を神話的・現人神的天皇から与えられていると信じており、それが太平洋の平和の危機の原因となっているのであるから、天皇および天皇制を廃さなければならないと考えられていたからである。その一部を例示してみよう。

- ・ 1942年に公刊されたW・J・トマス「日本が神と呼ぶ人間」なるパンフレット
天皇の名において政治的暗殺が栄光化され、残虐行為が正当化され、世界の征服が宗教的信念にまで高められている。

- ・ 1942年にシドニーで発行されたジャーナリスト・グループの「ファシストと日本—ヒトラーの味方」なるパンフレット

日本政府におけるすべての権力の源は、2600年を通じて万世一系に連続してきた天照大御神の子孫としての天皇であるということ、日本における内閣は議会に対してではなく天皇に対して責任を負うということ、日本における軍国主義ファシスト・グループの存在は、ヨーロッパのファシズムの真似であるということではなく、永い歴史を通して天皇宗によって作り出されてきたものであり、軍隊における訓練は、天皇の神性への宗教的熱情をもって教えこまれた道徳訓練であるということ、在郷軍人会・玄洋社・黒竜会などによる軍国主義・ファシズムのイデオロギーの唱道・宣伝は、天皇崇拝の思想、すなわち、皇道と武士道によっておし進められているということ、こうした思想を原動力として日本は外国制覇を推進しているのだ。

- ・ 時事誌「国際問題覚書」1945年15日号「神道—日本の国家的信仰」

ある著名な神道主唱者の最近のパンフレットによると日本は人類の根源的な母国であり、すべての文明がその淵源をもつ国だということである。いまや一つの屋根のもとにすべての国々を天照大御神の直系の子孫として、宇宙生命の中心である天皇陛下の神聖なる保護のもとにそれぞれの国が正しい位置を与えられる世界家族の一つしに再統一するための聖なる戦争を行っているということである。

- ・ 1945年5月25日付「ニューヨーク・タイムズ」は、「日本の元首として、システマティックな蛮行に対して責任があるとの理由によって、天皇ヒロヒトの戦争犯罪者としての告発と処刑をオーストラリアは要求している。中国のスポークスマンは、オーストラリアの要求に対する強い支持を表明した」と報じた。

- ・ 1945年8月12日、在米オーストラリア公使館から米務省に届けられた「日本の将来—オーストラリア政府の見解」には「国家の元首にして大元帥として、天皇は、日本の侵略行為と犯罪行為に対して責任を負うべきである。天皇制の将来は当然、日本国民によって決定されるべきであるが、そのような決定がなされる前に、天皇制の廃止、あるいは、国家の立憲的元首としての承認を旨とする政治運動のための組織と

宣伝の自由が十分に与えられるべきである。」と述べられていた。

(3) 英国の論調・見解

中国、オーストラリアに比べると英国の場合、自国が君臨すれども統治せずの「立憲君主制」の国であるだけに、天皇制そのものを廃止せよという意見はあまり見られず、有力紙の報道も、天皇大権への警戒、現人神なる天皇の神話に対する批判、天皇の戦争責任を問うなどの他国の主張を紹介する程度にとどまっていた。

政府及び関係機関も、1944年段階で、王立国際問題研究所が作成した文書中で「民主主義的な行政機関をもった立憲的君主制が日本と世界の利益のために最も好ましい解決となるかもしれない」と述べられていた程度で、天皇制の将来や天皇の戦争責任問題について対外的に表明することを意図的に避けていたように思われる。もっとも英国政府の真意は、オーストラリア政府からの「日本の侵略行為と戦争のもろもろの罪の問いに対して、天皇は責任をとるべきである。・・・いかなる除外も容認されるべきではない。」との1945年8月13日付極秘申し入れ電文に対する極秘返書電文において「天皇を戦争犯罪者として告発することは、重大な政治的誤りだとわれわれは考える。日本国民を支配するために、天皇の玉座を利用することによって、人的資源、および、他のもろもろの資源におけるコミットメントを節約したいとわれわれは望んでいる。そして、現天皇を告発することは、われわれの意見としては、最も不得策だと思える。」と表明されていたとおりであった。

(4) 太平洋問題調査会の状況概観

太平洋問題調査会とは、アジア・太平洋地域内の民間レベルでの相互理解・文化交流の促進を目的として1925年、ホノルルにおいて設立された国際的な非政府組織・学術研究団体であり、当該地域の政治・経済・社会など諸問題の共同研究を通じ学術専門家たちの国際交流をはかる活動をした。T・A・ビッソン、O・ラティモア、E・H・ノーマンなど著名なアジア研究者・日本研究者を育成する役割を果たした。東西冷戦の影響下で、アメリカで左派的・容共的団体とみなされて反共攻撃の標的となり、解散のやむなきに至った。戦時下においても1942年12月と1945年1月に、日本は不参加であるが、全体会議を持たれ、機関紙「太平洋問題」が発行されている。

アジア・太平洋問題の研究をするこの太平洋問題調査会において、それぞれの所属国にとらわれないアジア・日本問題研究者として、日本の天皇と天皇制についてどのような議論が行われていたかを見ておくことは現実に選択された政策を検討する上でも意義のあることであろう。

米国のT・A・ビッソンは日本の天皇制の歴史的研究の成果に立って、軍国主義と天皇制との不可分の関係を指摘し、天皇制は廃止されるべきことを主張した。

これに対し、同じく米国のソウル・ベイツ及びケネス・ラウレットは共同で、日本において不安定さの中で新しい政権が十分に広範な支持を獲得しうる強さ求める力は天皇の威信以外には発見できないと述べ、天皇及び天皇制を何らかの形で残すことを主張した。

カナダのE・H・ノーマンは該博な日本史の知見に基づいて、「天皇制が、本質上、政治的に中立のものであって、ピストルのように、生命のない、何ものかであるかのように、善にも悪にも利用されるものであり、そこにはなんら社会的価値は本来そなわっておらず、それが利用される時のみ意味をもってくるものだと考えることは、天皇制の歴史に対する大きな誤解である。(中略)日本に現存する天皇制は、平和と民主主義の道具として利用できる、真実に信じている善意の西洋人が多く存在しているのである。しかも、近代日本の歴史において、天皇制が進歩主義的役割を演じたことを得心いくように示してくれた者は、これまでに誰一人としていないといっても過言ではないであろう。」と明快に天皇制廃止を主張した。

米国のウイリアム・ジョンストンは天皇制存続論を①伝統的神話的天皇論、②天皇は消極的な道具であるとの論、③天皇は日本社会に安定をもたらす唯一の要素であるとの論に整理、天皇制廃止論を①伝統的神話的天皇論と超国家主義及び軍国主義と不可分論、②天皇を温存・利用すれば将来復讐戦争の原因になるとの危険論、③天皇は反動支配のための基盤であるとの論に整理したうえで、自身は廃止論に立ち、第一に天皇に敗戦と惨禍の責任をとらせること、第二に1937年以後の戦争に責任あるグループの代表を戦後の政府に絶対に入れないこと、第三に連合国は天皇制廃止を求めるグループを承認、支持すべきこと、第四に連合国は日本の政治的・経済的・社会的再建を可能にするための支援をなすべきことを主張した。

なお1945年1月の第9回太平洋問題調査会会議の日本問題円卓会議で、米国のオーエン・ラティモアが天皇制廃止を主張し、中華民国代表の毓麟が蒋介石総統のカイロ会談における発言に基づき日本人の意思によって決めるべきだとの主張をするなど、従前の天皇制廃止論、存続論、日本人の意思に任せるとの論が各出席者個人の資格でこもごも述べられた。

4 米国の天皇および天皇制の取り扱いの検討—国務省筋

さて米国の状況を述べることにする。以上に見てきた連合国諸国の侃々諤々の議論と米国の議論の質は相当違うようだ。占領後の垣塙の中で、それらがどのように収束するか、その決め手はなんであったのか、興味は尽きない。

日本降伏時点までに、連合国諸国のうち米国以外では、天皇および天皇制についてどのような見解が示され、或いは政策提言がなされていたかを丹念に調査、整理した研究は、前出の武田清子「天皇観の相克」(岩波同時代ライブラリー)をおいてほかにないようだ。この著作は、1978年7月岩波書店より単行本で刊行され、1993年7月、岩波同時代ライブラリー版におさめられ、現在は岩波現代文庫として刊行されている。

これに比べて米国におけるそれは有り余るほどの原資料が公開され、これらを調査、整理、研究した著作物も多数刊行されている。しかし、それらはあまりにも多岐にわたるので、本小論ではいろいろな見解を見ていくことはやめて、米国の対日占領政策中の天皇お

よび天皇制の取り扱い如何に関する政策的見解、方針に限定して述べることとする。

(1) 親中派優勢な国務省

この点について、これまでの通説を概観するとほぼ以下のように言われている。

米国の対日占領政策は、1942年夏以後、国務省特別調査部からの要請で日本史専攻のヒュー・ボートンらが加わったところから検討が始まり、1943年3月、国務省内に設置された戦後対外政策諮問委員会（1941年12月設置）の領土小委員会が活動を開始したところから、本格的に検討がなされるようになった。この委員会には、知日派といわれる上記ボートン、極東問題研究者ジョージ・ブレイクスリー、長い滞日経験のある外交官ジョセフ・バランタイン、親中派の外交官スタンリー・ホーンベックらが加わっていた。

この戦後対外政策諮問委員会領土小委員会は、1943年10月には国務省・国／地域委員会（CAC）の一つである部局間極東地域委員会（FEAC）として再編成され、それ以後は、戦後対外政策諮問委員会領土小委員会の活動は、部局間極東地域委員会（FEAC）に引き継がれている。

1944年1月、国務省に極東局が置かれてホーンベックが局長に就任、同時に「戦後計画委員会」（PWC）が設置された。戦後計画委員会（PWC）はコーデル・ハル国務長官が主宰し、国務省幹部をメンバーとし、対日占領政策を検討・作成することを目的とし、同年春から、活動を始めた。

同年4月、知日派優勢の部局間極東地域委員会（FEAC）から戦後計画委員会（PWC）に出されてきた当初原案は、ボートンの比喩を用いると「自由主義的改革に天皇制のmantを着せる」というものであった。具体的には、6ヶ月程度の軽い占領を想定し、日本国民が望むなら天皇制を残し、できるだけ天皇と日本政府を用いて占領行政を遂行し、日本帝国の解体と非軍事化を行い、それが達成されるとともに日本を国際社会の平等な一員として受け入れるという内容であった。

これに対し、親中派で、天皇制を否定する国務省幹部が優勢な戦後計画委員会（PWC）は、これを却下し、書き直しを命じたが、部局間極東地域委員会（FEAC）からは微修正だけで、本質的には変わらない案が再び提出された。

(2) 「知日派」の力及ばず

同年5月1日、国務省では重要な人事異動があった。戦前最後の駐日大使で知日派として知られるジョセフ・グルーが極東局長に就任したのである。グルーは、PWCにおいて、天皇ヒロヒトと天皇制を区別して、天皇ヒロヒトが、敗戦後、責任をとって退位するのはやむを得ないが軍国主義を廃し、民主的・平和的日本を建設するには天皇制は有力な資産となる、「天皇制こそ日本の隅の親石であり、頼みの大錨である」と弁じたのであったが、局面を変えるほどには至らなかった。

結局、戦後計画委員会（PWC）が、5月9日、採択した政策文書は「日本一政治問題一天皇制」（PWC 116 d）であった。この文書では占領軍当局が取り得る三つの選択枝が提起されているにとどまる。第一は天皇にみずからの機能を行使する権限を全然与え

ない。第二は天皇にその機能をすべて与える、第三はその一部分を委任する。そのうえで同文書は、占領軍当局としては、出来るだけ融通性のある方針を立てておくべきことを勧告し、もし天皇の特定の制限された機能を行使することを許可することを決定するならば、その場合、可能であれば天皇を保護・拘束・監督下におく、日本国民に対し占領軍当局の権威は天皇のそれよりも高位にあることを示す、天皇の特定の制限された権能を行使させることが占領政策に利益にならなければ全て停止する方が有利になるかもしれないなどを配慮事項として示している。

グルーをはじめとする知日派が結束して論陣をはったことをもってしても戦後計画委員会（PWC）が上記の文書しか採択できなかつたことは、ハル長官、その後任者ジェームス・バーンズ、後に國務次官になったディーン・アチソン、ホーンベック等の國務省幹部が天皇制廃止の考えに傾いていたこと、及び他の連合国諸国の意見、考え方、米国内のラティモアらの親中派研究者の見解、天皇制廃止と天皇を戦争犯罪者として処罰することを求める米国市民の広範な世論や新聞論調を反映しているものであったのであろう。

ともあれ日本降伏を見越して、1944年5月9日という時期に、米國務省・戦後計画委員会（PWC）が戦後対日占領政策のために採択した勧告文書「日本—政治—天皇」（PWC 116d）は、三つの選択肢をあげただけで結論を出さない文書であった。

（3）グルー、國務次官となる

1944年11月21日、ハル國務長官の病気辞任、次官のエドワード・スティティニアスが昇格。彼は外交官経験が浅いということで、外交官として生涯を過ごし、日米開戦までの10年間、駐日大使を務め、「知日派」の巨頭と目されていたグルーを次官に抜擢した。

しかし、うずまくヒロヒトを戦争犯罪者として処罰せよとの世論がある。フィラデルフィア・レコード」紙の社説では「グルーはヒロヒトと取引している」とまで非難される。こうした世論を背景に天皇制に批判的な議員が天皇制擁護に傾いていると見られるグルーの就任に嘔み付く。上院でねっちりと適性審査が行われる。

グルーは、同年12月12日、上院外交委員会の聴聞会で「日本は、近代においていまだかつて戦争に負けたことがありません。従って我々は破壊と敗北による激変が日本国民にあたえる最終的影響をはかる基準をもっていません。我々は、降伏後、日本にいかなる権力を登場させるにせよ、その権力が協力的で、安定し、信頼にたるものであることを示すよう、その証拠を要求する権利をもっています。（中略）天皇制は日本の安定要素です。ここで比喩を用いるなら、天皇は大勢の働き蜂が仕え、敬愛する女王蜂のような存在です。もしも蜂の群れから女王蜂を取り除いたならば、その巣は崩壊するでありましょう。」と陳述した。グルーが行ったこの「女王蜂」演説は、今の我が国の国民水準からすれば、さしずめ天皇制のカリカチュアであり、高みに立つ文明国家の目から未開の日本国民を見下したとでも言うべき暴論というところであろう。米国の「知日派」の巨頭といっても一皮向けばこのように日本人蔑視の意識を濃厚に持っていたのである。おそらく米上院において

も多くの議員が「愚かなジャップども！」と溜飲を下げたことであろう。その甲斐あって攻撃の矛先も鈍り、なんとか審査をパスしたのであった。

1944年12月には、病身のルーズヴェルト大統領の指導力の衰えを補うために国務省・陸軍省・海軍省三長官からなる三人委員会が組織され、戦時内閣のような役割を果たすようになった。グルーは、スティティニアスが戦後処理のための国際会議に忙殺されていたので事実上の国務長官代理として、三人委員会に出席することが多くなった。さらに、この三人委員会の下部機構として各省次官補レベルの国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）が設けられ、まもなく対日占領政策の検討機関として極東小委員会（SFE）が活動を始める。極東小委員会（SFE）の議長は、グルーの駐日大使時代からの腹心ユージン・ドウマンが就任した。さらに極東小委員会（SFE）の下部作業部会には、やはりグルーの息のかかった「知日派」のブレークスリーとボートンが加わった。国務省極東部長にはこれまでの親中派ホーンベックを更迭し、「知日派」のバランティンを就任させた。これからヤルタ会談、ポツダム会談という時期に、国務省も、対日占領政策の検討機関も、相当「知日派」が要路を押さえた格好である。やがて1945年4月24日、グルーに正式に国務長官代理が発令され、同年7月3日、バーンズ新長官が任命されるまでグルーは絶頂を極めることになった。

さて天皇および天皇制をどう取り扱うべきかに関する対日占領政策の検討は、その後日本降伏に至るまでわずかに、同年3月16日、国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）で採択された「日本国天皇の処遇について」（SWNCC 55文書）に見られるだけである。

それによると、①天皇個人およびその家族をどう処遇するか、②天皇制に対する軍政府の対応（注：この段階では日本にもドイツ同様に無条件降伏、全面占領と軍政を敷くことが考えられていた。1945年3月段階の沖縄関係SWNCC 52シリーズ文書から同年6月11日採択されたSWNCC 150文書「日本打倒後の初期対日方針」も、またヤルタ会談もこの考え方をベースとしていた。

同年4月16日、トルーマン新大統領は上下両院合同議会の就任演説で「われわれの要求は過去においても現在においても無条件降伏である。」と述べて拍手喝采を浴びている。③天皇が逃亡した場合どうするか三項目について検討すること、統合参謀本部（JCS）に検討委員会を設置すること、民間人の意見も聞くこと、国務省がその検討内容を起草することとあっただけで、中身は空白であった。これに実質的内容が盛り込まれたのは日本降伏後の同年9月26日、「SFE 126」文書まで待たねばならなかった。

（4）グルーの懸命の努力、「明かすことができないある軍事的理由」により阻まれる

さてこうした布陣と地位に立ってグルーは、壊滅的打撃という最悪事態を防ぐために、無条件降伏路線を修正し、日本に早期に名誉ある降伏を選択させる道を探求しようとする。同年4月12日に、トルーマン新大統領が誕生している。グルーはこれまでの政策変更の可能性があると見たのかもしれない。しかし、おそらくグルーは、原爆の開発と使用が近

づいていることを知って、10年も過ぎた日本のことを原爆による破壊から救いたいと考えたのであろう。そう思いたい。

グルーは、同年4月14日、トルーマンに対して次のような書簡を送った。

「無条件降伏とは、もし日本の国民が望むのであれば、現行の皇室の下での君主制の廃止を意味するものではないことを大統領が公的な声明で明らかにしないならば、たとえ軍事的に敗北しても、日本の降伏はありえない。」

グルーが次に打った手は、同年5月31日に行われるトルーマン大統領の対独戦勝記念声明において、無条件降伏を修正した文言を盛り込ませることであった。5月26日土曜日、ドゥーマンと呼びつけ、週末を返上して、声明文草稿を作成することを指示した。ドゥーマンの用意した草稿には以下のように書かれていた。

「連合国の占領軍は、これらの目的が達成され、いかなる疑いもなく日本人を代表する平和的な責任ある政府が樹立され次第、いち早く日本から撤退するであろう。もし平和愛好諸国が日本における侵略的軍国主義の将来の発展を不可能にするべき平和政策を遂行する芽が植えつけられたと確信するならば、これは現在の皇室のもとでの立憲君主制を含むこととする。」

5月28日、国務省幹部会では、上記声明文草稿に対する激しい反対が噴出し、国務省案としてこれを使用することはできなかったが、同日、グルーは、直接、トルーマン大統領に会い、早期終戦を可能にする対日条件を示すこの草案に基づいて大統領声明を発すべきだと談判した。これに対して、トルーマンは、「軍の指導者が同意するなら」との条件付きでこれを承諾したのであった。グルーは、勇気を得て、陸軍、海軍首脳と面談、同様に説得を試みた。最長老の陸軍長官スティムソンは明確に同意し、立憲君主制の存続をもっと明確にするべきだとさえ述べた。スティムソンにならい、他の軍首脳も誰も正面きって反対しなかった。しかし、そのタイミングだけが問題で、マーシャル陸軍参謀総長が「ここでは明かすことができないある軍事的理由によって」時期尚早だと述べ、これに他の軍首脳も同意した。

ここにいう「ここでは明かすことができないある軍事的理由」とは原爆開発を意味することは明らかであろう。かくして、5月31日の皇室の存続と立憲君主制の温存を認める対日大統領声明は不発に終わった。しかし、このときのグルーの努力は、スティムソンのポツダム宣言草稿に生かされることになった。

スティムソンが起草したポツダム宣言草案第12条は以下のとおりであった。

「われわれの目的が達成され、あきらかに平和的傾向を有し、また日本国民を代表す

る責任ある政府が樹立され次第、連合国の占領軍は日本から撤退する。これは、そのような政府がふたたび侵略することがないと世界の人のびとが完全に納得するようになれば、現在の皇室の下での立憲君主制を含むものとする。」

これが書き換えられた経緯は、以前に述べたので繰り返さない。

5 米国陸軍および情報機関における天皇および天皇制利用の心理戦計画

(1) 天皇および天皇制への軍事的視点

米国が、戦後、天皇及び天皇制をどうするべきかを検討し始めた時期は1942年夏以後、本格的になされるようになったのは1943年3月以後、その検討結果が形を示すようになったのは1944年4月～5月であること、いずれも国務省関係諸機関によるものであること、それはあくまでも対日占領政策策定の一環としてなされたものだというのが、ながらく我が国において信じられてきたストーリーであった。

もっとも米国政府部内において、1945年4月以後、「知日派」の国務次官グループが、日本に対する無条件降伏路線を修正し、「天皇および天皇制」の存続の余地を残す降伏条件を明示するためのさまざまな試みがなされた。しかし、その主たる目的・意図は、我が国の壊滅的打撃を少しでも減じようという「知日派」の我が国に対する「善意」に発するものであって、決して米国が戦争に勝利するため実利的・軍事的意図・目的によるものではなかった。

考えてみれば、永らく我が国において信じられてきた国務省関係諸機関による検討ストーリーも、太平洋戦争を含む第二次大戦を戦った連合国諸国の侵略的なファシズム・軍国主義諸国家を打ち倒し、平和・民主・安定の国際秩序を回復させ、その制度的保証を確保しようとの共通意思—それは大きな意味での「善意」である—に発するものであったと言っただけかもしれない。

しかし、加藤哲郎一橋大学名誉教授（以下「加藤教授」という。）は「象徴天皇制の起源 アメリカの心理戦『日本計画』」（平凡社新書）において、米国内におけるもう一つの「天皇および天皇制」の研究・検討があったことを、明らかにしている。ただし、加藤教授は、これを先行研究と結びつけ、先行研究のパースペクティブを遡上させるものだと自己限定をしておられるように見える。これは学者としての謙抑性のしからしめるところであろう。私は、これをもっと大胆に話を飛躍させようと思う。

それでは、加藤教授の述べるところを紹介することとする（もっとも以下の記述は他の文献により補充した部分もあり、また多分に私の判断、解釈を交えた部分も多く、加藤教授の論を正確に祖述するものではない。従って記述内容に関する責任は全て私が負うべきものであることは言うまでもない。）。

(2) 基礎的事項の整理

まずは、理解をするために、頻繁で出てくる用語と関係諸機関を加藤教授に従い整理することから始める。

「情報戦」について

今日では、国家間の戦争において、情報戦が大きな位置を占めている。第二次大戦時にはこれを、米国では「心理戦」、英国では「政治戦」、ソ連ではコミンテルンを通じた「プロパガンダとアジテーション」であった。ナチス・ドイツはゲッペルス宣伝省がこれを担っていた。日本にも情報局があったが、国内治安対策が主要な任務であった。

米国の「心理戦」を戦う組織編制

米国で国家安全保障 (National Security) という言葉が誕生したのは1941年7月の大統領令で大統領の直轄機関として情報調整局 (COI) を設置したときに始まる。情報調整局 (COI) は、上記大統領令発令と同時に辣腕弁護士ウィリアム・ドノヴァンがその責任者として発足した。発足時の当初予算は45万ドル、スタッフは92人に過ぎなかったが、僅か4ヵ月後の同年12月には予算1300万ドル、スタッフ600人、1942年3月には、スタッフは1852人になった。

情報調整局 (COI) には、対外情報部 (FIS) と調査分析部 (R&A) がおかれていた。調査分析部 (R&A) は、頭脳であり、米国内の最高の研究者が集められた。対外情報部 (FIS) は、「心理戦」として策定されたプロパガンダの実行部門であった。

しかし、枢軸国と近い関係にある在米スペイン大使館への仕掛けた秘密工作をめぐって、ドノヴァン長官と連邦捜査局 (FBI) フーバー長官とのトラブル、対立問題が発生し、1942年6月3日、統合参謀本部 (JCS) の決定により、統合参謀本部 (JCS) 傘下の戦略情報局 (OSS) と、大統領直轄の戦時情報局 (OWI) に改組された。

まず上記対外情報部 (FIS) のホワイト・プロパガンダ部門は、大統領直轄の戦時情報局 (OWI 後国務省の Foreign Information を経てアメリカ情報局 USIA となる。) に移行した。

上記以外の部門は全て戦略情報局 (OSS) に移行。戦略情報局 (OSS) は、第一に統合参謀本部 (JCS) のための戦略情報の収集と分析、第二に JCS の要求する特殊作戦を任務とすることとなり、従来の情報調整局 (COI) の調査分析部 (R&A) はそのまま頭脳部門として残され、実行部門の対外情報部 (FIS) の残留組は秘密情報部 (SI) と特殊工作部 (SO) として編成された。ドノヴァン長官は続投である。

改組後、戦略情報局 (OSS) は、予算は1億1554万ドル、スタッフは1万2718人に急膨張している。

戦略情報局 (OSS) は、1945年9月、一旦解散、陸軍戦略情報局 (SSU) に縮小改組され、1947年9月国家安全保障法により中央情報局 (CIA) となった。

(3) 戦時下の米国側資料の発見

以上の基礎的事項を横に見ながら、加藤教授の説明を敷衍していくこととする。

話は、加藤教授が、2004年夏、その3年前に機密指定が解除され、米国国立公文書

館で開示されることになった戦略情報局（OSS）関係資料の山の中から、1942年6月3日日付米国陸軍省軍事情報部心理戦争課「日本計画（最終草稿）」なる奇妙な文書を発見したことから始まる。これは、実に、象徴天皇を利用した「心理戦」の企画書ともいえるべき文書である。

この文書の内容、その来歴、起草者、その射程などもろもろの顛末は後に順次紹介することとすることとして、まず、ここでは加藤教授の説明を読んで米国の機密書類の管理・保存及び公開システムは、我が国のはるかに及ばない素晴らしさがあると思ったので、秘密保護法や公文書管理法、情報公開法が問題となっている折からぜひ一言触れておきたいと思う。

戦略情報局（OSS）関係資料は、1945年9月の解散縮小時に調査分析部（R&A）の資料を中心に1800万立方フィートが国務省に移管され、残りの6300万立方フィートは陸軍戦略情報局（SSU）を経て、1947年9月に発足した中央情報局（CIA）に移され、機密のまま保管されてきた。その後、国務省保管資料は、1975年、76年に公開、中央情報局（CIA）保管資料は80年代以降に逐次公開されている（21世紀に入ってなお300万立方フィート75万頁分が未公開）。これらはいずれも最高機密（トップシークレット）、機密（シークレット）、秘密（コンフィデンシャル）のいずれかに指定されていた。

米国では、クリントン政権下で秘密指定期間が30年から25年に短縮されことによる情報公開法による秘密指定解除がされるのと並行して、1998年10月に成立した「ナチス戦争犯罪情報公開法」、2000年12月に成立した「日本帝国政府情報公開法」によって、機密指定解除勧告がなされ、秘密指定解除がなされている。これによって戦時の個人ファイルにもアクセスできるようになった。

（４）「日本計画（最終草稿）」

加藤教授が、戦略情報局（OSS）関係資料の山の中から発見した1942年6月3日日付陸軍省軍事情報部心理戦争課「日本計画（最終草稿）」の公式の起草者は、同課長で、当時、米国心理戦共同委員会議長のオスカー・ソルバート大佐であった。なお、米国心理戦共同委員会とは、おそらく情報調整局（COI）が戦略情報局（OSS）と戦時情報局（OWI）とに分割改組された1942年6月3日の前後に、情報調整局（COI）もしくは戦略情報局（OSS）及び戦時情報局（OWI）と、国務省、陸・海軍省、連邦捜査局（FBI）やなどの米国情報機関各部署の連絡調整を行うために設置された協議機関であろう。

さて「日本計画（最終草稿）」はダイジェスト版3ページ、本文32ページからなり、その内容は、連合軍の軍事戦略の一環であり、対日戦争に軍事的勝利をおさめるため、敵の内部に矛盾を作り出し、勝ち抜くための、日本に対するプロパガンダ戦略の提言と具体的立案である。概要は以下の如くである。

ダイジェスト版

「日本の軍事作戦を妨害し日本軍の士気を傷つける」、「日本の戦争努力を弱め、スローダウンさせる」、「日本軍当局の信頼をおとしめ、打倒する」、「日本とその同盟者及び中立国を分裂させる」などと4項目の政策目標が掲げられる。

その政策目標達成のため「日本人に、彼らの政府や日本国内のその他合法的情報源の公式の言明への不信を増大させること」「日本と米国との間に、戦争行動の文明的基準を保持すること」など8項目の宣伝目的と一般的心理戦略をあげる。

これにもとづいてより個別的な11項目の宣伝目的が明記されている。例示すると、

- ・ 日本の天皇を、慎重に名前をあげずに平和のシンボルとして利用すること
- ・ 「今日の軍部政権の正当性の欠如と独断性、この政府が、天皇と皇室を含む日本全体をきまぐれに危険にさらした事実を、指摘すること
- ・ 日本に対して、われわれが勝利した場合の、戦後の繁栄と幸福を約束すること

などである。

そして末尾に「特別に慎重に扱うべき提案」として「現時点では、神道、宗教について、天皇崇拝についても、すべて言及は避けるべきである」、「天皇については、慎重で粘り強い（しかし名前を挙げない）言及が、推奨される」、「日本の皇室についても同様な扱いがとられる」など5項目の提案がなされている。

本文

膨大な本文は以下の六部構成からなる。

- 1 プロパガンダの政策目標 — プロパガンダで工作すべき直接的目標
- 2 プロパガンダの目的 — 敵の心に届けられ定着するプロパガンダの要点
- 3 プロパガンダの論題 — プロパガンダ目的を達成するために用いられる主張
- 4 作戦とテクニックについての一般的注意
- 5 いくつかの日本人の性格
- 6 特別の慎重に扱うべき提案

このうち過半を占める「3プロパガンダの論題—プロパガンダ目的を達成するために用いられる主張」において、ダイジェイスト版に見られる心理戦略の基調を根拠付ける、日本社会と日本人の要約的分析がなされている。一部抜粋すると、以下の如くである。

「日本の政府と普通の民衆との間に分裂をつくりだす」ために

明治日本のアジア侵略＝拡張主義に目をつむり、明治天皇とのリーダーシップと立憲主義を強調せよと述べる。

具体的に「日本人に対して、彼らの現在の軍事的指導者たちが、明治天皇が道を拓

いた行程から大きく逸脱し、現在の天皇の望むところとは正反対の道に迷い込んだことを指摘すること。明治天皇の誇り、彼の拡張主義ではなく、彼の疑似立憲主義、彼の親英感情に基づく諸政策等々が、強調されなければならない」と指針を示す。

さらに以下の諸点が利用すべきだという。

第1に天皇は満州事変に反対だったが排外主義者による暗殺が広がるのを恐れてしぶしぶ認めたこと、第2に国際連盟総会において、天皇は松岡洋右に民主大国と決裂しないよう命じていたにもかかわらず、松岡が軍部の意向に従ったこと、第3に天皇は、日独伊三国同盟に反対で、それを防げなかった後も平和を望んでいたこと。

要するに「天皇は平和のシンボル」であることを強調せよと言うのである。さらに「天皇は現在でも軍部指導者の犠牲になっていると述べること」により「シンボル＝象徴」の意味が一層明らかになるとされ、「天皇は西洋の国旗のような名誉あるシンボル」であり、「軍当局の批判の正当化に用いることは可能であり、和平への復帰の状況を強めるために用いることもできるだろう」とされている。

以上のとおり、「日本計画（最終草稿）」は、「天皇の象徴的側面」の利用価値を冷徹に繰り返し強調し、それを心理戦の武器とすることを賞揚しているのである。

これは「天皇のページェント」（NHKブックス）の筆者で知られるタカシ・フジタニ・カリフォルニア大学サンディエゴ校教授が「新資料発見 ライシャワー元米国大使の傀儡天皇制構想」（「世界」2000年3月号）で紹介した、1942年9月14日付エドウィン・ライシャワーの陸軍省次官らへ提案した傀儡政権構想（puppet regime）メモランダムよりも3ヶ月以上も遡るもので、象徴天皇の心理戦利用のための歴然たる企画書である。

ライシャワーのメモランダムには、日米戦争勝利後にヒロヒトを中心とした傀儡政権（puppet regime）を陸軍省次官らに提言するとともに、日系アメリカ人部隊をもうけ連合国が人種差別的だと宣伝する日本のプロパガンダに対抗することも提案されていた。その冷徹かつプラグマティックな思考に、多くの我が国国民は眉をひそめるに違いない。しかし、「日本計画（最終草稿）」は、さらにその上に行く、荘厳な天皇と天皇制の軍事的利用作戦計画だったのである。しかも、驚かされるのはその作成日付である。1942年6月3日と言えば、我が国が誇る連合艦隊の正規空母6隻のうち4隻を失い、一気に戦局が転換することになった同月5日のミッドウェー海戦の前のことではないか。我が国は、なんという懐の深い、巨大な国を敵としてしまったものであろうか。

（5）「日本計画（最終草稿）」に至る系譜 その1

「日本計画（最終草稿）」の公式起草者ソルバート大佐は、本当に自らこれを起草したのであろうか。その真の起草者をさぐりあて、そこに至る系譜を少したどって見ることにしよう。

人的系譜をたどって浮かび上がってくるのは戦前、日本に留学し、東京帝国大学で美濃部達吉博士の天皇機関説を学び、政治学者蠟山政道同大学教授とも交流のあったノースウ

エスタン大政治学部長（1942年当時）ケネス・コールグローブの愛弟子、チャールズ・ファーズである。

ファーズは、1908年生まれ、コールグローブのもとで、日本政治を学び、1934年～36年、ボートン、ライシャワーとともに日本に留学、蠟山政道教授のもとで日本の選挙制度と急進派社会運動を学んだ。彼は、この留学中に2・26事件を目撃している。帰国後、パモナ大学助教授となり、1940年に「日本の政治」という本を太平洋問題調査会から出版している。

ファーズは、その後、情報調整局（COI）の調査分析部（R&A）にスカウトされ、極東課に在籍、1942年6月の分離改組後は、戦略情報局（OSS）の極東課長補佐、1943年に極東課長に就任している。

「象徴としての天皇利用」という発想の起源は、情報調整局（COI）の調査分析部（R&A）極東課における研究成果と思われる。同課の、初期の調査・分析は、1942年2月、「日本の戦略的概観」に結実した。これは膨大な日本研究の百科全書ともいべき研究報告書である。これも全て対日心理作戦を立てるため、敵国日本の全容を知るという目的から発したものであった。残っているものは「第三部 人口と社会状態 第15章」から始まる部分で、タイプ印刷で全文378頁分だけである。

この百科全書「日本の戦略的概観」が作られたころ、情報調整局（COI）の調査分析部（R&A）極東課では、個別の問題でも、以下のとおり、さまざまなレポートがまとめられている。

1942年2月5日付「エター日本における被圧迫集団」

同月16日付「ビルマ概観」

同年3月15日付「日本における社会関係」（その参考文献として「日本の関」報告書、人類学者エンブリーの「須恵村」、イギリスが外交官・歴史家サムソン卿の「日本文化小史」）

ファーズらは、カリフォルニアの日本人収容者からの日本書籍を買い叩き、資料集めをしている事実が明らかにされている。彼の専攻、実績から見て、彼が百科全書「日本の戦略的概観」をはじめ、上記個別問題のレポート作成の中心にいたことは間違いないだろう。

（6）「日本計画（最終草稿）」に至る系譜 その2

「日本計画（最終草稿）」、これらを基礎にファーズが起草したものと推定されるが、まだその間にまだいくつかの工程がある。

〈1942年4月15日付情報調整局（COI）対外情報部（FIS）の日本へのプロパガンダのための基本計画・第一（COI草案ないし42年テーゼ）〉

この文書中には対日プロパガンダの目的と論題としてAからHまで8項目あって、その

C項、F項には「天皇を平和の象徴」として活用することにつながる以下の記述がある。

日本人に、軍部指導者たちは、現在の天皇の望みに反して、破局的な戦争に導いたことを確信させ、これまでの詔勅 — 日本人にとってはキリスト教徒にとっての神法よりも重きが置かれる — に直接的に違反することを指摘すること」

「昭和天皇の和歌には敬虔な平和への希望が表現されていること、『昭和』という元号自体輝く平和を意味すること、軍部は1931年以来『天皇の述べた希望』に反して日本民衆を戦争に道微意がこと、等々を具体的事例をあげて指摘すること」

「(2. 26事件以降は) 天皇は、軍部及び民間の過激主義者のヴァーチャルな囚人となった」

「日本人に、米国は、日本本土への何らの領土的野心も、戦争が終わったあとの内政干渉の意図も持たず、天皇は立憲君主制の元首として正当な地位に復帰し、国民は隣人たちと平和的に共存することを、確信させること」

「アメリカ合衆国は、天皇が日本民衆の正しい指導者であり、彼が実際に王権を回復して彼が権力にあるならば、日本は再び隣人たちと平和的に共存し、再び繁栄するであろうことを承認する」

「西欧には、国家元首であるとともに国家そのものである天皇と比すべきものはない」

〈「日本計画（最終草稿）」につながる1942年5月13日付第1草稿「日本帝国にむけた詳細なプロパガンダ計画のための準備」、5月23日付第2草稿「日本計画」〉

第1草稿では、「天皇は天皇崇拝の焦点であるから、彼は政治的軍事的活動を正当化し得るシンボルである。過去において、日本軍部指導者は、天皇の象徴的側面を彼らの軍事的たくらみに利用してきた。にもかかわらず、天皇シンボルは（彼の名前ではなく）、軍部への批判の正当化と平和への復帰を促し強化するために利用することが可能である」などの記述がなされている。

第二草稿は、名称が「日本計画」となり、構成は最終草稿と同じで、最終草稿の骨格はすでに形成されている。

さらに「日本計画（最終草稿）」の源流をたどると、もう一つ、1941年12月の真珠湾攻撃直後から英国情報機関「政治戦争本部(PWE)」との共同作業の一環として始まり、1942年5月に形を見た「日本と日本地域占領のための英米共同計画アウトライン」がある。その3ページ「梗概」中に、「皇室にたいするすべての攻撃は避けられなければならない」、「日本の民衆の間に、現在のレジームが権力を篡奪し、皇統から逸脱したことに注意を喚起して、不信感をつくりだす」などと明記されていた。

実に、「天皇」を利用した心理戦計画の検討は、日米開戦直後にまで遡ることになる。

(7) 「日本計画（最終草稿）」のその後

さてこのようにして作成された「日本計画（草稿）」は、ソルバート大佐より、米国心理戦共同委員会に提案された。彼は、陸軍省軍事情報部（M I S）心理戦争課に所属していたが、情報調整局（C O I）分割改組後の1942年8月、部下で極東班長の政治学者ポール・ラインバーガーらとともに戦時情報局（O W I）に移籍した。ラインバーカーはデューク大学助教授（政治学）で、1942年2月陸軍省軍事情報部（M I S）心理戦争課に配属されていた。ソルバートは、ラインバーカーを引き連れて戦時情報局（O W I）に移籍し、自ら「日本計画」を完成させようとしたのであろう。

しかし、戦略情報局（C O I）の最後の時期から、ドノヴァンが、ソルバート大佐主導で「日本計画」作成作業が進行し始めたことに反発、分割改組後は、戦時情報局（O W I）と戦略情報局（O S S）との間で完成に向けて主導権争いが続いた。結局、1942年8月18日、心理作戦共同委員会小委員会で、ドノヴァン主導のもとに「日本計画」は未完成のままで、「日本計画（最終草稿）」は棚上げとすることが決まってしまった。

もっとも戦時情報局（O W I）では、太平洋戦争末期、1944年6月に「天皇を攻撃することは対敵宣伝としては重大な誤りである」という指令を出し、海外戦意分析課（F M A D）という部門において天皇に関する多くの報告書が作成されている。戦後、ベストセラーになったルース・ベネディクトの「菊と刀」もここから生まれたものである。

「日本計画（最終草稿）」は、脈々といき続けているのである。それが日本占領政策にどう流れ込んだのであろうか。そこに至るまでにもう一段階の過程がある。

(8) 「日本計画（最終草稿）」とマッカーサー

「日本計画（最終草稿）」は、心理作戦共同委員会での検討過程で、当時、米国南西太平洋（陸）軍総司令官であったダグラス・マッカーサー将軍に、意見照会がなされている。マッカーサーからは、「プロパガンダ、対抗プロパガンダ、破壊活動、ゲリラ活動を含む日本に対する心理戦の計画は、明らかに最近イギリス政府からオーストラリア政府へと提案された共同政治戦計画に対応するものである」と評価し、連合国軍全体での調整の必要、現地文民政府の了解、経済戦や戦後計画との関連、軍事作戦との接合を説く回答が寄せられている。従って、マッカーサーも「日本計画（最終草稿）」の概略程度は知っていたらう。

さらに注目すべきことがある。一つは、後に述べるように、日本占領開始直後、その独自の人脈で、天皇側近らと接触を持ち、独白録の仕掛け人となったボナー・フェラーズ准将によるマッカーサーへの「日本計画（最終草稿）」の注入である。それは戦中に始まり、戦後にも引き継がれる。もう一つは、コールグローブその人とマッカーサーの占領政策遂行との関わりである。これも後に述べることとなる。

フェラーズに関してはジョン・ダワーの EMBRACING DEFEAT（邦訳「敗北を抱き

しめて」上・下2巻・岩波書店)において、占領軍の天皇制政策について「なかでも最重要人物は、マッカーサーの軍事秘書官であり、心理作戦の責任者でもあったボナー・フェラーズである」(原書280ページ、邦訳書下巻7ページ)と指摘されている。

(8) フェラーズによる「日本計画(最終草稿)」の実戦適用

フェラーズは、1896年生まれ、クェーカー教徒で、教団設立のリッチモンドにあるアーラム大学に入学。そこで日本から留学していた女性と親しくなり、日本への道しるべとしてラフカディオ・ハーンを紹介されて、貪り読むようになった。彼は、家庭的な事情からか同大学を中退して陸軍士官学校に入学する。1918年、陸軍士官学校卒業後は、軍人として日本人の精神構造、心理など日本研究に打ちこみ、1935年には「日本兵の心理」なる論文を書いている。1936年、フィリピンに派遣され、フィリピン国軍創設のため軍事顧問を任じられていたマッカーサーのもとで働くことになった。このころ、マッカーサーは、フェラーズが書いた論文「日本兵の心理」を読んだようである。

1939年、陸軍大学を卒業、1940年、陸軍武官としてエジプトに駐在。エジプトはこのころ、ヨーロッパ戦線にあって、あの戦略情報局(OSS)長官ドノヴァンが最も力を入れていた北アフリカ上陸作戦の米国側拠点であり、心理作戦の専門家として腕を磨いたことであろう。その後、1942年7月から1943年9月までドノヴァン直近の戦略情報局(OSS)の心臓部である心理作戦計画本部に勤務した。ここでは当然「日本計画(最終草稿)」に精通したものと思われる。

フェラーズはその任についていた1943年2月2日、ドノヴァン宛に手紙を書き、「ほとんどの軍事的な努力がヨーロッパに傾注されるため、当面アメリカが極東で持つ唯一の武器は心理作戦である」と意見具申している。

フェラーズは、准将に昇進、1943年9月、オーストラリアのブリスベーンにあった米国南西太平洋(陸)軍総司令部に統合計画本部本部長として赴任、総司令官マッカーサーより「軍事秘書」としてその側近に起用された。フェラーズは、まもなくマッカーサーの命により、司令部内に心理作戦部(PWB)という機関を創設、その部長となった。

日本軍と戦う米国南西太平洋(陸)軍にとって、ラジオやビラなどで対敵宣伝を行い、敵の士気を落として投降を促す心理戦は重要な戦術であった。マッカーサーはフェラーズの研究、経歴・実績を尊重して心理戦の責任者に据えたのである。フェラーズは、心理戦を実戦の中に生かすについて、天皇をどう位置づけ、どう利用するかということを考え続けた。そして、以下のように定式化した。ここに、「日本計画(最終草稿)」の成果が生かされていることは明瞭に読み取ることができるであろうし、少し、後になるがフェラーズが友人の新聞記者に差し出した1945年7月21日付の手紙には「天皇を日本の精神的象徴と見なし、軍国主義者を一掃して、リベラルな政治を日本に要求してはどうだろうか。・・・戦争が終われば、日本は最もコントロールしやすい国になるだろう」と種明かしをしているのである。

- ・ 東条を首相として承認した以上、天皇には戦争責任がある。
- ・ しかし、天皇の戦争責任を追及すれば日本人から猛反発を招く。日本人は天皇を絶対に疑わないからである。
- ・ 軍部が天皇を騙したという認識を広め、軍国主義者を一掃するのが最も賢明である
- ・ 天皇および国民と、軍国主義者との間にくさびを打ち込む心理作戦を行うべきである
- ・ 天皇に関しては攻撃を避け無視するべきである。しかし、適切な時期に、我々の目標達成のために天皇を利用する。天皇を非難して国民の反感を買ってはならない。

心理作戦部（PWB）が作成し、ジャングルに潜む日本兵に向けて飛行機からまかれたビラは実に2億2200万枚に及んでいる。その一例をあげると以下如くである。

「今日4月29日は御目出度い天長節であります。（中略）戦争の責任者である軍首脳者はこの陛下の御誕生の日に戦捷の御報告申しあげる事も出来ず、むしろ自身の無能の暴露を恐れているでせう。軍首脳部は果して何時まで陛下を欺き奉ることができでせうか。」

これらのビラの効験あらたかであったことは、フィリピン戦で投降した約12,800人の日本兵のうち、4分の3が、ビラを読んで降伏を決断したという調査結果に如実に示されている。

さて1945年8月30日、マッカーサーが厚木に降り立ったとき、フェラーズもひっそりとその後ろから付き従った。マッカーサーは連合軍最高司令官（GHQ/SCAP）であり、その司令部GHQを率いて、勇躍、日本占領の第一歩を踏み出したのであった。そしてかの心理作戦部（PWB）は、GHQ・民間情報教育局（CIE）へと改組され、フェラーズの部下であったケン・ダイクが局長に就任した（以上のフェラーズに関する叙述は、多くは、東野真「昭和天皇二つの『独白録』」NHK出版に依拠している。）。

第4 象徴天皇制への道—マッカーサーのビクトリー・ロード

いよいよ、心理戦における天皇利用の幻のバイブル、否、脈々と実戦において生かされてきた天皇および天皇制の利用という劇薬の処方箋「日本計画（最終草稿）」が占領政策の中に貫徹して行くことになる。その顛末を次に述べることとする。

1 米国の対日占領政策における天皇および天皇制の位置づけ

(1) ポツダム宣言の与えた天皇および天皇制への指針

さてストーリーは進んで、日本降伏後のことに移る。我が国の戦後の出発点に据えられるべきは何をおいてもポツダム宣言である。天皇および天皇制に関連する条項は下記のと

おりである。

第10条 われわれは、日本を人種として奴隷化するつもりもなければ国民として絶滅させるつもりもない。しかし、われわれの捕虜を虐待したものを含めて、すべての戦争犯罪人に対しては断固たる正義を付与するものである。日本政府は、日本の人民の間に民主主義的風潮を強化しあるいは復活するにあたって障害となるものはこれを排除するものとする。言論、宗教、思想の自由及び基本的人権の尊重はこれを確立するものとする。

第12条 連合軍は、その目的達成後そして日本人民の自由なる意志に従って、平和的傾向を帯びかつ責任ある政府が樹立されるに置いては、直ちに日本より撤退するものとする。

既に述べたポツダム宣言起草の経過と受諾の経緯および上記条項から言えることは明治憲法体制の君主主権、天皇大権および万世一系の神聖にして犯すべきらざる天皇制は当然のことながら否定されるが、民意にもとづく民主主義体制のもとでの天皇および天皇制は否定されてはおらず、それは「日本人民の自由なる意志に従って」決定されるということになるということだ。また一方では、天皇が戦争犯罪人として処罰される可能性も否定されていない。

(2) SWNCC 150 シリーズ文書

では米国は、日本降伏後の占領政策として、天皇及び天皇制をどう取り扱うことにしたのであろうか。国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）の対日政策文書のSWNCC 150文書シリーズがそれを明らかにしており、天皇および天皇制の存続、利用を打ち出したとされるのが通例であるようだ。これらは「降伏時におけるアメリカの初期対日方針」と銘打たれた一連の文書である。第一稿は、1945年6月11日、起草にかかるもの（SWNCC 150-1）で、この時点では占領形態は直接軍政が想定されていたので、それを前提としたものであった。その後、ポツダム宣言受諾を経て、占領形態は間接統治方式に変更されたので、それと整合性を持たせるため改訂された。その第三稿（SWNCC 150-3）が、同年8月29日、非公式にマッカーサーに伝達されている。その後、これは同年9月6日、大統領承認を得て、同月22日、正式にマッカーサーに通達された（SWNCC 150-4）。

この文書においては、第一に、天皇および日本政府の権威は、マッカーサー総司令官に従属すること、第二に、総司令官は、天皇を含む政府機関を通して、その権威を行使すること、第三に、日本政府当局がポツダム宣言に定める降伏条件を達成しようとする総司令官の要求を十分に満たすものではない場合、政府機関、人員の変更を要求し、或いは直接統治を行う権限を総司令官に付与すること、第四に、この政策は日本の現存の政府を利用しようとするものであって、それを支持するものではないこと、第五に、日本政府の封建的・権威主義的傾向を修正する方向に、政府の形態を変更しようとする動きが、日本国民、あるいは政府によって率先して始められる場合、その変化は許されるべきことであり、好意をもって支持されることなどが謳われている。

この文書から読み取れることは、天皇および天皇制の存続、廃止いずれについても明確な意思表示がなされていないということである。否、読みようによっては、むしろ天皇および天皇制の廃止を含む変革の動きも許され、好意をもって支持されるとさえ読み取ることのできるものである。

そもそも当時、米国政府は、簡単に天皇および天皇制存続を軽々に打ち出せる状況にはなかった。米国国民の世論とマスメディアの論調は、圧倒的に天皇および天皇制に反対していたのであり、1945年9月10日には、「天皇を戦犯裁判にかけることを米国の方針とする」との上院合同決議までなされている。既に述べたごとく連合諸国においてもオーストラリア、中国など、天皇および天皇制の存続に反対する意見が強かった。ソ連については特に触れなかったが、原則論としては、日本共産党32年テーゼの示す考え方に立っていたであろう。また米国国務省においては、「親日派」のグルーが退任し、ジェームス・バーンズ長官、ディーン・アチソン次官、カーター・ヴィンセント極東地域委員会委員長など親中派が優勢となっていた。占領開始まもなく、マッカーサーからバーンズに、日本問題の専門家を顧問として派遣して欲しいと要請したところ、バーンズは「知日派」を排して、中国問題専門家である親中派ジョージ・アチソンを派遣したほどであったのである。

そのジョージ・アチソンから、1945年10月4日、バーンズに対して、日本における憲法改正の考え方を示して欲しいとの要請があった。同月16日、折り返しバーンズがこれに回答した。その中で、バーンズは、天皇制が保持された場合と保持されない場合とに分けて、天皇制が保持されない場合には、財政、予算に関する問題は選挙による国会が管理すること、日本人に限定せず、すべての人間に基本的市民権が保障されることなどを論じていたことも当時の米国政府当局者の考え方を示す有力な例証である。当時の米国政府当局者は、天皇制廃止に傾く可能性さえもその視野におさめていたのであった。

従って、この文書（SWNCC 150-4）によって、米国の占領政策が「天皇制は支持しないが利用する」との方針に決まっていたと断ずるのは大きな誤りである。

(3) 米国政府の天皇および天皇制に対する指針—またしても結論先送り

国務省内に有力な「知日派」を抱えていた日本降伏前に、天皇および天皇制について米国が打ち出した政策は、既に述べたように「日本—政治問題—天皇制」（PWC 116d）および「日本国天皇の処遇について」（SWNCC 55文書）の各文書に明らかにされている。それらは要するに結論先送りであった。しかし、不思議なことに、日本降伏後においても、米政府関係機関において、これらの問題について包括的・根本的に論議・検討された形跡は見られず、当面する問題をその都度議論・検討してその場しのぎに終始したに過ぎないように思われる。

日本降伏後に、最初に検討されたのは、1945年9月10日、上記の上院合同決議がなされてからのことであった。国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）の極東小委員会（SFE）において、天皇を戦争犯罪者として処罰の対象とするかどうかを検討された。その結果をまとめたのが、9月26日付SFE 126文書である。この文書は、「最

高司令官は、統合参謀本部（JCS）と相談なしに、あるいは助言されることなくして、天皇を退位させるようないかなる措置もとってはならない」、「もし天皇が退位し、国際軍事裁判所の検察官が天皇を戦犯とする証拠を提出したときは、天皇は逮捕され、戦犯として裁判にかけられるべし」としている。

9月26日付文書は、海軍代表から強硬な反対意見が出て、改訂される。それが10月1日付「日本国天皇ヒロヒト個人の処遇について」（SFE126-2）である。この文書は、①天皇ヒロヒトは戦犯として逮捕され、戦犯裁判にかけられるべし、②そのために日本が国際法に違反したすべての証拠を収集すること、③収集の責任者は最高司令官とし、収集された証拠は、戦争裁判への手続きを進めるべきかどうかについての勧告を付して、統合参謀本部（JCS）に提出されるべし、④天皇ヒロヒトの戦犯裁判への逮捕は、占領目的達成に支障なきとき、天皇が退位したとき、日本国民が逮捕させたときのいずれかのときにのみなされるべし、⑤天皇制存続から得られる占領政策上の便宜だけでは天皇を戦犯裁判から免れさせる正当な理由とはならない、⑥最高司令官は統合参謀本部（JCS）と相談することなく、また統合参謀本部（JCS）からの助言なしに天皇を退位させてはならない、⑦これらすべての方針は非公開とするなどとしている。

その後この10月1日付文書は、10月6日に、極東小委員会（SFE）の会議の議論で、一部修正の上、「日本国天皇ヒロヒト個人の処遇について」と題する文書（SWNCC55-3）として国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）に提案された。しかし、そこでは激しい議論の末、同文書を極東小委員会（SFE）に差し戻すこと、統合参謀本部（JCS）での検討を中止すること、天皇制についての新しい別の政策案を作成することが決定された。

これらの議論の経過からは、天皇を戦犯裁判にかけることに消極的ないしその決定を時期尚早とする陸軍（穏健派）と、天皇を戦犯裁判にかけることに積極的な海軍および国務省（強硬派）の対立が顕著に認められる。

差し戻しを受けた極東小委員会（SFE）では、①天皇戦犯問題は、天皇制廃止、政治改革などの占領目的全体と切り離すことはできないので、天皇制の方針が固まるまで天皇戦犯問題に関する最終決定は延期する、②最終決定は留保しつつ、当面、天皇の戦犯容疑についての証拠を可及的速やかに、かつ秘密裏に収集する、③最高司令官は、収集された証拠に、天皇戦犯裁判の手続きを開始するべきか否かについての自己の勧告を付して統合参謀本部（JCS）に提出することなどが確認され、その旨をまとめた10月16日付SFE126-5文書が作成された。それが10月19日付のほぼ同趣旨のSWNCC55-6となり、この文書とともに「現在のところ情報不足で最終決定はできない。貴官は直ちにヒロヒトが日本の国際法違反に関与した責任があるかどうか、証拠を収集されたい。収集された証拠は貴官の意見を付してJCSに送付されたい」とのマッカーサーへの照会文書案が国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）に提案され、10月22日に同会議で採択された。またしても棚上げである。勿論、これらの文書は、マッカーサーへも

送付されているであろう。また統合参謀本部（JCS）からは、同年11月29日付で、以下のとおりマッカーサーに指示された。

「(前略) 貴官も承知のとおり、最終的にヒロヒトを戦争犯罪人として裁判に付すべきか否かの問題は、米国にとっても重大な関心事である。ヒロヒトは、戦争犯罪人として逮捕・裁判・処罰を免れてはいないというのが米国政府の態度である。天皇抜きでも占領が満足すべき形で進行しうると思われる時点で、天皇裁判問題が提起されると考えてよかろう。(中略) 従って、いずれにせよ、われわれは、常にしかるべき秘密保持の手配をして作業を進めながらも、遅滞なく証拠を収集しなければならないのは明白と思われる」。

ここまでは日本降伏後における天皇と天皇制の問題をめぐる米国本国の動きを追ってみた。次は、GHQ、あるいはマッカーサーがどう動いたかを見ていくことにしよう。そこには実に興味深いエピソードがある。キーマンはやはりボナー・フェラーズである。

2 手さぐり状態のマッカーサー

米国本国政府の迷走と不決断を尻目に、マッカーサーは、天皇と天皇制を巧みに利用しつつ占領行政を順調に進めていく。さすがは米陸軍の歴戦のつわものである。

(1) 平和的占領の進行—マッカーサーにとってのカルチャー・ショック

8月15日の玉音放送は独特の抑揚と難しい言葉が散りばめられていたので理解しにくかった。それでも何とかポツダム宣言受諾と降伏の事実は、日本国内天下万民の承知するところとなったであろう。しかし、国内外には約700万人に及ぶ武装した陸海軍将兵が依然として存在していた。おそらく疲弊しきっており、燃え尽き、これからさらに一戦交えるなどという勢いは、もはやなかったであろう。だが、現にこの日も、近衛師団を含む陸軍一部将兵が決起して皇居内に侵入、放送局を占拠するなど玉音放送と降伏の妨害行動に打って出ている。またこの日から海軍・厚木飛行隊の一部将兵が、厚木飛行場を占拠し、東京上空に盛んに飛行機を飛ばして徹底抗戦のビラをまくなど、降伏に反対する行動を繰り返していた。まだ余燼はくすぶっていたのである。

マニラにとどまっていたマッカーサーも、これはそれなりに脅威だと感じつつ、日本軍将兵の武装解除の行方をじつくりと見守っていた。そのマッカーサーは、天皇と皇族の威力に目をみはるることになったのである。ことの顛末は以下のとおりである。

16日、昭和天皇は、朝香宮鳩彦親王を支那総軍に、竹田宮恒徳親王を関東軍と朝鮮軍に、閑院宮春仁親王を南方総軍にそれぞれ名代として派遣、それぞれ「終戦の詔書」を伝達するとともに戦闘停止と武装解除・武器引渡しの説得に当たらせることにした。彼らは命に応じて直ちに飛行機で現地に飛んで、これを遂行した。

閑院宮の「私の自叙伝」によると、彼は、19日、サイゴンに到着、南方軍総司令官寺内寿一以下全将校に「今回のことは、まったく陛下独自の御信念に基づく真の聖断であります・・・穏忍善処するよう御沙汰を賜った・・・総司令官以下一兵に至るまで詔承必謹、

万斛の涙をのんで皇国永遠の慮に基づき、ひたすら聖旨を体し善処せられんことを陛下は切に望ませられるものであります」と述べ、粛々と武装解除に応じさせたとのことである。

また竹田恒徳の自伝「私の肖像画」によると、関東軍司令部と朝鮮軍司令部で大任を果して帰国すると、再び天皇に呼ばれ、宇品の陸軍船舶司令部、福岡の第6航空軍司令部に派遣され、軽挙妄動を戒める言葉を伝達したとのこと。いずれも抵抗なく武装解除を進めることができたのであった。

17日には、東久邇宮稔彦親王に占領軍受け入れと敗戦処理のため初の皇族内閣を組閣させた。東久邇宮は、陸軍大将でもあったので陸軍大臣も兼摂させた。この人事は、軍のおさえとしての意味もあったであろうし、若いころフランスに留学し、サン・シール陸軍士官学校を卒業、エコール・ポリテクでも学び、当地で社会主義者とも交流があったという皇族唯一の国際派、進歩派でもあったので、占領軍に柔軟に対応する含みもあったであろう。

同日、昭和天皇は「戦争終結に際し陸海軍人に賜りたる勅語」を發出し、「身命を挺して勇敢奮闘」した陸海軍人をたたえ、「汝等軍人よく朕が意を体し鞏固なる団結を堅持し出処進退を厳明に千辛万苦に克ち忍び難きを忍び国家永年の礎を残さむことを期せよ」などと、大元帥として陸海軍人に対し、慎重に行動し、暴発しないように戒めた。

マッカーサーの来日場所は厚木飛行場と定められていた。しかし、厚木飛行場における海軍・厚木飛行隊に所属する一部将兵はあいかわらず徹底抗戦を叫び、連日、東京上空を示威飛行していた。これに対しては高松宮が派遣され、帰順を説得した。その結果、24日までには無事おさまった。

25日、昭和天皇は、大元帥として帝国陸海軍人に対し、復員と武装解除にあたり「一糸紊れざる統制の下、整齐迅速なる復員を実施し以て皇軍有終の美を済すは朕の深く庶幾する所なり」とし、今後は「忠良なる臣民」として民業に就き、この難局にうち勝って戦後復興のため働くよう諭す勅諭を発した。

さらに昭和天皇は、9月3にも「敵対行為を直ちに止め武器を措く」ことを命じる詔書を発し、9月4日の第88帝国議会開院式勅語でも平和国家を確立して人類文化に寄与することを願い、国民は「沈着穩忍自重」して諸外国との「盟約」を守るよう求めた。

このようなさなか8月28日には、占領軍先遣隊が無事厚木飛行場に降り立つことができた。それに引き続いて30日、最高司令官マッカーサーも無事厚木飛行場に到着した。マッカーサーが、丸腰でタラップ上に立って、コーンパイプを口にして眼下の状況を一瞥し、タラップを悠然と威厳を保って降りるといふ、小憎らしいばかりの演出ができたのは、既に安全が確保されていたからである。

あらかじめ決められたスケジュールどおり、9月3日には東京湾上に浮かぶ米戦艦ミズーリ号上にて、日本政府を代表して重光葵外相、大本営を代表して梅津美治郎参謀総長が、降伏文書に調印した。占領軍司令部は一旦横浜税関の建物に置かれたが、9月8日には宮城前広場で東京進駐式が大々的に行われ、米国大使館には星条旗が掲げられた。9月17

日には、お濠端の第一生命ビルが接收され、この日、正式に占領軍司令部が横浜からここに移転した。マッカーサーも横浜のニューグランドホテルから東京の米国大使館に居を移し、これを公邸とすることになった。

なお、厳密を期しておくとして、日本占領は、実は、三つの占領があった（竹前栄治「占領戦後史」岩波現代ライブラリー）。第一は連合軍最高司令官兼米太平洋（陸）軍総司令官マッカーサー元帥による北海道、本州、四国、九州の占領。第二は米太平洋方面海軍総司令官ミニッツ提督による琉球列島、小笠原諸島の占領。第三にソ連極東軍総司令官ワシレフスキー将軍による北方領土（樺太、千島）の占領。このうちマッカーサーによる占領のみが、無血占領であった。これまでの叙述で占領軍という表現を用いたのは、北海道、本州、四国、九州の占領をした連合軍最高司令官兼米太平洋（陸）軍総司令官マッカーサー元帥の率いる軍隊のことである。その司令部がGHQである。1945年10月2日からは連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の組織体制が明確化されたが、以下GHQ、マッカーサーと単純に呼ぶこととする。

さてマッカーサーにとっては、天皇と天皇制の威力を目の当たりして、随分思うところ大であったであろう。マッカーサーは、9月27日には天皇と初めて会見をし、10月16日には「歴史上、戦時平時を通じこれほど敏速かつ円滑に復員が行われた例を私は知らない。約700万人の兵士の投降という史上類のない困難かつ危険な仕事は、一発の銃声も響かず、一人の連合軍兵士の地も流さずに、ここに完了した」と声明したのであった。リップサービスもあるだろうがこれを見る限り、手放しの礼賛ぶりである。

次期大統領選挙に出馬し、米国大統領になろうという野心を持ち、そのためにも日本占領を成功裡にできるだけ早く終結させたいと考えていたマッカーサーにとっては、天皇および天皇制を占領政策に利用することによってその目論見を達成できるのではないかとの期待をおおいに高めていたことであろう。ただし、天皇および天皇制を温存するとの結論に至るにはまだまだいくつかの段階を経なければならない。

それを順次追っていくこととするが、その前に9月27日の昭和天皇とマッカーサーとの第1回会見の様態とそれにまつわるさまざまな謎解きをしておきたい。

（2）マッカーサーの悩み

8月28日、フランスじこみの新首相・東久邇宮は、日本人記者に対するはじめての記者会見に臨んだ。そこで、東久邇宮は、敗戦を招いた原因について問われ、「余りにも多くの規則、法令が発せられ、またわが国に適しない統制が行われた結果、国民は全く縛られて、何も出来なかったことも、戦敗の大きな原因」、「お国のためにしていると思いながら、実はわが国は動脈硬化に陥ってしまった」などとなかなか核心には迫らぬ抽象論を長々と述べ、最後に「ことここに至ったのはもちろん政府の政策がよくなかったからでもあるが、また国民の道義のすたれたのもこの原因の一つである。この際私は、軍・官・民、国民全体が徹底的に反省し懺悔しなければならぬと思う。全国民的総懺悔をすることがわが国再建の第一歩と信ずる」と結論づけた（8月30日付「朝日」）。

この3日前に緒方竹虎内閣書記官長がラジオ放送で用いた「一億総懺悔」なる言葉がこの東久邇宮発言に転用され、東久邇宮の「一億総懺悔論」と揶揄され、天皇をはじめ真の戦争責任者を擁護するものとして批判を受けることになった。

パリのエコール・ポリテクで学び、社会主義者とも交流があったという東久邇宮にしては、余りにも浅薄皮相な戦敗原因論ではないか。皇族のエースを起用した昭和天皇の秘策も、早くもここに暗雲がたれこめたようだ。

9月18日は、これもはじめての試みであるが、首相の外国人記者会見が行われた。東久邇宮は、フランス人記者と流暢なフランス語で会話をかわし、さすがは国際通だと注目を浴びていた。しかし、オーストラリアやニュージーランドなどの記者から、紙や鉛筆を突きつけるようにして、「天皇陛下その他責任者等は真珠湾の奇襲に関して事前に知っていたか」、「民主主義国の一部では天皇陛下も犯罪者の一部と見ているが所見如何」、「日本の制度としては天皇陛下が知ることなくして戦争を始めることが出来るか」などと追及されるや、突然、乱れた。問われているのは、昭和天皇の「開戦責任」である。これに対して東久邇宮は、混乱、矛盾した回答を続けた。「詳細は自分にはわからない」、「研究してお答えする」、「天皇陛下は責任者ではないと確信する」等々。記者らは「コンプリートリー・フル」と騒いだそうである。会見に密かに潜り込んだ警視庁係官も、「大部にありては、今次会見は記者団側においてわが国の急所とも称すべき所を大胆に質問せるに対し、総理官殿下の御答弁は確信と自信に満ちたものとは解せられずとし、失望の念を表明しおれる状況」と率直に報告をしているところをみると余程珍妙だったのであろう（粟屋憲太郎編「資料日本現代史2」大月書店）。

国内外に展開する約700万人の武装将兵の整然たる武装解除、軍の解体と復員の進行は、確かに天皇と天皇制の大きな威信なくしては進められなかったかもしれない。それは目をみはるものであった。天皇および天皇制を利用することによって占領目的を早期に成功裡に達成することができる可能性は高い。いやそれは間違いない。しかし、天皇の名のもとになされた日本軍の真珠湾奇襲をはじめとする数々の忌まわしい蛮行、パターン死の行進などの捕虜虐待、特攻攻撃などに直面してきた。本国政府においても天皇および天皇制の取り扱いに関して慎重な検討がなされており、結論がまだ出せない状態にある。アジア・太平洋戦争において天皇および天皇制の果たした役割は、重大である。決して無罪放免というわけにはいかないところがある。またその責任を厳しく問う連合国諸国政府およびその諸国の国民世論もある。だから軽々に結論を下すわけにはいかない。日本進駐以来の事態の推移、既に会見した東久邇宮や外務大臣の挙措・態度等から、日本のキーマンはやはり天皇である。いよいよ直接天皇に会ってみるべきだ。マッカーサーは、きっとこのように考えをめぐらせていたに違いない。

(3) マッカーサー・昭和天皇第1回会見の実施

わが国の指導者の中にも、東久邇宮のこれら一連の対応に危機感を抱く者がいた。東久邇宮内閣に副首相格國務大臣として入っていた近衛文麿である。近衛は、「真珠湾攻撃は東

条の独断であって、陛下は知らなかった」という主張をアメリカ国民にアピールすることを目論んでいた。東条へ全責任を押し付ければ、天皇および天皇制への影響を和らげることができる。これは近衛の確信であり、早くも1944年4月12日に、この考えを吐露している（細川護貞「細川日記 上」中央公論社）。その近衛の深い関与のもとに、1945年9月25日、「ニューヨーク・タイムズ」記者、フランク・クルックホーンの天皇への単独記者会見が実現した。会見といってもわずか5分間のこと、実際には、事前に質問書を提出し、それに外務省や宮内省の関係者が回答文を起草し、天皇が裁可し、書面で回答するという方式であった。その一問一答の一部は次のとおりであった。

問 「陛下は東条大将が宣戦の詔書をしようとする如くこれを使用せらるる御意向を有せられたりや否や」

答 「陛下は東条大将が宣戦の詔書を使用せる如く之が使用せらるることは予想して居られませんでした」

要するに真珠湾奇襲のあとで、宣戦の詔書が発表されたことは、天皇は知らなかったし、その意図するところでもなかったというのであり、東条への責任押し付け論である。しかし、1941年11月5日、軍令部総長から上奏された「対米英蘭戦争帝国軍事作戦計画」には真珠湾奇襲攻撃が明記されており、これを天皇が裁可したのであったから、これは奇妙な言い訳である。

なお、この会見記は、1945年9月25日付「ニューヨーク・タイムズ」一面トップで「ヒロヒト、インタビューで奇襲の責任を東条に押し付ける」との大見出しのもとに報じられた。それが同月29日に日本の新聞各紙に転載されるという事態になってしまった。内閣情報局は、その直前、「このままでは天皇自身が東条大将を非難したかのように思われる」と横やりを入れ、日本の新聞各紙が掲載することを止めようとした。しかし、新聞社側が抗議、GHQも日本政府の措置を制止したので、そのまま掲載された。

以上の経過から、天皇の開戦責任、特に真珠湾奇襲攻撃への天皇の関与の程度が、極めてシリアスな問題であったことは容易に理解することができる。9月27日のマッカーサー・天皇の第1回会見は、9月20日に行われた吉田茂外相とマッカーサーの会談で話題に上り具体化したようであるが、どちらから持ち出したのかは正確なところはわからず、その後どういう経過で実現に至ったのかも明確ではない。ただ上述の線の上に位置づけられるものであり、勝者と敗者のけじめをつけるため、天皇にマッカーサーを訪問させる形で会見をすること、そしてかのシリアスな問題について天皇に語らせること、さらには天皇と天皇制の利用価値の値踏みをすること、それらがマッカーサーの求めるところであったと推認することは許されるだろう。

9月27日午前10時過ぎ、天皇は、シルクハットにフロックコートのいでたちで、米国外使館に到着した。玄関先では、あのフェラーズ准将が、敬礼で出迎えた。天皇は、シ

ルクハットを取り、彼に握手の手を差し出した。フェラーズは奥の応接間にいるマッカーサーのもとに天皇と通訳の奥村勝蔵を案内した。そこで両手を腰にあて、ゆったりと構えた大柄なマッカーサーの横に緊張しきって直立不動の姿勢をとり、小柄で貧弱そうにさえ見える天皇が並び、ツーショットの写真が撮影された。この勝者と敗者のコントラストを際立たせた写真は全世界に発信されたが、とりわけ日本国民にとっては感慨ひとしおだったことであろう。忖度するに神格化された天皇の実像を見て覚醒させられた国民も少なからずいたのではなからうか。マッカーサーにしてみれば、天皇を従えた一瞬であり、巧みな演出にきつと満足したことであろう。フェラーズも席をはずし、約40分にわたってマッカーサー・天皇の会談が行われた。いつにもましてマッカーサーは雄弁に語ったようだ。会談が終わると、今度は、マッカーサーは手のひらを返すように、天皇に寄り添うように、玄関まで見送りに出た。

この会談の内容は、実にさまざまに憶測されてきた。それは既に述べた真珠湾奇襲の責任を東条に負わせる内容の回答をしたクルックホーンによる単独記者会見の直後になされたものであること、クルックホーンが報じた「ニューヨーク・タイムズ」の記事が国内で報道されないように内閣情報局が介入しようとした、およびこの会見がマッカーサーによる天皇および天皇制温存・利用の出発点となったようであることなどから、大きな関心と呼んだのである。通訳の奥村は外務官僚であり、当然、正式記録をとり、宮内省および外務省に提出していると思われたが、永らく公表されていなかったのである。ついに外務省は2002年10月17日、これを公表し、1週間後宮内庁も公開した。両者は当然のことながら同文であった。

まずは正式記録の内容を紹介し、ついで正式記録公開までにオープンにされていた非公式間接資料を整理し、さらに正式記録との異同をチェックし、そのスキマを埋めるべく解釈を試みよう。

(4) マッカーサー・昭和天皇第1回会見の正式記録

9月27日に行われたマッカーサー・天皇第1回会見の正式記録は、朝日新聞記者が情報公開法に基づき外務省に対して行った行政文書開示請求によって開示されることになった。外務省は不存在を理由に不開示と決定をしたのであるが、2002年9月20日、不服申立てを受けた情報公開審査会が、不開示決定を取り消すとの答申をしたため、ようやく同年10月17日、開示するに至った。実は、朝日新聞の記者は宮内庁にも行政文書開示請求を行っており、こちらも不存在を理由に不開示としていたのであるが、一週間後、外務省に追随して開示した。存在しないものが突如として現われる摩訶不思議であるが、お役所仕事にはこういうことはおうおうにして起こることである。どちらが正本でどちらが副本かはわからないが、奥村は、公式記録を作成し、外務省と宮内省（当時）に提出していたのであった。さすがは外務省の高官、推測どおりであった。

ところがである。開示された正式記録は、既に、作家児島襄が、文藝春秋・1975年11月号に、入手経路を秘匿して「奥村勝蔵が手記した会見記録」と細かな相違が数箇所

認められるもののほぼ同じものであった。

挨拶や雑談を除いて実質的意味のある部分のみを摘記してみよう。

(マッカーサーの滔滔たる20分に及ぶ陳述に続いて)

天皇 この戦争については、自分としては極力之を避けたい考えでありましたが、戦争となるの結果を見ましたことは、自分の最も遺憾とするところであります。

マ元帥 陛下が平和の方向に持つて行くため御軫念あらせられた胸中は、自分の十分諒察申上げるところであります。只、一般の空気が治々として或方向に向いつつあるときは、別の方向に向って之を導くことは、一人の力を以てしては為し難いこととあります。恐らく最後の判断は、陛下も自分も世を去った後、後輩の歴史家及世論によって下されるを俟つほかないであります。

天皇 私も日本国民も敗戦の現実を十分認識して居ることは申す迄もありません。今後は平和の基礎の上に新日本を建設する為、私としても出来る限りを尽したいと思えます。

マ元帥 それは崇高な御心持であります。私も同じ気持であります

天皇 ポツダム宣言を正確に履行したいと考へて居りますことは、先日、侍従長を通じ閣下にお話した通りであります。

マ元帥 終戦後、陛下の政府は誠に多忙の中にかかわらず、あらゆる命令を一々忠実に実行して余すところがないこと、又幾多の有能な官吏が着々任務を遂行して居ることは、賞賛に値するところとあります。又聖断一度下って日本の軍隊も日本の国民も全て整然と之に従って見事な有様は、是即ち御稜威のしからしむるところでありまして、世界の何れの国の元首と雖も及ばざるところとあります。之は今後の事態に処するに当り、陛下のお気持を強く力づけて然るべきことかと存じます。

申上げる迄もなく、陛下程日本を知り日本国民を知る者は他に御座居ませぬ。従って今後陛下に於かれ、何等御意見乃至御気付の点 (opinion and advice) も御座居ますれば、侍従長其の地然るべき人を通じ御申聞け下さる様御願い致します。それは私の参考として特に有難く存ずるところで御座居ます。勿論全て私限りの心得として他に洩らす如きことは御座居ませんから、何時たりとも又如何なる事であろうと、随時御申聞け願いたいと存じます。

天皇 閣下の使命は東亜の復興即ちその安定及び繁栄をもたらす以て世界平和に寄与しりに在りことと思えますが、この重大なる使命達成の御成功を祈ります。

マ元帥 それ(東亜の復興云々)はまさに私の念願とするところとあります。只私より上の權威 (オーソリティ) があって、私はそれに使われる出先 (エージェンシー) に過ぎないのであります。私自身がその權威であればという気持が致します。

天皇 閣下の指揮下の部隊による日本の占領が何等の不祥事なく行われたことを、満足に存じて居ります。この点においても、今後とも、閣下の御尽力に俟つところ

大なるものがあると存じます。

マ元帥 私の部下には苛烈な戦闘を経て来た兵士が多勢居りまして、戦争直後の例として上官の指示に背き事件を惹起する者が間々居りますが、この種の事件を最小限にする為には十分努力するつもりであります。

(5) マッカーサー・昭和天皇第1回会見非公式資料

天皇は、この会見内容について「マッカーサー司令官とはっきりとこれはどこにも言わないと約束を交わしたことですから、男子の一言のごときは、守らなければならない」と述べたことがある（1977年8月3日記者会見における発言）。

ところがいろいろなルートで話は漏れるものである。その最たるものが当の相手方であるマッカーサーの回想記である。1964年朝日新聞社から刊行されたマッカーサー回想記（下）には、次のように記述されている。

「この会見にはどこか気が進まなかった。天皇は命乞いに来るのではないか。天皇が平和を望み、戦争開始を避けようとしていたことは自分も知っている。それだけに弁明する天皇への応答は厄介な仕事と思われた。ところが会ってみると、天皇は『私は、国民が戦争遂行にあたって政治・軍事両面で行ったすべての決定と行動に対する全責任を負う者として私自身をあなたの代表する諸国の裁決に委ねるためにお訪ねした』と語った。」

しかし、上記のとおり正式記録にはそのような記載はなされていない。では他の非公式な資料ではどうだろうか。いくつか見てみよう。

① 高松宮日記（1945年9月27日）

「(前略) 約15分間、MCは一人で語る（戦争の破壊力は極めて大となれり。今後の戦争は勝敗何れとも甚だしき損害をうくべし。陛下は実により時機に戦を止められた・・・）。陛下は「戦争にならぬよう努めたが及ばなかった」、MC「一人の力ではどうともならぬことがある」、陛下「自分も国民も十分に戦敗を認め知っておる」、MC「陛下は一番日本国、国民をご存知の方である。今お考えのこと、重大なるご心配あれば極秘裏に伝えられたい。MCは一人で十分考えて協力する」、陛下「進駐軍の平穏なることを喜ぶ」、MC「はじめに来た部隊は歴戦者で荒かったが、今後益々よくなるであろう」、陛下「今後かかる機会を度々持ちたい」

② 内務省スポークスマン談として1945年10月2日付「ニューヨーク・タイムズ」記事（10月1日東京発ロイター電）

「マッカーサー最高司令官と裕仁天皇とは、もし武力侵攻が実行されたなら、日米双方に多くの人命が失われ、日本の完全な破滅に終わったであろうという点で、完全な意見が一致した。天皇はマッカーサー元帥が誰に戦争責任があるかについてまった

く言及しなかったことに、とりわけ感動した。天皇は個人的見解として、最終的な判断は後世の史家に委ねなければならぬだろう、と言ったが、マッカーサーは何の意見も述べなかった。」

③ フェラーズの1945年9月27日付家族への手紙

(会見を終えて) 天皇がアメリカ大使館を出発したとき、マッカーサーは感動の面持ちでこう言った。「私は自由主義者であり、民主主義国で育った。しかし、惨めな立場に立たされた天皇の姿を見ると、私の心は痛む。」

オフィスに向かう途中で、マッカーサーは、天皇は困惑した様子だったが言葉を選んでしっかりと話をした、と語った。「天皇は英語がわかり、私の言ったことはすべて直ちに理解した。」

私は言った。「天皇はあなたから処罰を受けるのではないかと恐れているのですよ。」

マッカーサーは答えた。「そうだな。彼はその覚悟ができています。処刑されてもしかたがないと考えています。」

④ 1945年10月27日付ジョージ・アチソンのメモランダム(9月27日当日にマッカーサーが天皇の発言として語ったことをまとめ、米國務省に送った極秘電文。拓殖大学教授秦郁彦が米國務省公開文書から発見)

「天皇は握手が終わると、開戦通告の前に真珠湾を攻撃したのは、まったく自分の意図ではなく、東条首相のトリックにかけられたからである。しかし、それがゆえに責任を回避しようとするつもりはない。天皇は、日本国民のリーダーとして、国民のとったあらゆる行動に責任をもつつもりだ、と述べた」

⑤ 皇太子の家庭教師を務めたエリザベス・バイニングの日記

1947年12月7日の項に、同年5月7日の米国大使館での昼食会で、第1回会見におけるやりとりについて、直接、マッカーサーから聞いた話として以下の記述がある(1987年10月3日付東京新聞)。

マ元帥 戦争の責任をおとりになるか

天 皇 その質問に答える前に、私のほうから話をしたい。

マ元帥 どうぞ。お話なさい。

天 皇 あなたが私をどのようにしようともかまわない。私はそれを受け入れる。私を絞首刑にしてもかまわない。しかし、私は戦争を望んだことはなかった。なぜならば、私は戦争に勝てるとは思わなかったからだ。私は軍部に不信感をもっていた。そして私は戦争にならないように出来る限りのことをした。

(6) マッカーサー・昭和天皇第1回会見の真相

さて以上を通覧してどのように受け止めるか。それぞれの抱く天皇観、世界観によってバイアスがかかることは否めないところである。

そこでまず事実の客観的指摘をしておこう。日本側の公式記録、あるいは当局筋に近い

資料では、天皇の戦争責任に触れるやりとりはなかったことになる。しかし米側の資料は、いずれも天皇の戦争責任に触れるやりとりがあったことになっている。また米側の資料のうち、マッカーサー回想記では、天皇は「私は、国民が戦争遂行にあたって政治・軍事両面で行ったすべての決定と行動に対する全責任を負う者として私自身をあなたの代表する諸国の裁決に委ねるためにお訪ねした」と、天皇の潔さへの賞賛の感情を交えている。もっともこれは1960年代前半に書かれたものであり、時代背景を考えると額面どおりには受け取れないだろう。この点に関し、ジョージ・アチソンのメモランダムとバイニングの日記は、天皇の戦争責任に関する発言として①東条に騙されたという趣旨もしくは軍部の責任を強調する趣旨の発言と、②全ての責任は自分にあるという趣旨の発言の双方があったことを示している。

米側の資料が一致して記す以上②の発言があったことは認めてよいだろう。第8回目のマッカーサー・昭和天皇会見から通訳を担当した外務省高官松井明作成のメモ（松井文書）の概要（2002年8月5日付「朝日」）によると奥村が余りの重大さから記録を控えたことと聞いたことが明かされていることも補強材料だ。しかし、東条に全ての責任を負わせようとの近衛の画策、これには東久邇宮をはじめ当時の政府高官も同調していたこと、天皇自身、クルックホーン単体会見での真珠湾奇襲攻撃の東条の意図を知らず、宣戦布告の詔書が意図せざる使い方がされたとの回答書などから推して①の発言もあったと認めるべきである。

この第1回の日皇との会見を終えて、天皇を占領政策の道具として利用しようとの決意と確信を益々深めたマッカーサーにとっては、この①、②二つの発言は、極めて重要な意味を持つことになったのである。

3 新たな心理戦の展開

マッカーサーは、いまや日本における最高権力者である。しかし、その権力基盤は、日本側が考えているほどには強固ではなかった。

占領政策については、本国政府から「降伏時におけるアメリカの初期対日方針」（SWINCC150-4）によって縛られる。天皇および天皇制の取り扱いについても、本国政府で検討が進められているが、方向性が決まらず、容易ならざるものがある。9月10日には厳しい上院合同決議がなされてフタをされている。本国の世論も沸騰している。日本降伏直前の6月に行われたギャラップ調査では、「死刑にする」が全体の33%、「裁判で決定」17%、「終身刑」11%、「追放」9%、傀儡として利用する」は僅かに3%に過ぎなかった。また8月に行われた全国世論調査（NORC）では、「天皇制廃止」が66%だった。それに連合諸国もやかましい。本国政府も牽制をしてきた。政治顧問として「知日派」を送って欲しいと要請したのに、国務省は、なんと親中派のジョージ・アチソンを派遣してきた。これではお目付け役ではないか。等々。

だからマッカーサーが、昭和天皇との第1回会見において、「私より上の権威（オーソリティ）があって、私はそれに使われる出先（エージェンシー）に過ぎないのであります。」

と述べた（奥村作成の正式記録）のは、本音でもあり、また愚痴でもあったのである。

（1）フェラーズ准将の出番

天皇および天皇制を利用することができれば占領目的を早期に成功裡に達成できる。それはマッカーサーの軍事秘書、フェラーズ准将の考えでもあった。彼は、未だ戦争中であつた1945年7月21日に、友人の新聞記者にあてた手紙の中で、「戦争が終われば、日本は最もコントロールしやすい国になるだろう」と書いていた。それは米国太平洋（陸）軍心理作戦部（PWB）部長として、あの「日本計画（最終草稿）」を実戦に活用した彼の持論であつたのだ。しかしボスが、同じ考え方に立っているのに、それを大胆に打ち出せないでいることにあせりを感じた。

フェラーズは、ボスに心酔していた。これはマッカーサーのもとに配属された1943年9月の初対面以来のことである。彼は、任務を終えて1946年7月に帰国した後、1948年6月に、ボスが在職のまま日本から共和党大統領候補の予備選に名乗りを上げたとき、不在のボスにかわって選挙運動を取り仕切ったほどである。ちなみにマッカーサーは緒戦のウィスコンシン州の選挙で、圧勝するだろうとの下馬評を裏切り、惨敗してしまった。本人不在が響いたのであろう。以後も態勢立て直しができず、共和党の候補者になることができなかつた。この選挙に勝って大統領になったのはトルーマンであつた。

何とかしなければならぬ。フェラーズは、天皇および天皇制の利用を、本国政府や本国国民の世論、連合諸国の反対を押し切ってでもやり抜くための工作を進めることを決意した。いわば占領下における心理戦を戦い抜くことにしたのである。勿論、かつての心理作戦部（PWB）を改組したGHQの民間情報教育局（CIE）も手足としてフル稼働させた。

フェラーズがとった作戦は、三つ、一つは天皇および天皇制の利用を確信もって主張できるテーゼを起草すること、二つにはソフトで平和的で国民に慕われる天皇のイメージを作り上げること、三つには日本側に昭和天皇が戦争責任を負わない論拠を提示させ、戦犯容疑者に昭和天皇を矢面に立たせないように根回しすること、であつた。

これらは「日本計画（最終草稿）」の描いた天皇および天皇制利用の心理戦であると同時に米国政府、米国国民、連合諸国に対する心理戦でもあつた。

（2）フェラーズの心理戦第一弾

まず、フェラーズは、天皇および天皇制の利用を確信もって主張できるテーゼを起草した。それがマッカーサー・昭和天皇第1回会見の6日後、10月2日付の「覚書」である。この作成経緯については、フェラーズと同じクェーカー教徒の日本人、河合道や一色（旧姓渡辺）ゆりらの嘆願とかフェラーズ自身の天皇への思いなど麗しき話で飾られているが、私は、それは本筋ならざるエピソードとして読ませてもらうことにしよう。

「覚書」の中から一部を抜粋すると以下のとおりである。

「天皇に対する日本国民の態度は概して理解されていない。キリスト教徒とは異なり、

日本国民は、魂を通わせる神をもっていない。彼らの天皇は、祖先の儀徳を伝える民族に生ける象徴である。天皇は、過ちも不正も犯すはずのない国家精神の化身である。天皇に対する忠誠は絶対的なものである。」

「天皇は、開戦の結果について、東条が利用したような形でそれを利用するつもりはなかったとみずからの口で述べた。」

「いかなる国の国民であろうと、その政府をみずから選択する固有の権利をもっているということは、米国人の基本的観念である。日本国民は、かりに彼らがそのような機会を与えられるとすれば、象徴的国家元首として天皇を選ぶであろう。」

「天皇の命令により、700万の兵士が武器を放棄し、すみやかに動員解除されつつある。天皇の措置によって何万何十万もの米国人の死傷が避けられ、戦争は予定より早く終結した。したがって、天皇を大いに利用したにもかかわらず、戦争犯罪のかどにより彼を裁くならば、それは日本国民の目には背信に等しいものであろう。」

「もし天皇が戦争犯罪のかどにより裁判に付されるならば、統治機構は崩壊し、全国的反乱が避けられないだろう。(中略) 何万人もの民事行政官とともに大規模な派遣軍を必要とするであろう。占領期間は延長され、そうなれば日本国民を疎隔してしまうことになるだろう。」等々。

なかなか説得力がある。マッカーサーは、この「覚書」にいたく感銘を受けたようで、机の上の引き出しの一番上に入れ、しばしば取り出し、読んでいたとは後にフェラーズが家族に語った話である。やがてマッカーサーは、この「覚書」を下敷きにして、本国政府に強烈なアップercutを炸裂させることになることは後に見るとおりである。

(3) フェラーズの心理戦第二弾

次いでフェラーズは、民間情報教育局(CIE)を通じて、天皇の神性を剥ぎ取り、国民に親しまれる天皇をアピールする工作をした。それらは、1945年12月15日の神道指令、1946年1月1日の昭和天皇の人間宣言及び昭和天皇の地方行幸の勸めである。ケン・ダイク、ハロルド・ヘンダーソンその他のかつて心理作戦部(PWB)で部下だった者たちは、実戦で学んだことを生かし、彼の意をくんで、よく働き、いい仕事をした。

神道指令は、学校現場から「教育勅語」や「ご真影」をなくし、天皇を現人神とする思想を否定することになった。また人間宣言は神道指令の延長線上に位置するもので、正式には「新日本建設に関する詔書」と命名された。

「朕と爾ら国民との紐帯は、終始相互の信頼と敬愛とにより結ばれ、単なる神話と伝説によりて生ぜるものにあらず。天皇をもって現御神として、かつ日本国民をもって他の民族に優越せる民族にして、ひいて世界を支配すべき運命を有すとの架空なる観念に基づくものにあらず」

なかなかの名文ではないか。昭和天皇自ら国民、否、米国をはじめ連合国諸国の国民に発したこのメッセージは、期待どおりの効果を発揮した。

昭和天皇の地方行幸の勧めについても、昭和天皇自身も宮内省側も肯定的に受け止め、すみやかに具体化していく。やがて、1946年2月19、20日の神奈川視察を皮切りに順次進んで行くことになった。白馬にまたがり軍服姿の昭和天皇は、今は、背広姿で、歓呼する国民の列の中を歩き、親しく語りかけている。この様子を報ずるメディアの報道は、わが国は勿論、連合国諸国の人びとの昭和天皇に対するイメージを一新させることになった。

(4) フェラーズの心理戦第三弾

ここまで、フェラーズの心理戦は大成功だ。フェラーズが実行した三つ目の策はどうか。

フェラーズの心理戦、第三弾は、日本側に昭和天皇が戦争責任を負わない論拠を提示させること、迫り来る戦犯裁判において日本側に天皇を守り抜く決意と確信を固めさせることであった。

フェラーズは、昭和天皇を無罪とする核心を、開戦責任を否定できるかどうかに絞り込み、部下のジョン・アンダーソン少佐―彼は軍歴に入る前は弁護士であったのであるが―に、昭和天皇を無罪とする論拠について法的検討を命じた。アンダーソンの出した「鑑定意見」は、宣戦の詔書に昭和天皇自らが自発的に署名したかどうか重要であり、「詐欺、威嚇あるいは強迫によって不本意な行動をとらざるを得なかった」という事実を昭和天皇が立証できれば、民主的裁判所で有罪判決が下されることはない」との結論であった。

そこで、フェラーズは、まずはその点について日本政府に明確な見解を出さなければならぬと思い立ち、非公式にこれを日本政府高官に伝えさせた。新たに組閣されて間もない幣原喜重郎内閣の内閣書記官長次田大三郎の日記によると、1945年10月26日の項で、同日、来訪した陸軍中将原口初太郎が、フェラーズとの会見談として、大要次のようなことを語ったということが記載されている。

- ・ 真珠湾攻撃に対する昭和天皇の責任が米側では最も重要かつ決定的な問題である。
- ・ マッカーサーもフェラーズも、何れも昭和天皇に対しては極めて好い感情を持っており、どうにかしてこの問題を昭和天皇に迷惑がかからないように解決したいと考えている。
- ・ 本国の世論はなかなか厳しく、ソ連の申し入れもあって、マッカーサーも思うようにならない。
- ・ ひととおりの弁明を準備しておかねばならない。

幣原内閣は、そこでひととおりの弁明を考えた。それが11月5日になされた「戦争責任に関する件」と題する閣議決定である。上述した核心部分に関する政府見解は次のとおりである。

- ・ 大東亜戦争は、帝国が四囲の情勢に鑑みやむを得ざるに出でたるものと信じること。
- ・ 天皇陛下におかせられてはあくまで対米交渉を平和裡に妥結せしめられんことを御軫念あらせられたること。
- ・ 天皇陛下におかせられては開戦の決定、作戦計画の遂行等に関しては憲法運用上確立せられおる慣例に従わせられ、大本營、政府の決定したる事項を却下あそばされざりしこと。

さすがに東条に騙されたなどと露骨なことは言えないので、上品に立憲君主制の原理を使って、昭和天皇免責論を打ち出している。これに説得力があるかどうかは、戦前天皇制の綿密な検討が必要であるが、私は無理筋ではないかと思う。それに戦争責任を対米戦争の開戦責任に限定して論じているのも、フェラーズの示唆によるものではあろうが、条件反射のようで頂けない。政府見解を出す以上は、それでよいのかどうかは独自に検討すべきではなかったか。

(5) フェラーズ、昭和天皇周辺にも手をのばす

フェラーズは、日本政府に工作の手を打っただけではなく、昭和天皇周辺にも周到に働きかける。最初に接触をもったのは、1921年から12年間宮内次官を務め、フェラーズと同じクェーカー教徒でもあった関谷貞三郎であった。同じくクェーカー教徒であった河合道が、フェラーズの「昭和天皇が真珠湾奇襲を承知していたかどうかを確かめることが最も重要であり、昭和天皇には責任がないという根拠を明らかにすべきだ」との意見を関谷に伝えたのは10月2日のことであった。同月16日、関谷は河合とともにフェラーズを訪問し、この問題について協議した。

フェラーズは、それと並行して近衛周辺に対しても同様の工作をしている。

12月に入ってまもなく、昭和天皇および側近グループに大きな不安がおおいかぶさってきた。GHQから、2日には皇族中の長老・梨本宮守正、6日には近衛文麿に続いて側近中の側近で11月24日内大臣府廃止に至るまで内大臣を務めていた木戸幸一、その他続々と、要人の戦犯指名と逮捕令が出されたのである。昭和天皇も心を痛めたようである。

このころになるとフェラーズの話が昭和天皇や側近の耳にも届いていたのであろう。12月4日には、侍従次長に就任したばかりの側近の木下道雄が万一の場合に備えて潔白の証明を作っておいてはどうかと勧めると、昭和天皇もその気になり、そうした資料の整理を命じている。木下の「側近日誌」の同日の項によると、「非常に重要な事項にしてかつ外界の知らざる事あり。御記憶に加えて内大臣日記、侍従職記録を参考として一つの記録を作り置くを可と思ひ、右お許しを得たり。」とある。昭和天皇の命を受けた木下による弁明資料作成の作業は、これ以後続いていく。天皇は立憲君主としての務めを忠実に果たしたに過ぎない、昭和天皇も皇室も平和を求め祈ってきたという趣旨の弁明資料づくりが断続的に行われる。この作業が、独白録へと結実していくことになるのであろうが、それは

まだ先の話である。

フェラーズは、マッカーサー・昭和天皇第1回会見で、前に認定したとおり昭和天皇が述べたと認められる二つの発言、①東条に騙されたという趣旨もしくは軍部の責任を強調する趣旨の発言と、②全ての責任は自分にあるという趣旨の発言を活用した。①については主として米国本国やその他の連合国政府および諸国民の天皇追及の姿勢をけん制のためである。これは既に9月25日のクルックホーン単体会見において米国向けには発信済みである。しかし、さらに日本政府や昭和天皇および側近らが頑張るべきである。フェラーズはそのために日本政府や昭和天皇およびその側近らを誘導した。これは以上みてきたとおりである。

②は、昭和天皇のかつての「股肱の重臣」に、昭和天皇の潔さをアピールして、昭和天皇への忠誠心を高め、昭和天皇を守る決意を固めさせるために使われた。これは事柄の性格上公然と発信することはできない。従って、公然たる具体的な証拠はない。しかし、巣鴨プリズンに勾留された戦犯被疑者たちには、昭和天皇側近らの働きかけで、非公式に伝えられて行ったこと、その昭和天皇側近グループは、フェラーズらと親密に交流をしていたことは事実である。

4 一気に勝負に出たマッカーサー

(1) 戦いは前進したが、決定打がない

さてマッカーサーは、10月16日に、700万人の兵士の投降と武装解除が整然となされたことで天皇を賛嘆する声明を発した後、沈黙を守っていた。一方、本国政府からは、前に見たとおり、統合参謀本部（JCS）の11月29日付電文で「ヒロヒトは、戦争犯罪人として逮捕・裁判・処罰を免れてはいないというのが米国政府の態度である。天皇抜きでも占領が満足すべき形で進行しうると思われる時点で、天皇裁判問題が提起されると考えてよからう。」「遅滞なく証拠を収集しなければならないのは明白と思われる」と、天皇の戦犯裁判のための証拠収集を督促してきている。フェラーズが、着々と心理戦を進め、それなりに効果が出ている、あるいは将来の効果が見込まれる状況にはなってきた。國務省が送り込んできたお目付け役ジョージ・アチソンも「1946年1月4日付のトルーマン大統領宛の報告書で、日本民主化のためには天皇制廃止が必要との見解は維持するとしつつも「日本を統治し、諸改革を実行するため、引きつづき日本政府を利用しなければならず、したがって天皇が最も有用であることは疑問の余地がありません。」と書くほどに変化を示している。

しかし、まだ決定打がない。

そのマッカーサーにとって、願ってもない決め手となる申し出をしてきた人物がいた。それが誰であろう、幣原首相自身であった。幣原首相は、得意の英語力を生かし、「新日本建設に関する詔書」（人間宣言）を、下案を一生懸命ブラッシュアップし、素晴らしい英文の文章を完成させた。それは1945年12月25日のことであった。彼は、当年とって7

3歳、半日かけて精魂傾けて作業したために疲労困憊して就寝した。翌日、発熱と激しい頭痛に襲われた。診察の結果、急性肺炎と診断された。そこで吉田外相がマッカーサーと交渉し、特効薬ペニシリンをわけてもらい、九死に一生を得たのであった。ようやく病が癒えて、ペニシリンのお礼かたがた、マッカーサーを訪問したのが1946年1月24日であった。ここで、マッカーサーの悩みの特効薬となる話を持ち出したのである。

(2) 幣原喜三郎とはどんな人物か

幣原喜重郎とはどんな人物であろうか。1946年1月24日のマッカーサーとの会談に入る前に少し整理しておこう。

幣原は、1872年生まれ、1895年東京帝国大学卒業、病気のため1年遅れて1896年10月外務省入省、朝鮮・仁川領事館領事を皮切りに外交官生活に入った。岩崎弥太郎の四女と結婚し、同じ岩崎の長女と結婚していた先輩の加藤高明とは義理の兄弟の関係にあたる。1914年12月、義兄加藤が、第二次大隈重信内閣の外相であったとき、中国に突きつけた「対支21か条の要求」に対し、オランダ公使の任にあった幣原は、これを公然と批判する意見書電文を加藤外相に送っている。1915年10月、43歳で外務次官に就任、寺内正毅内閣のもとで、1917年、南満州における外交権限が軍部移管されようとしたとき、幣原は、辞表を懐にしのばせてこれに抗議したという。

1918年9月、米騒動による混乱の責任をとって寺内内閣総辞職、かわって政友会・原敬がはじめて本格的な政党内閣を組閣した。原首相からは、当初は、憲政会総裁加藤高明の義弟であり同人の薫陶を受けているのではないかと警戒されたが、寺内内閣の外相の意に反してシベリア出兵に反対していることや協調外交姿勢を評価されて、更迭を免れ、外務次官に据え置かれた。

幣原は、まもなく駐米大使に転じた。1921年から1922年にかけて開催されたワシントン会議（米国大統領ハーディングが、1921年7月、日、英、仏、伊、中などに呼びかけ、開催された。会議期間は11月12日から1922年2月6日。原が、1921年11月4日、暗殺されたため、政友会・高橋是清内閣となっていた。）で、海相加藤友三郎とともに、協調外交を展開した。海軍主力艦の削減を主とする軍縮条約、中国の主権・独立・領土保全、中国市場の門戸開放・機会均等などを確認した9カ国条約、太平洋地域における現状維持と紛争の話し合いによる解決を確認した4カ国条約の調印にこぎつけた。ワシントン会議で示した幣原の公正無私な態度と重厚な外交理論は、一人わが国のみならず、米、英、仏、中の代表者にも一目置かれるほどであった。これにより幣原の平和・協調は、一躍、国内外に知られ、高く評価されるどころとなった。

幣原は、憲政会・加藤高明内閣（1924年6月成立）で、外相就任。加藤没後にあとを継いだ第一次若槻礼次郎内閣（1926年1月成立）が、1927年4月、金融恐慌の拡大処理に失敗して総辞職するまで、その任にあった。この間、米国の排日移民法、中国における北伐開始など、排日・民族運動の激化という困難な国際情勢の中で、平和・協調外交を一貫して進め、中国への内政不干渉の姿勢を貫いた。

第一次若槻内閣のあと中国干渉・武断外交を展開した政友会・田中義一内閣が、張作霖爆殺事件の処理をめぐり天皇から問責発言を受け総辞職、そのあとに成立した民政党（この間に憲政会と政友会から分裂した政友本党が合同して民政党となった）・浜口雄幸内閣（1929年6月成立）で再び外相就任。浜口首相が暗殺未遂事件により療養中は首相代理を務めた。その後も1930年4月、浜口首相の症状悪化、総辞職のあとを受けた第二次若槻内閣にも外相として入閣。1931年12月に総辞職に至るまで、平和・協調外交を貫いた。この間1930年4月にロンドン軍縮条約を調印・批准させ、1931年9月、柳条湖事件に際しても閣議で事件は関東軍出先の謀略であるというニュアンスの外務省情報を明かし、朝鮮軍を越境させ、関東軍へ増援部隊を無断派遣した現地司令官林銑十郎中將の処置について慎重な意見を述べるなど、動揺しがちな若槻首相を支え、軍部や民間右翼、政友会の攻撃に対し、外交畑一筋の硬骨漢ぶりを発揮、正論を吐き続けた。

満州事変勃発から、5・15事件、2・26事件と世は軍部の独断専行が支配する時代となる。日中戦争、そして太平洋戦争へと、非常時、戦時と移り行く。わが多くの国民も、偏狭なナショナリズムと戦争熱にとりつかれてゆく。幣原の平和・協調外交は、いまや軟弱外交、腰抜け外交、国辱外交、売国外交とまでのしられる。千駄ヶ谷の私邸の塀には「国賊」、「売国奴」の落書きが書きなぐられ、私邸内には石を投げ込まれる日々が続いた。幣原は、こういう無法にじっと耐え、ひっそりと邸内にとじこもり、やがて嵐が過ぎ去るのを待つしかなかった。

それから14年、戦災で自邸を失い、1945年には、二子玉川の三菱系の農園内に仮住まいの生活を送っていた。日本が降伏する2ヶ月ほど前に、当時、和平工作の参謀役を担っていた吉田茂が、そのキーマンとして幣原を担ぎ出そうとし、外務省の後輩市川泰次郎を訪ねさせたときには、「非常に痩せて生気がなく、がくがくとあごをならし、手もふるえ、まことに老齢そのものであった。このようなご老体を和平運動にかつぎ上げて、果してどうかとさえ怪しんだ」（幣原平和財団編・刊「幣原喜重郎」）ほどに、精彩を欠き、社会の底に沈みこんでいた。幣原は、吉田がわざわざ仮住まいを訪ねて和平への決起を要請したとき、固辞した。それほどに幣原は、年老い、体力の衰えが進んでいたのであった。

1945年10月6日、東久邇宮内閣総辞職、吉田外相の推挙で、木戸内大臣（当時）が次期総理として天皇に奏上したとき、天皇も驚くとともに、平和・協調外交の幣原において今の危機を救えるものはいないとおおいに喜び、期待をして幣原に組閣を命じる断を下したのであった。しかし、この話を聞いた古手の新聞記者からは「幣原さんはまだ生きていたのか」と驚きの声があがったほどの意外な人事だったのであり、天皇からの呼び出しの急ぎの使者が来たときには、ちょうど厨子に確保した別宅にて隠居生活を送るべく引越しのトラックを待っていたところで、幣原にとってもまさに青天の霹靂であった。

1949年1月の衆院選で初当選し、民自党幣原派に属し、衆議院議長となった幣原の秘書官を務め、後に岐阜県知事に転じた平野三郎によれば、幣原は、若いころ朝鮮の併合に反対し、「朝鮮とは平和条約を結び、善隣友好国としてつきあうべきだ」との考えだった

とも語っていたとのことである。幣原の経歴からすると、れっきとした強固な保守主義者であることは間違いないが、マルクス主義哲学者古在由重とも姻戚関係にあり、批判的にはあれマルクス主義の洗礼も受けているようで、とりわけ他国への侵略、干渉には断固として反対する平和主義者であったことも間違いなさそうである。

(3) マッカーサー・幣原会談

さてその幣原が、九死に一生を得て、肺炎の特効薬ペニシリンを提供してもらったお礼の名目で、マッカーサーを訪問し、面談したのは1946年1月24日のこと、面談時間は正午から午後3時過ぎまで、3時間余り。ペニシリンのお礼にしては長すぎる。どんな話がなされたのであろうか。

まずマッカーサーの証言。1951年5月5日・上院軍事・外交合同委員会における証言、1957年憲法調査会渡米調査団高柳賢三会長宛書簡、1964年・マッカーサー回想録などがある。いずれもこの会談で、幣原から日本は戦争放棄と戦力不保持を世界に先駆けて宣言するとの話がなされたことを共通して伝えている。このうちマッカーサー回想録の一節を引用すると以下の如くである。

(マッカーサー回想録)

「幣原男爵は1月24日の正午に、私の事務所をおとずれ、私にペニシリンの礼を述べたが、そのあと何かためらっているらしいのに気がついた。私は男爵に何を気にしているのか、とたずね、それが苦情であれ何かの提議であれ、首相として自分の意見を述べるのに遠慮する必要はないと言ってやった。(中略)

首相はそこで、新憲法を書き上げる際に、いわゆる「戦争放棄」条項を含め、その条項では同時に日本は軍事機構は一切持たないことをきめたいと提案した。そうすれば、旧軍部がいつの日かふたたび権力を握るような手段を未然に打ち消すことになり、また日本にはふたたび戦争を起す意志は絶対がないことを世界に納得させるという、二重の目的が達せられる、というのが幣原氏の説明だった。(中略)

私は腰が抜けるほど驚いた。長い年月の経験で、私は人を驚かせたり、興奮させたりすることには不感症になっていたが、このときばかりは息も止まらんばかりだった。(中略)

現在生きている人で、私ほど戦争と、それが引き起こす破壊を経験した者は恐らく他にはあるまい。何百という戦場で生き残った老兵として、原子爆弾の完成で戦争を嫌悪する気持ちは、最高度に高まっていた。私がそういった趣旨のことを語ると、こんどは幣原氏がびっくりした。よほど驚いたらしく、事務所を出る時には、顔を涙でくしゃくしゃにしながら「世界は私たちを非現実的な夢想家と笑いあざけるかもしれない。しかし百年後には私たちは預言者と呼ばれますよ」と言った。(後略)」

一方、幣原の直接証言は存在しない。しかし、幣原から話を聞いた人が書いた文書はある。大阪中学校(途中で学制改革で第三高等学校となる)、東京帝国大学を通じて同級で、

親友中の親友大平駒槌（おおだいらこまつち）に、会談当日に、幣原が会談内容を語り、それを大平から聞いて筆記したという同人の娘羽室ミチ子のメモがある。さらに幣原を師とも仰ぐ前出の秘書官平野が、生前、幣原から詳しく聞いていたことを、憲法調査会会長高柳賢三の求めに応じて、整理し、文章化して、1964年2月、憲法調査会に提出した「幣原先生から聴取した戦争放棄条項等の生まれた事情について」と題する文書がある。葉室メモは簡潔ではあるが、平野文書と内容は一致している。ここでは長くなるが平野文書から一部抜粋してみよう。

（平野文書）

私が幣原先生から憲法についてのお話を伺ったのは、昭和26年2月下旬のことである。同年3月10日、先生が急逝される旬日ほど前のことであった。場所は世田谷区岡本町の幣原邸であり、時間は2時間ぐらいであった。（中略）

（問）かねがね先生にお尋ねしたいと思っていましたが、幸い今日はお閑のようですから是非うけたまわりたいと存じます。

実は憲法のことですが、私には第9条の意味がよく分かりません。あれは現在占領下の暫定的な規定ですか、それなら了解できますが、そうすると何れ独立の暁には当然憲法の再改正をすることになる訳ですか。

（答）いや、そうではない。あれは一時的なものではなく、長い間僕が考えた末の最終的な結論というようなものだ。

（問）そうしますと一体どういうことになるのですか。軍隊のない丸裸のところへ敵が攻めてきたら、どうする訳なのですか。

（答）それは死中に活だよ。一口に言えばそういうことになる。

（問）死中に活といいますと・・・・・・・・。

（答）たしかに今までの常識ではこれはおかしいことだ。しかし原子爆弾というものができた以上、世界の事情は根本的に変わって終わったと僕は思う。何故ならこの兵器は今後更に幾十倍幾百倍と発達するだろうからだ。

恐らく次の戦争は短時間のうちに交戦国の大小都市が悉く灰燼に帰して終うことになるだろう。そうなれば世界は真剣に戦争をやめることを考えなければならない。そして戦争をやめるには武器を持たないことが一番の保証になる。

（中略）

（問）お話の通りやがて世界はそうなると思いますが、それは遠い将来のことでしょう。しかしその日が来るまではどうする訳ですか。目下のところは、差当りは問題ないとしても、他日、独立した場合、敵が口実をつけて侵略したらです。

（答）その場合でもこの精神を貫くべきだと僕は信じている。そうでなければ今までの戦争の歴史を繰り返すだけである。しかも次の戦争は今までとはわけが違う。僕は第9条を堅持することが日本の安全のためにも必要だと思う。

(中略)

(問) よく分かりました。そうしますと憲法は先生の独自の御判断で出来たものですか。一般に信じられているところは、マッカーサー元帥の命令の結果ということになっています。もっとも草案は勧告という形で日本に本に提示された訳ですが、あの勧告に従わなければ天皇の身体も保証できないという恫喝があったのですから事実上命令に外ならなかったと思えますが。

(答) そのことは此処だけの話にしておいて貰わねばならないが、(中略)

豪州その他の国々は日本の再軍備化を恐れるのであって、天皇制そのものを問題にしている訳ではない。故に戦争が放棄された上で、単に名目的に天皇が存続するだけなら、戦争の権化としての天皇は消滅するから、彼らの対象とする天皇制は廃止されたと同然である。

(中略)

この構想は天皇制を存続すると共に第9条を実現する言わば一石二鳥の名案である。もっとも天皇制存続と言ってもシムボルということになった訳だが、僕はもともと天皇はそうあるべきものと思っていた。元来天皇は権力の座になかったのであり、またなかったからこそ続いていたのだ。もし天皇が権力をもったら、何かの失政があった場合、当然責任問題が起って倒れる。世襲制度である以上、常に偉人ばかりとは限らない。

日の丸は日本の象徴であるが、天皇は日の丸の旗を維持する神主のようなものであって、むしろそれが天皇本来の昔に戻ったものであり、その方が天皇のためにも日本のためにも良いと僕は思う。

この考えは僕だけではなかったが、国体に触れることだから、仮にも日本側からこんなことを口にするには出来なかった。憲法は押しつけられたという形をとった訳であるが、当時の実情としてそういう形でなかったら実際に出来ることではなかった。

そこで僕はマッカーサーに進言し、命令として出してもらうように決心したのだが、これは実に重大なことであって、一步誤れば首相自らが国体と祖国の命運を売り渡す国賊行為の汚名を覚悟しなければならぬ。松本君(憲法問題調査委員会委員長)にさえも打ち明けることのできないことである。

(中略)

(問) 元帥は簡単に承知されたのですか。

(答) マッカーサーは非常に困った立場にいたが、僕の案は元帥の立場を打開するものだから、渡りに舟というか、話ほうまく行った訳だ。しかし第9条の永久的な規定ということには彼も驚いていたようであった。僕としても軍人である彼が直ぐには賛成しまいと思ったので、その意味のことを初めに言ったが、賢明な元帥は最後には非常に理解して感激した面持ちで僕に握手した程であった。

(中略)

なお念のためだが、君も知っている通り、去年金森君から聞かれた時も僕が断ったよ

うに、このいきさつは僕の胸の中だけに留めておかねばならないことだから、その積りでいてくれ給え。

これは付け足すことは何もないほどに幣原提案の趣旨、マッカーサーとの合意を明快に解き明かしている。幣原は、心底から戦争の放棄と戦力不保持、即ち絶対的平和主義の憲法制定を提案している。しかも決して一時的な方便としてではない。連合国諸国政府および国民が、天皇および天皇制の廃止を求めるのは、それが再び戦争を引き起こす懸念からであるから、絶対的平和主義の憲法が制定されてその懸念もなくなれば、政治権力を持たない象徴的天皇としての天皇制を確保するもことにたいする反対もなくなる、一石二鳥ではないか、こう幣原は考えたのである。

(4) マッカーサーにとっての決定打

マッカーサーとしては、占領目的を早期に達成し、成功裡に終えるためには天皇および天皇制を利用しなければならない。これまで副官フェラーズは、得意の心理戦で、本国をはじめ連合国連諸国の政府や国民世論を抑えるための布石を着々と打ち、それらの石が生き始めてきた。お目付け役のジョージ・アチソンさえも今は天皇および天皇制の利用に賛意を表しているではないか。しかし、まだ決定打にはなっていない。そこへ当の日本の首相から、戦争の放棄と戦力不保持の申し出がなされた。しかも、彼は、天皇に政治的実権は不要だとも考えている。これをワン・セットにして憲法に書き込めば、きっと本国をはじめ連合国連諸国の政府や国民世論も承知するだろう。天皇および天皇制の利用はこれで貫徹できる。よし、これで決まった、とマッカーサーは小躍りして喜んだに違いない。

早速、翌1月25日に、やかましく言ってきていたJCSへの回答として、陸軍参謀総長ドワイト・アイゼンハワーに対し、以下の返電を送った。

WX85811を受けとって以来、天皇に対してとりうる刑事上の措置につき、与えられた条件の下で調査がなされてきた。過去10年間に日本帝国の政治決定と天皇を多少なりとも結びつける明確な活動に関する具体的かつ重要な証拠は何ら発見されていない。(中略)

もしも天皇を戦犯として裁判かけるべきだというのであれば、占領プランに大きな変更がなされなければならない。彼を起訴すれば、間違いなく日本人の間に激しい動揺を起すことであろうし、その反響は計り知れないものがある。

天皇はすべての日本人を統合するシンボルである。彼を滅ぼすことは国を崩壊させることになる。(中略)

近代的な民主主義の方法を導入するすべての望みは消滅し、軍事的占領がついに終結する時には、おそらく共産主義の線に、そったある強烈的統制的組織形態が分断された大衆の中から起こってくるだろうと私は信ずる。(中略)

占領軍を大幅に増大することが絶対に必要となってくる。それには最小限100万の軍隊が必要となろうし、その軍隊を無期限に駐屯させなければならないような事態も十分ありうる。それに加えて何十万人かの外国人文官を導入することが必要となるかもしれない。天皇を戦争犯罪者として裁判にかけろべきか、否かの決定は、このように高度な政策決定の問題を含んでいるから、私は、そのような勧告をすることは適当とは考えられない。

しかし、もしも連合国の首長たちがそう決断しようというなら、上記の方策は不可避と考え、勧告する。

いやなんとも大胆な開き直りである。JCSから前年11月29日付で指示があったにもかかわらず、マッカーサーは何の調査もしていない。何の調査もしないまま、フェラーズのかの覚書をさらに最大限活用、誇張したこの恫喝的文書からはまるでマッカーサーの勝鬨の声が聞こえてくるようだ。ついにフェラーズの心理戦は成功した。天皇および天皇制利用のシナリオは完成した。

5 日本側の動き—天皇大権を存続させたい！

これまで述べたところでは、幣原を除いては、日本側の動きはあまり見えてこないが、日本政府当局者の主流は、当然のことながら天皇制にはできるだけ手をつけず、そのまま残したいと考えていた。また天皇側近グループも思いは同じであった。ここでは政府当局者主流の動きを憲法改正作業に関連して見ていくこととする。

憲法改正作業に最初に取り組んだのは、東久邇宮内閣の副首相格の無所任大臣近衛文麿であった。近衛は、1945年10月4日、GHQにマッカーサーを訪ね、面談した。この日、マッカーサーは政府に対し、面談外で、政治犯釈放命令を発している。この面談では、マッカーサーは近衛に対し、日本は憲法改正をして自由主義的要素を充分取り入れる必要がある、と指摘したようである。これは指示ではなく、一般論を述べたに過ぎないということのようだが、近衛はこれを自分に対する指示と受け止めたようである。早速、内大臣木戸幸一と諮って憲法改正作業に着手することになる。近衛は、大学時代の恩師、佐々木惣一博士を内大臣府御用掛に任命してもらい、佐々木博士とともに憲法改正案の検討を始めた。近衛と佐々木博士の憲法改正案検討作業は、5日、東久邇宮内閣総辞職、9日、幣原内閣成立、10日、府中刑務所からの日本共産党幹部ら16名を皮切りとした政治犯の釈放、内務省と特高警察の解体・追放、11月1日、マッカーサーによる近衛の憲法改正作業否認声明と、荒波に浮かぶ小舟のようにもみしだかれながらも進められ、11月下旬には、近衛自身作成の「要綱」と、佐々木博士作成の「憲法案」とができあがる。しかし、いずれも天皇の統治権、天皇大権を残そうとするもので、大山鳴動、鼠一匹のたぐいのものでしかなかった。

10月11日、組閣したばかりの新首相幣原はマッカーサーと面談。そこでマッカーサーは幣原に対し、①婦人解放、②労働組合結成の助長・促進、③教育の自由化・民主化、

④秘密的弾圧機構の廃止、⑤経済機構の民主化の五大改革を指令がなされたが、憲法改正問題については、直接の言及はなかった模様である。しかし、水面下ではGHQ筋から新内閣に対して憲法改正の検討要請があったことは間違いないようで、ここでもあのフェーズが動いているようである。

幣原内閣は、25日、閣内に憲法問題調査委員会が設置し、松本蒸治国務相（東大教授で商法学の権威とされる。）を委員長とした。しかし、松本委員長は、すぐに憲法改正作業を進めていく意思はなく、「(憲法問題調査委員会の目的は)必ずしも憲法改正を目的とするものではなく、調査の目的は、改正の要否および改正の必要ありとすればその諸点を明らかにすることである」と記者会見で語っていた。

近衛の憲法改正作業といい、松本委員長の発言といい、ここまではまるでポツダム宣言にこめられた根本的変革の必要性に関する認識が全くないかのように事態が進んでいる。しかし、11月1日、近衛の憲法改正作業がマッカーサーによって否認されるに及んで、ようやく憲法問題調査委員会も、のんびり構えていることはできないことを悟る。11月10日の第2回総会で、松本委員長は「日本をめぐる内外の情勢はまことに切実であり、政治的に何事もなしにはすまされないように思われる。したがって、憲法改正問題がきわめて近い将来に具体化されることも当然予想しなければならない。」「憲法改正の必要は、内はともかく外から要請があった場合、いつでもこれに応じうるように、さし当たって大きな問題を研究するにとどめ、切実にやむをえないと思われる条項をふかく掘りさげてゆかなければならない」などと少し、気持ちを引き締めている。

12月8日、憲法問題調査委員会の議を経て、松本委員長は、はじめて憲法改正の方向を4項目にまとめて公表した。これを後に松本四原則と呼ぶこととなったが、この松本四原則の第一原則には「天皇が統治権を総攬せられるという大原則にはなんら変更を加えないこと」とされていた。この原則にも基づく改正案作りの結果、どういうものができるかは予測の範囲内であろう。実際、後に1946年2月8日GHQに提出された甲案、同月1日、毎日新聞にスクープされた宮沢甲案、後に公表された乙案なるもののもいずれも天皇を統治権の総攬者とし、天皇大権を規定しようとするものであった。

なお民間の憲法改正案には、天皇は国政に関与せず国家的儀礼のみを行うとする憲法研究会の憲法草案要綱（12月27日作成、GHQへ提出）、人民主権・天皇廃止とする日本共産党・新憲法の骨子（11月11日作成）、天皇は統治権の主体であり、総攬者であるとする日本自由党・憲法改正要綱、主権は国家にあり、統治権の主要部は議会に、一部を天皇に帰属させるとする日本社会党・新憲法要綱（1946年2月24日作成）など少しはましなものも発表されていることを、日本の名誉のために、一言触れておきたい。

6 米国本国政府はどう対応したか

ところで、米国政府の動向は既に見たとおり、1945年10月22日までに発出されたSWNCC 150-4、SWNCC 55-6においては、天皇および天皇制の取り扱い

は、未定、棚上げであり、マッカーサーに照会しつつ、決めていこうということであった。

そのような状況は、天皇制廃止、天皇戦犯追及の考え方の強い国務省および海軍省と、天皇を占領政策の忠実な遂行者として利用しようという陸軍省の考え方の対立によってもたらされたものであった。陸軍省の考え方の背景として、私は、「日本計画（最終草稿）」の名目上の起草者ソルバート大佐、これを戦場において心理戦に活用し、占領下での心理戦においても活用したフェラーズ、その進言を受け入れたマッカーサーらが、いずれも陸軍であることに注目しておきたい。

そして結局、日本占領の主要実務を担ったのが陸軍であったから、この対立は、陸軍優位に解消していくことになるのであった。

米国政府のその後の動向を確認しておこう。

(1) SWNCC 228

まず1946年1月7日付「日本の統治体制の改革」と題する政策文書（SWNCC 228）によって、米国政府は、憲法改正を含む統治体制の改革に関するマッカーサーへの指針を打ち出し、これを与えた。これは、日本国憲法の原案となったGHQ草案（マッカーサー草案）づくりの指針となった重要な文書である。この中から、憲法改正に関する一般的指針と天皇および天皇制に関する指針をピックアップすると以下のとおりである。

(憲法改正に関する一般的指針)

日本国民が、その自由意思を表明しうる方法で、憲法改正または憲法を起草し、採択すること

(天皇および天皇制に関する指針の骨子)

- ・ 日本における最終的な政治形態は、日本国民が自由に表明した意思によって決定されるが、天皇制を現在の形態で維持することは不可
- ・ 日本国民が天皇制は維持されるべきではないと決定したとき
国民を代表する議会優位、国務大臣は文官であることを要する。
- ・ 日本国民が天皇制を維持すると決定したとき
国民を代表する議会が選任した国務大臣は議会に連帯責任を負う内閣を構成する。
天皇は一切の重要事項について内閣の助言に基づき行動する。
天皇は、旧憲法に規定する軍事的権能をすべて剥奪される。
内閣は天皇に助言を与え、天皇を補佐する。

天皇および天皇制の取り扱いは、ここではまだ日本国民の意思によるとの建前が依然としてとられている。しかし、いよいよこれもマッカーサーの決断に従ってすり合わせがなされていくことになる。

(2) SWNCC 209-1へ

1945年10月18日には、国務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）は「天皇制の取り扱い」と題するドラフト文書（SWNCC 209-D）を起草、具体的取り扱

いの検討の指針を提起した上で、傘下の極東小委員会（SFE）に具体的検討を指示した。これに基づいてエドウィン・ライシャワーが中心となって作業が進められ、憲法改正にかかるGHQ草案（マッカーサー草案）に遅れること二週間、1946年2月28日に、「天皇制の取り扱いについて」と題する原案（SFE141）が作成された。これが親委員会の討議を経て、最終的に、4月11日、一部訂正のうえ承認されて「天皇制の取り扱い」と題する確定文書（SWNCC209-1）となった。

これは次のように述べている。

- ・ 1946年1月7日付「日本の統治体制の改革」と題する文書（SWNCC228）ですでに実行されている政治改革との関連で、とくに天皇制改革として留意する点は次のとおりである。
 - （イ）大日本帝国憲法第1条、3条および4条を精神・文言両面で改正し、天皇は神聖、不可侵であるのではなく、憲法に従わねばならないことを明記すべきである。
 - （ロ）天皇の神聖と天皇への盲目的献身の意識を吹きこむために公立学校を利用してはならない。皇位の由来が神にあり、天皇が神であるといういかなる叙述も教科書から排除され、公立学校内にある奉安殿の御真影も撤去される。また天皇および御真影への強制的服従（敬礼）は禁止され、教育勅語を読む儀式は一切許されない。
 - （ハ）天皇を神秘のベールで包み普通の人間から隔離し、畏敬の念を起させる人にする極端な手段は許されない。
- ・ 天皇の神格を否定した1946年1月1日のいわゆる「人間宣言」はたいへん結構である。天皇はもっと一般の日本人や外国人と自由に平等の立場で接触をはかり、「天皇の意思」が真にどの辺にあるかを示すべきである。しかし、最高司令官は、これらの天皇の行為が全く自発的になされていると日本の国民にとられるような影響力を行使すべきである。云々。

これにより、日本国民が自由なる意思により天皇制を維持すると決定したとの条件に絞込み、上記「日本の統治体制の改革」（SWNCC228）に基づいてなされたGHQ、マッカーサーの措置をすべてオーソライズしたことになるのである。

7 マッカーサーの最後の妙手

少し先走ったようだ。その前に触れておくべきがあった。くどいようだが1946年1月24日に行われたマッカーサーと幣原の3時間を超える二人だけの会談は決定的な転機となった。このあとのマッカーサーの動きは、大胆であり、かつ素早かった。それもその筈だ。マッカーサーがここでモタモタしては、フェローズが着々と進めている天皇および天皇制の維持・利用のための心理戦も頓挫してしまう。

ところで天皇および天皇制を維持するなら、それは現行憲法とは異なるものであること

を明確にし、改正憲法もしくは新憲法に書き込まれなければならないのである。そのためには二つの難関を突破しなければならない。一つは、憲法改正もしくは新憲法の制定は「日本国民が、その自由意思を表明しうる方法で、憲法改正または憲法を起草し、採択すること」とされた本国政府の設定したルールをクリアすることである。またもう一つは、前年12月27日に設置が決まった連合国・極東委員会活動を開始すると、マッカーサーの権限は、その監督下に置かれ、いかなマッカーサーでも勝手なことはできなくなるので、その本格的な活動前に決着しなければならないということである。

これを同時に突破する秘策をマッカーサーは考えた。それは勝利を見越した確信に満ちた一手であった。

(1) 連合国・極東委員会との前哨戦

連合国・極東委員会とは、1945年12月27日、モスクワで行われた米・英・ソ三カ国外相会議において設置合意された対日占領に関するGHQ、マッカーサーを監督するための連合国11カ国の合議制機関であり、憲法改正についてもその所管事項であった。それはワシントンに設置されることが決まったが、その第1回会議は、1946年2月26日、ワシントンで開催されることになっていた。

マッカーサーの秘策とは、極東委員会が本格的に動き出し、マッカーサーに容喙しはじめる前に天皇および天皇制の取り扱いに決着をつけ、新憲法制定に道筋をつけてしまうという筋書きづくり、それを実行することであった。

1月17日以来、その前哨戦が始まっていた。

同日、来日中の極東諮問委員会（連合国の対日占領政策に関する諮問機関で、これが後に決定機関たる極東委員会に改組される。）のメンバーと会談した民政局次長チャールス・ケーディスは、憲法改正に向けて民政局が研究をしているのではないかと質問をしたフィリピン代表トーマス・コンフェソールに対し、「していません。民政局は、憲法改正は日本の統治構造の根本的変更に関する長期的問題であり、貴委員会の権限の範囲に属するものと考えております」と答えた。

同月29日、マッカーサーは、同委員会メンバーとの会見で、「憲法改正問題は、モスクワ協定によって、私の手を離れてしまった。今後の作業がどのようにすすめられるのか全くわからない。私が日本で最初の指令を出した時には、この問題の権限は私にあった。私は示唆を与え、日本人は私の示唆にもとづいて作業を始めた。ある委員会が憲法改正を行う目的でつくられたが、この作業へのGHQの関与につき、最高司令官は、いかなる行動をとることもやめている。私はなんらの命令も指示も発しておらず、指示だけに限定している。（中略）憲法の内容がいかに立派で、よく書かれていても、武力によって日本に押し付けられた憲法は、武力が存在する限り続くであろうが、軍隊が撤退し、日本人が自由になるとともに、日本人はその憲法を廃止してしまうだろう。・・・私はこのことを信じて疑わない」と述べた。

ケーディスもマッカーサーも相当の狸である。きっと極東諮問委員会のメンバーは、満

足して帰国して行っただろう。マッカーサーは、極東委員会を油断させた。

(2) 極東委員会出し抜きのプロポーザル

ここにおもしろい資料がある。GHQ民政局長コートニー・ホイットニーのマッカーサーに宛てた2月1日付の長文のメモである。以下のように述べている。

「日本の統治機構について憲法上の改革を行うという問題は、急速にクライマックスに近づきつつある。日本の憲法の改正案が、政府の委員会や私的な委員会によっていくつか起草された。次の選挙の際に憲法改正問題が重要な争点になるということは、大いにありうることである。

このような情況のもとで、私は、閣下が最高司令官として、日本の憲法構造に対する根本的改革の問題を処理するに当たってどの範囲の権限をもつか、日本政府によってなされる提案の承認または拒否をなしうるか、あるいはまた日本政府に対して命令または指令を発しうるか、という問題について考察した。私の意見では、この問題についての極東委員会の政策決定がない限り一いつまでもなく同委員会の決定があればわれわれは拘束されるが一閣下は、憲法改正についての占領と管理に関する他の重要事項の場合と同様の権限を有されるものである。」

ホイットニーは、1897年生まれ、マッカーサーより17歳の年下であるが、軍歴の傍ら、コロンビア・ナショナル・ロー・スクールの夜間部に学び、弁護士資格を有し、戦間期に約13年間、フィリピンで弁護士業務に従事した経験がある。さすがに法令の機微をわきまえ、その隙間さがしには長けている。おそらくこのようなメモが作成されるにはこれよりも少し前に、マッカーサーから下問があった筈だ。

(3) マッカーサーの最後の妙手

マッカーサーは、上記の二つの難関を切り抜けるために、日本政府の憲法改正案の提出をまたずに可及的速やかにGHQ側においてモデル案を作成し、日本政府に提示すること、日本政府にはこれに準拠して「自主的」に憲法改正案を作成させる、このような妙手を考案した。いや、この妙手は、マッカーサー・幣原会談で話し合われ、合意に達した新憲法制定シナリオだったのであろう。これが単なる憶測なのか合理的推認なのかは以下に摘記するエピソードでご判断戴きたい。

既述のとおり2月1日、毎日新聞は、憲法問題調査委員会で検討されていた憲法改正試案をスクープした。これは同委員会で検討されていたいくつかの案のうちでは一番まじだといわれる宮沢甲案といわれるものであったが、「第1条 日本国は君主国とす」「第2条 天皇は君主にしてこの憲法の条規に依り統治権を行う」などとあり、毎日新聞記者も「あまりにも保守的、現状維持的のものにすぎないことを失望しない者は少ないと思う」と厳しい批判のコメントを加えていた。

「誰もいない首相官邸1階の憲法問題調査委員会の事務室の机の上に放置された草案の

冊子を社に持ち帰って大急ぎで手分けして筆写したうえ、約2時間後に誰もいない事務所に戻り、元の机に返した。」

この特ダネをとった毎日新聞記者西山柳造は、この顛末をこのように手記にしたためている。このとおりであるなら元祖・西山事件である。しかし、この憲法改正試案漏えい事件が問題にされた痕跡はない。別に想像をたくましくする必要はないが、彼が記事を書き、掲載されたのは1946年2月1日の朝刊であるから、これはその前日、午後のできごとであろう。その日は木曜日、このようなことを誰にも見咎められずにできるなどとは到底考えられないだろう。従ってこの裏には、憲法問題調査委員会の事務局担当者らの黙認があったとしか考えられない。幸いなことに当時の官吏服務規律（明治20年勅令39号）には、秘密漏えいを処罰する規定は置かれていなかった。上層部の指示があれば、憲法問題調査委員会の事務局担当者が情報を漏らしても、誰も傷つかずに済んだのである。因みに国家公務員守秘義務違反処罰規定が置かれた1948年改正国家公務員法からである。

私は、西山記者の大殊勲も、ご本人には気の毒だが、官製スクープであったに過ぎないと思うのである。それは単に、1月24日の会談において合意されたマッカーサー・幣原合作の新憲法制定シナリオの存在を裏付けるエピソードに過ぎないのである。

既出の平野文書中には、実は、「憲法は押しつけられたという形をとった訳であるが、当時の実情としてそういう形でなかったら実際に出来ることではなかった。そこで僕はマッカーサーに進言し、命令として出してもらうように決心したのだが、これは実に重大なことであって、一步誤れば首相自らが国体と祖国の命運を売り渡す国賊行為の汚名を覚悟しなければならぬ。松本君にさえも打ち明けることのできないことである。」との幣原の打ち明け話が載せられていた。マッカーサー・幣原合作の新憲法制定シナリオなる私の推測は決して突拍子もないことではないことを了解していただけるのではなかろうか。

（４）GHQ草案作成命令

マッカーサーは、2月3日（この日は日曜日だ！）朝早く、ホイットニーといつものように話し合い、2月12日までに民政局において憲法改正原案を作成し、13日に日本政府に提示し、それに従い日本政府が「自主的」に憲法改正案させることを指示した。マッカーサーがこのとき示した憲法改正案原案作成作業を方向付ける3項目の要点を手書きしたメモランダムをホイットニーに交付した。これがマッカーサー3原則と呼ばれるものである。しかし、私は、マッカーサー・幣原3原則というべきだろうと考えている。それは以下のとおりである。

① 天皇は、国の最高位にある。

皇位は世襲される。

天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意思に応えるものとする。

② 国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための予防手段としての戦争、

さらに自己の安全を保持するための戦争をも放棄する。日本のは、その防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。

日本が陸空海軍をもつ権能は、将来も与えられることなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。

- ③ 日本の封建制度は廃止される。貴族の権利は、皇族を除き、現在生存する者一代以上には及ばない。

華族の地位は、今後はどのような国民的または市民的な政治権力も伴うものではない。予算の型はイギリスの制度にならうこと。

これに基づき、有能かつ理想的憲法をつくることに情熱を燃やした25人の民政局のメンバーが9日間、密室にとじこもり文字通り精魂傾けて、期日どおり12日に憲法改正案原案を完成させた。天皇の地位を国民の意思に基づくものとし、日本国および日本国民の統合の象徴とする象徴天皇制が、ようやくにして公然たる形をとって提示された。実に長い道のりであった。

あとは多少の紆余曲折はあったが、マッカーサー・幣原合作のシナリオどおり進行したに過ぎない。なお、その過程で、前に保留しておいたノースウエスタン大学教授コールグローブ隠然たる働きをしていることを記しておきたい。コールグローブといえば、あのフェラーズも学んだ天皇および天皇制利用の心理戦のバイブル「日本計画（最終草稿）」の真の起草者フェラーズの師であり、戦前期日本の憲法および政治学の研究者である。コールグローブは3月初旬、6日に日本政府から憲法改正草案要綱が発表される前に来日、国務省とGHQ・マッカーサーとの対立、極東委員会の米国代表フランク・マッコイらとGHQ・マッカーサーとの緊張関係をほぐし、GHQ・マッカーサーへの支持を固める役割を果たしたのである。ここにも「日本計画（最終草稿）」は貫徹しているのであった。GHQは何を押し付け、何を押し付けなかったのかよく吟味しなければならないと思うがどうであろうか。

（5）象徴天皇制規定の由来

重要なことを忘れていた。日本国憲法の象徴天皇制規定の由来を述べておく必要があった。話がバックするが、ここで述べておきたい。

GHQ民政局のスタッフが、憲法草案を起草するにあたり直接のガイドラインとしたのは、通称マッカーサー3原則、私のいうマッカーサー・幣原3原則である。その第1原則を原文で引用してみよう。

（原文）

The Emperor is at the head of the State.

His succession is dynastic.

His duties and powers will be exercised in accordance with the Constitution and responsible to the basic will of the people as provided therein.

(訳文)

天皇は、国の最高位にある。

皇位は世襲される。

天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に示された国民の基本的意思に
応えるものとする。

このほかにはポツダム宣言、「日本の統治体制の改革」(SWNCC 228)、日本側の憲法研究会の憲法改正要綱ほかいくつかの憲法改正案などしか手元にはなかった。しかし彼らは研究意欲旺盛であった。2月4日、起草作業を総括するケーディスを責任者とする運営委員会(ケーディスを責任者とする3名で構成される)のもとに、立法権に関する小委員会、行政権に関する小委員会、人権に関する小委員会、司法権に関する小委員会、地方行政に関する小委員会、財政に関する小委員会、天皇・条約・授権規定に関する小委員会に組織編成がなされるや、各自、担当分野に関する文献を収集し、研究に没頭した。人権に関する小委員会の一員となった22歳のベアテ・シロタはすぐジープを走らせ、いくつかの図書館をめぐる大量の書籍を借り出してきた。行政権に関する委員会に配置された26歳の行政学の研究者でもあるミルトン・エスマン中尉は東京大学の蟬山政道教授を訪ね、世界各国の憲法の英文の資料を大量に借り出してきた。会議室の机の上に山と詰まれた資料と彼らは格闘した。

3月13日、日本政府に交付されたGHQ草案では、天皇に関する規定は、上記に対応して以下のように成文化された。

(原文)

article i.

The emperor shall be the symbol of the state and the unity of the people, deriving his position from the sovereign will of the people, and from no other source.

article ii.

Succession to the imperial throne shall be dynastic and in accordance with such imperial house law as the diet may enact.

article iii.

The advice and consent of the cabinet shall be required for all acts of the emperor in matters of state, and the cabinet shall be responsible therefor.

The emperor shall perform only such state functions as are provided for in this constitution. he shall have no governmental powers, nor shall he assume nor be granted such powers.

The emperor may delegate his functions in such manner as may be provided by law.

(訳文)

第1条

天皇は日本国の象徴であつて、日本国民統合の象徴である。その地位は主権者である国民の意思に基づくものであり、他の如何なる源泉にも基づかない。

第2条

皇位の継承は世襲であり、国会の制定する皇室典範に従う。

第3条

国事に関する天皇の一切の行為には内閣の輔弼及協賛を要し、内閣がその責任を負う。

天皇はこの憲法の規定する国家の機能をのみ行い、政治上の権限を有せず又これを把握し又は賦与せられることはない。

天皇はその機能を法律の定めるところに従い委任することを得。

マッカーサー3原則と対照して、すぐ気付くことは、ここには「天皇は日本国の象徴であつて日本国民統合の象徴」であること、即ち象徴天皇制が明確に規定されていることである。どのような経緯によってこのように規定されるに至ったのであろうか。

まず、あの天皇および天皇制を利用する心理戦のバイブル「日本計画（最終草稿）」には、「天皇の象徴的側面」の利用価値を繰り返し強調し、それを心理戦の武器とすることを賞揚していた。フェラーズが、1945年10月2日付の覚書の中で、「彼ら（日本国民）の天皇は、祖先の儀徳を伝える民族に生ける象徴である。」「日本国民は、かりに彼らがそのような機会を与えられるとすれば、象徴的国家元首として天皇を選ぶであろう。」と述べているのも、さらにマッカーサーが1946年1月25日、米国陸軍参謀総長アイゼンハワーに送った回答電文中で、「天皇はすべての日本人を統合するシンボルである。彼を滅ぼすことは国を崩壊させることになる」と述べているのもこれを敷衍したものである。

心理戦の系譜とは別に、グルーが1942年12月14日、ホーンベックに送った手紙の中で、「象徴として、天皇制はかつて軍国主義崇拜に役立ったと同様に、健全かつ平和的な内部成長にとっての礎石としても役立っている」と述べ、天皇を象徴とみなす考えを披露している。おさらいをしておくと、これは米国務省内に設置された戦後対外政策諮問委員会の領土小委員会が活動を開始する1943年3月の少し前のことで、この委員会には、ポートン、ブレイクスリー、バラントインらとともにホーンベックも加わっていた。

しかし、GHQ草案起草を統括する運営委員会の責任者・ケーディスは、自己を含む運営委員会のメンバーと、天皇・条約・授權規定に関する小委員会を担当したリチャード・プール少尉、ジョージ・ネルソンらが、草案作成過程で発案したものであることを強調し、これらとは全く無関係であると断言している。

ケーディス自身は、英連邦の「ウェストミンスター憲章」とその基礎になったパルフォア報告書（1926年、パルフォア伯爵が英国議会上に提出し報告書）を貪り読んだ記憶があると述べている。その「ウェストミンスター憲章前文」には「王位（クラウン）はイギリス連邦構成国の自由な連合の象徴であり、構成国は、王位（クラウン）に対する共通

の忠誠によって結合されている」と定められている（中村政則「象徴天皇制への道—米国大使グルーとその周辺—」岩波新書）。

プールは、「象徴」は「ウェストミンスター憲章」からとったことを明言した上、「〈シンボル〉という言葉は、旗とか紋章とかの物質を連想しやすいのですが、英語では、精神的な意味も強く含んだ言葉です。日本の憲法学者は、現行憲法第1条の〈シンボル〉という表現がどこから来たか非常にこだわっているようですが、アメリカ人ならば十人が十人とも精神的な要素も含んだ高い地位という意味を、すぐ理解する言葉です。〈シンボル〉というのはいよ表現だと思いました」と述べている。

なお、日本国憲法制定史の研究者であるメリーランド大学名誉教授セオドア・マクネリーは、マッカーサーの示した「The Emperor is at the head of the State.」の訳文として、「天皇は国の元首の地位にある」（たとえば高柳賢三ほか「日本国憲法制定の過程」有斐閣）というのは間違いである、天皇は国の元首の地位にある」の英文は「The Emperor is the head of State.」である、「The Emperor is at the head of the State.」は「天皇は国のトップ（最高位）にある」と訳すべきだとも述べている（鈴木明典「日本国憲法を生んだ密室の九日間」創元社）。天皇を元首と改正せよという改憲論の一つの論拠も、もろくも崩れ去ったと言うべきである。

いずれにせよ、GHQ民政局の憲法草案起草チームには、象徴天皇制を生み出す知的バックグラウンドが存在していたのであり、彼らの真摯な討議の中から象徴天皇制の規定が生み出されることになったことは間違いがない。それは彼らが、天皇および天皇制利用の心理戦に加わったことを意味するものではなく、それとは別の次元で、置かれた条件のもとで彼らの持てる力を最大限発揮し、日本国民へ大きなプレゼントを残したものと評価すべきことではなかろうか。

第5 終章

1 独白録の成立事情

(1) 昭和天皇の回想談の目的

本小論の冒頭で、独白録の結論部分、昭和天皇が最も力を入れた太平洋戦争開戦にかかわる弁明を引用したが、最後にもう一度独白録に迫ってみよう。

独白録によると、昭和天皇からの聞き取りの日時、状況、および記録作成状況は以下のとおりである。年次は、いずれも1946年である。

- | | | |
|-----|-------|---------------------|
| 1回目 | 3月18日 | 午前10時15分より午後0時45分まで |
| 2回目 | 同月20日 | 午後3時より5時10分まで |
| 3回目 | 同月22日 | 午後2時20分より3時30分まで |
| 4回目 | 4月8日 | 午後4時30分より6時まで |

5回目 同月 同日 午後8時より9時まで

聞き取りに立会いをしたのは、宮内大臣松平慶民（旧福井藩主松平春嶽の三男）、侍従次長木下道雄（侍従長藤田尚徳は病気のため）、宗秩寮総裁松平康昌（旧福井藩主松平春嶽の孫）、稲田周一内記部長および寺崎英成御用係の5名であった。このうち1回目から3回目までは、昭和天皇は、風邪のためベッドを政務室に持ち出し、横臥したまま語っている。4回目と5回目は、葉山御用邸に休養中の昭和天皇を5名が訪ね、聞き取りをしている。記録は稲田が作成し、不明瞭なところは木下が逐次昭和天皇に聞き、添削を加えたということである。

御用掛寺崎は外務省の高官、太平洋戦争開戦時には在米国日本大使館にあって一等書記官をしていた。彼の妻、グェンドレン・ハロルドは米国人で、フェラーズとは親戚（一説には「いとこ」とある。）であった。寺崎は、戦後、GHQとの関係を司る外務省の外局・中央連絡会議に在籍していたが、フェラーズから吉田外相にGHQと宮中のパイプ役をつくることを要望があり、1946年2月から、宮内省御用掛として天皇の側に仕えることになったのであった。フェラーズにとっては願ってもない人事であったであろう。

その寺崎は、そのようにして作成された正式記録に基づいて、6月1日、今、独白録と読んでいる冊子を書き上げたのである。おそらく正式記録は、今も、宮内庁に保管されていることであろう。

さてこの昭和天皇の回想を語る場面、私は、鬼気迫るものを感じるがどうだろう。風邪で寝込んでいるところ、あるいは休養中のところをおして、昭和天皇が、5名の側近の者らに、第一次大戦後の米国における排日差別に遡る「大東亜戦争の遠因」からポツダム宣言受諾の「聖断」に至るまで約20年に及ぶ回想談を語り、それを記録させたというのは異様ではないか。その異様性と、記録作成者が、詔書、詔勅などの天皇の正規の文書を作成する任にある内記部長の稲田であったことを考えると、これは戦争犯罪者として訴追されることを防ぐための弁明書づくりであったことは、容易に推認できる。

しかるに「文藝春秋」・1991年1月号に載った伊藤隆（東京大学教授）、児島襄（作家）、秦郁彦（拓殖大学教授）、半藤一利（昭和史研究家）の座談会において、まさにそのような弁明書づくりであり、寺崎が独白録を作成したのはGHQへ提出するためであろうと主張する秦に対し、伊藤、児島の両名は、昭和天皇の私的な内輪話に過ぎないとして、次のように放言をし、嘲笑しているのである。

伊藤 これは、秦さんのいう英文が出てきたらカブトを脱ぎますがね（笑）。

児島 せいぜい秦さんにお探しいたしましょう（笑）。

（2）独白録の英訳文の発見—フェラーズ文書中に

一橋大学教授吉田裕は、早くも、1992年12月21日第1刷発行の「昭和天皇と終

戦史」(岩波新書)の中で、GHQ参謀2部(G2)部長チャールズ・ウィロビー少将の回想録、「知られざる日本占領」(番町書房)の中の次の一節を捉えて、昭和天皇のこの回想談の記録の英訳文の存在を指摘していた。

「東京の私の情報部は、公的に圧力をかけるという手段ではなしに、私的ルートを通じて天皇側近のある最高官吏から機密書類を入手し、さらに彼の考えを述べさせて、文書化することに成功した。(中略)これらの文書はきわめて重要な歴史文書だといえる。大日本帝国が崩壊に瀕しているまぎわにおける、天皇の奇妙なまでに生々しい姿や、降伏時における天皇の役割がくっきりと浮き彫りにされているのである」

その後、伊藤、児島の「予言」どおり、実際に独白録の英訳文が出てきたのであった。もっとも探したのは秦ではなく、東野真をチーフとする、NHK取材班であった。彼らは、1996年5月、同年6月23日放映されたNHKスペシャル「秘録 高松宮日記の昭和史」の番組作りで、あのフェラーズの一人娘ナンシー・フェラーズ・ギレスビーを訪ね、裏づけのためフェラーズの残した文書資料に目を通させてもらっていたときに、A4紙8枚にタイプされた不思議な文書を発見したのであった。それが独白録の英訳文だったのである。文書の余白には、フェラーズの筆跡で「BY Hidenari Terasaki」と鉛筆書きされていた。伊藤、児島の面目丸つぶれである。

東野は、この英訳文は、独白録の作成日付となっている1946年6月1日よりも前、同年4月23日ころにフェラーズにわたったであろうと推認している。その決め手になったのは木下の「側近日誌」(文藝春秋)と寺崎の「御用掛日記」(文藝春秋)である。弁明書づくりが終わった4月8日以後の「側近日誌」と「御用掛日記」を追っていくとそれはわかる。昭和天皇および木下は、寺崎を通じ、フェラーズにマッカーサー・天皇の第2回会見の設定を交渉し、一旦は4月23日午前10時30分と決まったが、それが政局の関係で、延期になってしまった。その会見に向けての「御会話資料」が何回も「側近日誌」、「御用掛日記」に出てくる。それは、独白録であり、またその英訳文であるとの推理は、初級者レベルでもできる。4月23日の夜、寺崎はフェラーズと会う。その前に木下から寺崎の裁量で「機密話してよし」と許可を得たことを日記に書いている。

同月3日、連合国・極東委員会、天皇を戦争犯罪者から除外することを決定、その通知が東京に届いたのは同月23日であった。

一方、極東軍事裁判の国際検察局は、ソ連検察陣が着任しないまま、4月5日、暫定的に26名の被告を選定した。ソ連検察陣が来日したのは13日であった。彼らは、17日に行われた参与検察官会議で既に決定していた26名に、5人追加することを要求した。しかし、その中に天皇は入っていなかった。かくして4月29日、国際検察局が公表した起訴状には、28名の被告の名前が記載されていたが、勿論天皇は入っていない。

ところで昭和天皇の弁明書づくりは、既に述べたように、1945年12月4日以来、事実上始まっていた。木下の「側近日誌」から拾うと以下のとおりである。

12月4日

尚、戦争責任者について色々御話あり。右は非常に重要な事項にしてかつ外界の知らざる事あり。御記憶に加えて内大臣日記、侍従職記録を参考として一つの記録を作り置くを可と思ひ、右お許しを得たり。

12月7日

午前、侍従長室に侍従長、内記部長と三人、木戸侯の文書の事につき協議。兎角松平君相手に側近の時局に関する文書を纏める事とす。

1946年2月25日

とにかく側近としても、陛下の御行動につき、手記的のものを用意する必要なきやにつき御下問あり。これは発表の有無は別として、内記部長を専らこれにあたらしむべきことを申上ぐ。

(3) 昭和天皇回想談はなぜ急いだか—これもフェローズの心理戦なり

3月18日からの作業は、その延長線上にある。しかし、上述の如く、いきなり異様な状況、異様なほどの切迫感がもたらされるようになってしまった。一体何があったのであろうか。

寺崎が正式に御用掛に任じられたのは2月20日、天皇とはじめて対面できたのは3月9日であった。寺崎は、フェローズに早速報告した。このころ、フェローズは、日本の関係者に、3月2日の極東軍事裁判国際検察局の執行委員会で、被告選定作業が開始されたこと、オーストラリアのマンズフィールド検事が、天皇を含む戦争犯罪者のリストを提出し、天皇の訴追を強く主張したことを伝え、天皇自身の開戦責任に関する弁明書をつくることを要求していた。当然、寺崎にも伝えたであろう。その要求が、寺崎を通じて、天皇および側近に届いたのである。

もっともフェローズにとっては「マッカーサーの協力者として占領を円滑ならしめつつある天皇が裁判に出されることは本国におけるマッカーサーの立場を非常に不利にする。これが私の願いの理由だ。」というわけで、独自の心理戦を戦っているのであった。

2 まとめ

「立憲君主制と象徴天皇制の間」と題して、長々と論じてきたが、このあたりでまとめをしておくこととする。

以上述べたように天皇および天皇制の維持は、GHQ/SCAP・マッカーサーが主導して決定したのであり、米国本国政府や連合諸国政府は、それを追認したに過ぎないことは明らかである。そこにはマッカーサーの千軍万馬の働きが認められる。ではマッカーサーにそのように推し進めさせたものは何であろうか。

マッカーサーは、米国陸軍トップの地位にある高官として権威への親和性を持ち、自己に subject to することになった昭和天皇に対し個人的にも感慨をもったことであろう。しか

し、マッカーサーを突き動かしたものはそのような個人的感慨ではなく、占領政策を効率的かつ平穩に遂行するために昭和天皇を利用できるという昭和天皇の利用価値こそがはるかに大きな意味を持ったのである。マッカーサーにとっては、武器をもった戦時下の戦いから権力をもった平時における戦いに局面が移動したに過ぎず、昭和天皇の利用は戦時下における戦いの一側面である心理戦の延長であった。

それと同時にマッカーサーが本国政府や連合国諸国政府を自己の決定に従わせ、日本政府をそれに協力させるためにとった戦略・戦術もまさに戦時下の心理戦の延長線上のものであった。そしてそれを支えたのは、民政局をはじめ有能なGHQスタッフの実務的働きも勿論であるが、それ以上に心理戦のプロであるフェローズの存在と働きが大きくものをいったのである。

私は、日本国憲法に規定する象徴天皇制はこのような由来をもち激戦のあとをとどめているものとして把握しておく必要があることを強調しておきたいのである。

さて「立憲君主制と象徴天皇制の間」を書き始めたときには、包括的に天皇制を論じてみようと思ったのであるが、本小論で論じることができたのは、戦後「象徴天皇制」を生み出した力とその本質の分析だけに終わってしまった。多少、デフォルメをした感もあるうが、通説的に論じられていることを意識し、これを疑うという姿勢がしからしめたもの、寛容に願いたいものである。

ところで、これから展開していくべき課題は以下のとおりである。

第一に昭和天皇の戦争責任論

丸山真男は、戦争責任を、①誰に対しての責任か、②どのような性質の行為が責任対象となるか—過失、怠慢、不作為責任、③どういう範疇の責任か—刑事上の責任、道徳上の責任、政治的な責任、形而学的責任、④行為主体の地位および職能の4つに区分して論じる必要があると提起している。

昭和天皇の戦争責任についてもこの区分に従い、論じていく必要がある。

もっともそれに先行して、近代天皇制とその昭和戦前の特殊態を研究しておくことが必要である。私は、この問題について、政治過程を詳細に検討し、立憲君主制であったかどうかを論じるのは事の一部を捉えて全体を論じるに等しく、政治過程に現われない宗教・精神・思想における天皇と天皇制を考察する必要があると考えるものである。政治史、思想史を渉猟する必要があるだろう。

第二に近代以前の天皇制の歴史

不親政の伝統、刀に血塗らざるの伝統が説く大家の説を紹介した。が、果してそれは果たしてどうであろうか。大家の説くところでも疑ってかかる必要がある。

大王の時代の戦乱史、律令制導入前後における古代内乱史、律令制の円熟期および中世における天皇による権力闘争の歴史、近世の天皇の実態等々、研究し、論ずることは膨大である。

第三に戦後象徴天皇制の実像と将来

戦後象徴天皇制下においても、昭和天皇が政治に深く関わっていた事実、戦後においても首相をはじめ国務各大臣の内奏が実施されている事実がある。憲法の諸規定との乖離を明らかにする。

そして象徴天皇制の現状、病理と生理、さらには将来を展望することも必要だろう。

以上について私なりに研究していきたいと思いつつ、つたない小論を終えることにする。
(了)

参考文献

「昭和天皇独白録」(文春文庫)

藤原彰・粟屋憲太郎・吉田裕・山田朗「徹底検証昭和天皇独白録」(大月書店)

吉田裕「昭和天皇の終戦史」(岩波新書)

東野真「昭和天皇二つの『独白録』」(NHK出版)

伊藤之雄「政党政治と天皇」(講談社学術文庫・日本の歴史22)

安丸良夫「現代日本の思想論 歴史意識とイデオロギー」中の「第三章」(岩波現代文庫)

藤田省三「藤田省三セレクション」中の「天皇制国家の支配原理」(平凡社ライブラリー)

津田左右吉「古事記及び日本書紀の研究」中の「建国の事情と万世一系の思想」

(毎日ワインズ)

石井良助「天皇 天皇の生成および不親政の伝統」(講談社学術文庫)

ケネス・ルオフ「国民の天皇 戦後日本の民主主義と天皇制」(岩波現代文庫)

長谷川毅「暗闘 スターリン、トルーマンと日本降伏」(上・下/中公文庫)

五百旗部真「戦争・占領・講和」(中公文庫・日本の近代6)

同上「占領期 首相たちの新日本」(講談社学術文庫)

武田清子「天皇観の相克 1945年前後」(岩波同時代ライブラリー)

加藤哲郎「象徴天皇制の起源 アメリカの心理戦『日本計画』」(平凡社新書)

松尾尊兌「考証昭和天皇・マッカーサー元帥第1回会見」(京都大学文学部研究紀要29巻)

豊下櫛彦「昭和天皇・マッカーサー会見」(岩波現代文庫)

同上「安保条約の成立—吉田外交と天皇外交—」(岩波新書)

竹前栄治「占領戦後史」(岩波同時代ライブラリー)

古関彰一「日本国憲法の誕生」(岩波現代文庫)

同上「『平和国家』の再検討」(同上)

高橋紘「昭和天皇 1945—1948」(同上)

同上「象徴天皇」(岩波新書)

原武史「昭和天皇」(岩波新書)

中村政則「象徴天皇制への道—米国大使グルーとその周辺—」(岩波新書)
鈴木昭典「日本国憲法を生んだ密室の九日間」(創元社)
深瀬忠一「戦争放棄と平和的生存権」(岩波書店)
山中永之祐ほか「資料で考える憲法(第2版)」(法律文化社)
樋口陽一・大須賀明「日本国憲法資料集第4版」(三省堂)
中村隆英「昭和史」(上・下/東洋経済新報社文庫版)
半藤一利「昭和史」(戦前篇・戦後篇/平凡社ライブラリー)
栗屋憲太郎「東京裁判への道」(講談社学術文庫)
古川隆久「昭和天皇 『理性の君主』の孤独」(中公新書)
高橋紘・鈴木邦彦「天皇家の密使たち」(徳間文庫)
幣原喜重郎「外交五十年」(中公文庫)
平野三郎「天皇と象の肉」(けやき出版)
家永三郎「戦争責任」(岩波現代文庫)
池田元「戦争責任と天皇像の落差」(「戦後日本の思想と運動『日本近代』と自己認識」論創社・所収)
丸山真男「日本の思想」(岩波新書)
同上「超国家主義の論理と心理」(丸山真男著作集3巻17頁以下)
橋川文三「橋川文三セレクション」中の第三章(岩波現代文庫)
安丸良夫「近代天皇像の形成」(同上)
タカシ・フジタニ「天皇のページェント」(NHKブックス)
同「象徴天皇制の未来について」(講談社学術文庫・庫日本の歴史25「日本はどこへ行くのか」)
遠山茂樹・今井清一・藤原彰「昭和史」(岩波新書)
有馬学「帝国の昭和」(講談社学術文庫・日本の歴史23)
北岡伸一「政党から軍部へ」(中公文庫・日本の近代5)
坂野潤治「昭和史の決定的瞬間」(ちくま新書)
ジョン・ダワー「敗北を抱きしめて」(上・下/岩波書店)
吉田孝「歴史のなかの天皇」(岩波新書)
安田浩「近代天皇制国家の歴史的位罫」(大月書店)
直木孝次郎「日本古代国家の成立」(講談社学術文庫)
上田正昭「大和朝廷 古代王権の成立」(同上)
熊谷公男「大王から天皇へ」(同上・日本の歴史3)
大津透ほか「古代天皇制を考える」(同上・同上8)
井上光貞「天皇と古代王権」(岩波現代文庫)
同上「飛鳥の朝廷」(講談社学術文庫)
北山茂夫「日本古代内乱史論」(岩波現代文庫)

同上「女帝と道鏡 天平末葉の政治と文化」(講談社学術文庫)

今谷明「室町の王権」(中公新書)